1 法 人 県 民 税 等 に 関 す る 調

(1) 法人県民税額等

<u> </u>	141	<u> </u>																															
			確	定	法	人税	割	額	対応する	人税割額に る前年度分 間 申 告 額	度にな	る中間申	確期年る付定限度見額	翌な納	量中	間納付出 還(付 額	現事業年度 分調 定 額		法 人 税 割 定 額		均		等		割		合 카	うち当該	12	当該年	うち	14
		-	事業生	年度	数	税	額		事		事		事	生物	子 割 額	前年	当該年				納	税	義本	務金	者等の	数) 額	調		年度に均	Ø	度に発	利子	Ø
	区	分	確 定 申	うち	確定申	確 定 申	うた	確定申	業	税	業	税		X 説 ガ フ	が 過 大 で	度に収	生度に		過事業年度 分 調 定 額		総総	五	十億円	一 一 億 円	一千万	左	<u>ਜ/ਸ</u>		等割に充		生 し た	割に	
			告のあっ	決定し	告のな	告のあっ	ち決定し	告のな	年度	額	年度	額	年度と	d	あ る 湯	۸	収入し	1+2-3 +4+5+ 6+7		8+9		十 億	超 五 十	超 十	円 超 一	記	定	(10) + (11)	当 し た 利	件	歳出還	係	件
			た も の	たもの	いもの	た も の	たもの	いもの	数		数		数	糸	か 納 寸	たもの	た も の				数	円超	億円以一	億円以工	億円以一	以 外	額		子 割 額	数	付 額	る	数
						1		2		3		4			類 ⑥	7	•/	8	9	10			下	下	下		(1)				13	1 4	
		(本 県				千円	千円	千円		千円		千円	千	円 千	-円	千円	千円	千円	千円	千円							千円	千円	千円		千円	千円	
	分	本店分	630			192, 541			204	41, 615	211	68, 977				1, 467		221, 370	934	222, 304	629	5	10	46	233	335	35, 400	257, 704					
普	割	う ち 連結分	14			21, 449			12	4, 489	15	11, 177				100		28, 237	27	28, 264	14	1	2	5	4	2	2, 980	31, 244					
,z	法	他 県 本店分	3, 058		4	535, 678		17	1,648	127, 241	1,650	215, 061			2	20, 225		643, 740	32, 230	675, 970	3, 016	472	293	564	901	786	721, 566	1, 397, 536					
通	人	う ち 連結分	249		1	58, 869		14	191	20, 326	255	57, 527				1,816		97, 900	6, 784	104, 684	241	98	38	56	22	27	134, 364	239, 048					
法	県	内法人	18, 011	60	15	365, 827	3	33	2, 885	85, 001	3, 295	131, 127			1	13, 966		425, 952	10, 085	436, 037	17, 824	1	11	126	2, 498	15, 188	462, 676	898, 713					
		う ち 連 結 分	61			56, 333			44	20, 380	49	28, 482				2, 415		66, 850	557	67, 407	58		2	18	22	16	5, 178	72, 585					
人		āl l	21, 699	60	19	1, 094, 046	3	50	4, 737	253, 857	5, 156	415, 165			3	35, 658		1, 291, 062	43, 249	1, 334, 311	21, 469	478	314	736	3, 632	16, 309	1, 219, 642	2, 553, 953			7, 656	1	1
		う ち連 結 分	324		1	136, 651		14	247	45, 195	319	97, 186				4, 331		192, 987	7, 368	200, 355	313	99	42	79	48	45	142, 522	342, 877			2, 240		
特	别	法人	749	1		90, 663												90, 663	174	90, 837	745	12	20	50	162	501	45, 625	136, 462					
公		連結分	470	1		5, 629												5, 629	10	5, 639	470	3				467	11, 156	16, 795					
寮等	のみをす	有する法人																			2				1	1	70	70					
人格	よなき	社 団 等	226			157												157	7	164	225					225	4, 575	4, 739					
清	算	法人	284	1		48			4	13						9		44		44	115				7	108	3, 252	3, 296					
特	定	信 託																															
法	人課	税信託																															
合		計	23, 428	63	19	1, 190, 543	3	50	4, 741	253, 870	5, 156	415, 165			3	35, 667		1, 387, 555	43, 440	1, 430, 995	23, 026	493	334	786	3, 802	17, 611	1, 284, 320	2, 715, 315			7, 656	1	1
	うち	連結分	324		1	136, 651		14	247	45, 195	319	97, 186				4, 331		192, 987	7, 368	200, 355	313	99	42	79	48	45	142, 522	342, 877			2, 240		

⁽注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分(令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。)に係る事業年度数及び確定申告税額(修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額(既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。)を含む。)について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

^{2 「}事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上 した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

^{3 「}既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

^{4 「}中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

^{5 「}均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和3年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

^{6 「}特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

^{7 「}普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち連結分」の各欄には、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。)の各連結事業年度の個別帰属法人税額(法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。)を課税標準とする県民税について内書した。この場合において、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

^{8 「}公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。

^{9 「}清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

	, P14 I	_,,,,,,	,,,,,	, H 141	等一则					分		割		法		人		IE.	3 1	±	ī	^	∌ 1.
									本り	県 本 店	分	1	他 県		分	小	計	·	≓ l	为 法	人	合	計
		Σ	<u> </u>		分				事業 年度 数	課税標準と なる る は は し は し は し り は し り は し り は し り は し れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ	法人税割額	法人数	車 柴	課税標準と なる な は は し は し は し は 人 税 関 ス は 個 別 規 る 、 は の れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ	法人税割 額	課税標準と 額 額 ス は は 人 税 属 法 人 の の 人 は 人 人 の り 人 人 の り ん り ん り の り の り の り の り の り の り の り	法人税割額	法人数	事業年 度 数	課税標準と なる は は は は は は し は 人 税 に る れ は し れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ	法人税割額	課税標準と 額 ス は 法 は は 法 は る ス は 法 は る ス は 法 は る る る る る る る る る る る る る る る る る	法人税割額
\perp										1	2			3	4	1)+3 5	2+4 6			7	8	5+7	6+8
			c 次 *	- 4 1	億円以	Lσ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			千円	千円	26	26	千円 3,447,660	千円 89, 822	千円 3,447,660	千円 89,822	12	12	千円 2,076,516	千円 44,679	千円 5, 524, 176	千円 134, 501
電	気供給	業 .	J				- 1		4	0.005	70	20	20										
.13		_	_		億円未	一面り	- 1	4	4	8, 225	70	5	Б	87, 386	1, 313	95, 611	1, 383	122	123	85, 381	1, 199	180, 992	2, 582
刀		ス		供	給		業											4	4	73, 932	1, 194	73, 932	1, 194
生		命		保	険		業					20	20	2, 669, 083	53, 358	2, 669, 083	53, 358					2, 669, 083	53, 358
損		害		保	険		業					11	11	1, 495, 567	35, 018	1, 495, 567	35, 018					1, 495, 567	35, 018
少	額	9	短	期	保	険	業																
貿		易		保	険		業																
倉				庫			業	3	3	7, 417	111	4	4	3, 534	77	10, 951	188	26	26	414, 425	4, 137	425, 376	4, 325
鉄	道	事	業	• #	轨 道	事	業	1	1			5	5	108	5	108	5	3	3			108	5
銀				行			業	2	2	580, 695	15, 643	10	10	1, 799, 341	36, 318	2, 380, 036	51, 961					2, 380, 036	51, 961
証				券			業					3	3	284, 161	7,013	284, 161	7, 013	4	4	1, 140	11	285, 301	7, 024
Hart	S.d.	NII.	r 資本	3 金 1	億円以	上の	法人	15	15	2, 377, 679	47, 356	344	345	5, 275, 459	113, 511	7, 653, 138	160, 867	25	25	2, 336, 421	26, 096	9, 989, 559	186, 963
製	造	業) 資本	金1	億円未	満の)法人	71	71	700, 656	14, 139	259	260	777, 896	16, 898	1, 478, 552	31, 037	1, 393	1, 412	2, 185, 745	39, 082	3, 664, 297	70, 119
2.4.		NII.	_		億円以		- 1	4	4	58, 192	1, 188	154	154	2, 763, 049	73, 344	2, 821, 241	74, 532	4	4	97, 552	1,620	2, 918, 793	76, 152
建	設	業) 資本	公金 1	億円未	満の	法人	97	97	757, 161	14, 769	148	148	357, 224	11, 402	1, 114, 385	26, 171	4, 091	4, 116	6, 771, 162	102, 585	7, 885, 547	128, 756
運	輸		C r 資本	3 金 1	億円以	上の	法人	3	3	13, 376	147	54	54	776, 921	16, 093	790, 297	16, 240	6	6	59, 864	992	850, 161	17, 232
運通	信	業~) 資本	公金 1	億円未	満の	法人	35	35	252, 545	4, 881	108	108	234, 437	4, 964	486, 982	9, 845	662	667	613, 331	8, 563	1, 100, 313	18, 408
匍	売・ 小	売	C r 資本	金 1	億円以	上の)法人	16	16	1, 751, 543	38, 132	353	354	4, 434, 321	93, 100	6, 185, 864	131, 232	13	13	188, 387	4, 332	6, 374, 251	135, 564
業	飲食局	業) 資本	金1	億円未	満の	法人	174	175	2, 666, 944	51, 009	609	612	1, 254, 963	29, 286	3, 921, 907	80, 295	4, 805	4,832	5, 068, 932	83, 078	8, 990, 839	163, 373
そ	の他の	金	、 r 資本	金1	億円以	上の	法人					23	24	254, 251	5, 632	254, 251	5, 632	4	4	101, 572	829	355, 823	6, 461
融	保険	業	J		億円未			3	3	4, 352	157	28	28	24, 723	464	29, 075	621	270	271	203, 203	3, 686	232, 278	4, 307
<u>*</u>	動産	光	· r 資本	金1	億円以	上の	法人					27	29	391, 583	8, 984	391, 583	8, 984	7	7	39, 188	833	430, 771	9, 817
	期 庄	未 ✓	, \ 資本	金1	億円未	満の)法人	21	21	193, 605	3, 346	25	25	76, 141	1, 705	269, 746	5, 051	1, 346	1, 355	896, 895	12, 789	1, 166, 641	17, 840
,,,	73	याद	· r 資本	金1	億円以	上の	法人	7	7	535, 533	10, 813	224	227	2, 229, 231	48, 579	2, 764, 764	59, 392	32	32	593, 615	10, 645	3, 358, 379	70, 037
1	ービス	美 ✓	J		億円未		- 1	157	157	777, 245	14, 825	570	576	1, 251, 353	24, 132	2, 028, 598	38, 957	4, 271	4, 298	4, 469, 139	71, 322	6, 497, 737	110, 279
上	記以外	·の	、 r 資本	金1	億円以	上の)法人	1	1	137, 210	3, 273	10	10	154, 697	3, 399	291, 907	6, 672	2	2	171, 374	3, 378	463, 281	10, 050
事	>	業~) 資本	金1	億円未	満の)法人	15	15	133, 820	2, 445	20	20	76, 594	1, 553	210, 414	3, 998	790	795	997, 622	14, 987	1, 208, 036	18, 985
		合	_		計			629	630	10, 956, 198	222, 304	3, 040	3, 058	30, 119, 683	675, 970	41, 075, 881	898, 274	17, 892	18, 011	27, 445, 396	436, 037	68, 521, 277	1, 334, 311

- (注) 1 令和3年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
 - 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和3年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年 度分について記載した。
 - 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和3年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。
 - 4 「法人税割額」欄には、令和3年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。
 - 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、 「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業 をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等(普通法人分)

		\		区(分 	法人数	うち連結	課税標準人税 標本 を を を と は は し は し り り り り り り り り り り り り り り り	うち連結申告法人に係	算出 法人税割額	県民税の 特定寄附金 税額控除額	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等	外国税額 控除額	仮装経理 に基づく 控 除 額	利子割額 の控除額	租税条約 の実施に 係る控除 額	差 引 法人税割額	うち	うち超過 課税相当 額	うち
資 本	金り	別		\			申告法人 数	額	る個別帰属法 人 税 額	1	2	相当額の控除額 ③	4	5	6	7	①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	連結分		連結分
								千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300	万	円	į	未	満	3, 018	1	1, 399, 817	105	21, 391	1						21, 390	1	5, 852	
300 万	円以」	Ŀ 1, 0	00 万	円表	未 満	9, 665	2	4, 628, 453	1, 265	56, 954	9						56, 945	39	11, 354	10
1,000		万			円	2, 976	12	3, 749, 095	96, 396	59, 982	21						59, 961	2, 148	18, 204	871
1,000 7	万円超	3 5,00	00 万	円表	未 満	2, 372	20	10, 954, 844	589, 207	189, 117	197		153				188, 767	14, 205	73, 207	6, 261
5,000 7	万円以	人上	1 億	円き	未 満	393	14	5, 812, 616	520, 257	122, 997	870						122, 127	11, 081	52, 409	4, 878
1		億			円	72	6	2, 381, 799	839, 455	92, 840	262		5				92, 573	14, 791	40, 841	6, 571
1 億	円超	10	億「	円 未	き満	72	15	4, 378, 218	2, 021, 189	116, 034	67		19				115, 948	39, 853	51, 533	17, 713
10		億			円					11,750			1				11, 749	3, 024	5, 222	1, 344
10 億	円超	50	億「	円 未	き満	10	2	5, 432, 812	2, 350, 991	97, 552	102		22				97, 428	15, 092	43, 294	6, 707
50		億			円					1, 530			1				1, 529	643	680	286
50 億	円超	100	億	円未	き満					53, 014	213		407				52, 394	450	23, 286	200
100	億	円	J	以	上	3	1	1, 670, 474	20, 513	253, 301	83		1, 947				251, 271	21, 658	110, 490	9, 626
保険業	法に対	見定す	ト る 村	目互:	会社					22, 038	27		47				21, 964	13, 665	9, 762	6, 073
	合		計			18, 581	73	40, 408, 128	6, 439, 378	1, 098, 500	1, 852		2, 602				1, 094, 046	136, 650	446, 134	60, 540
内	∫ 県	内		法	人	17, 962	59	23, 927, 842	3, 146, 863	365, 967	110		30				365, 827	56, 333		
訳	分	割		法	人	619	14	16, 480, 286	3, 292, 515	732, 533	1, 742		2, 572				728, 219	80, 317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人(清算法人を除く。
 - 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 - 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 - 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書
 - 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書 した。
 - 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 - 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 - 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 - 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
 - 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 - 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
 - 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 - 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定
 - 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る

(4) 資本金別法人税割額等(全法人対象分)

区分			(L MA)	/·1 ×2//11 /																
	\		[2	S S	→	法 人		課税標準と なる法人税 額又は個別	ふそ 連休中	算出 法人税割額	県民税の 特定寄附金 税額控除額	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除	外国税額 控除額	仮装経理 に基づ 腔 除 額	利子割額 の控除額	NI 0 1T 1/1	差 引法人税割額		うち超過 課税相当	
資本	金	an		\		米ケ	うち連結 申告法人 数	帰属法人税 額	うち連結申 告法個別 帰属 税 額	①	2	対象所得税額等 相当額の控除額 3	4	5	6	額 ⑦	(1)-(2)-(3)-(4) -(5)-(6)-(7)	うち 連結分	額	うち 連結分
7	-112.	7,			$\overline{}$			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300	万	円	未	ŧ	満	3, 973	1	1, 754, 094	105	29, 237	1	113	113	1113	113	113	29, 236	1	7, 945	
300 万丨	円以」	上 1,00	00 万	円未	き満	9, 843	2	4, 675, 801	1, 265	57, 421	9						57, 412	39	11, 354	10
1,000		万			円	2, 985	12	3, 755, 090	96, 396	60, 025	21						60,004	2, 148	18, 204	871
1,000 7	万円超	₫ 5, 00	0万	円寿	き満	2, 504	20	11, 043, 480	589, 207	190, 041	197		153				189, 691	14, 205	73, 338	6, 261
5,000 7	万円以	人上:	1 億	円未	き満	427	14	5, 885, 258	520, 257	123, 957	870						123, 087	11, 081	52, 739	4, 878
1		億			円	73	6	2, 443, 217	839, 455	92, 840	262		5				92, 573	14, 791	40, 841	6, 571
1 億	円超	10	億 円	未	満	120	15	4, 468, 070	2, 021, 189	118, 185	67		19				118, 099	39, 853	52, 489	17, 713
10		億			円					11,750			1				11, 749	3, 024	5, 222	1, 344
10 億	円超	50	億 円	未	満	26	2	5, 794, 169	2, 350, 991	102, 737	102		22				102, 613	15, 092	45, 598	6, 707
50		億			円					1, 530			1				1, 529	643	680	286
50 億	円超	100	億 円	未	満	4		142, 951		57, 297	213		407				56, 677	450	25, 189	200
100	億	円	Ē	Ļ	上	3	1	1, 670, 474	20, 513	330, 512	83		4, 568				325, 861	21, 658	145, 759	9, 626
保険業	法に対	見定す	る相	互会	会社					22, 038	27		47				21, 964	13, 665	9, 762	6,073
	合		計			19, 958	73	41, 632, 604	6, 439, 378	1, 197, 570	1, 852		5, 223				1, 190, 495	136, 650	489, 120	60, 540
内	県	内	ž.	去	人	19, 325	59	25, 025, 263	3, 146, 863	383, 271	110		30				383, 131	56, 333		
訳	分分	割	ž	去	人	633	14	16, 607, 341	3, 292, 515	814, 299	1, 742		5, 193				807, 364	80, 317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人(清算法人を除く。)について記載した。
 - 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 - 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 - 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
 - 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書 した。
 - 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 - 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 - 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 - 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
 - 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 - 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
 - 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 - 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。
 - 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種	類	税 額	課税支払額	非課税支払額	左 の う 者 ま 居 る 額	納 入申告書数
		千円	千円	千円	千円	枚
	特定公社債以外の公社債の利子	40	812			
公	銀 行 預 金 利 子	59, 587	1, 215, 312	58, 756	4	
社	銀行以外の金融機関の預貯金利子	19, 886	406, 032	60, 299	1	
債	勤務先預金等の利子	50, 085	1, 002, 212	702		
利	合同運用信託の収益の分配					
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配					
子	郵 便 貯 金 利 子	1	39			
等	国外一般公社債等の利子等					
1/4.0	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	960	19, 197	213		
私運の募用収公変の	私募公社債等運用投資信託の収益の分配					
公資のく社信分	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
_{債 託配} 等等等	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
金	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2, 639	52, 900			
AE.	定期積金の給付補てん金	2, 634	53, 575			
融	掛金の給付補てん金					
類	抵 当 証 券 の 利 息					
似	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益					
商	外 貨 建 預 貯 金 等 の 為 替 差 益					
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2, 131	43, 023			
品	小計	7, 404	149, 498	11		
	そ の 他					
	合 計	137, 963	2, 793, 102	119, 981	5	3, 920

⁽注) 1

¹ 令和3年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されない ものについて記載した。

[「]納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分		特別徴収義務者数	営 業 所 数
銀 行	等	9	190
信用金庫	等	7	99
農林中央金庫	等	16	85
証 券 会	社	4	5
保険会社	等	20	41
社 内 預 金 実 施 企	業	24	39
その他の金融機関	等	50	51
合	計	130	510

- (注) 1 令和4年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について 記載した。
 - 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀 行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
 - 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連 合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
 - 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用 漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
 - 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
 - 6 「その他の金融機関等」とは、上記2~5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機 関等をいうものである。
 - 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を 行うものの数を記載した。

(7) 配 当 割

種類	税額	支	払 金	額	納入
1里 火 貝	7九 6只	課税分	還付税額	非課税等分	申告書数
	千円	千円	千円	千円	枚
上場株式等の配当等	161, 306	3, 226, 928		184, 141, 901	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	14, 050	275, 752		3, 147, 166	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の 配 分 の う ち 公 募 の も の					
特定公社債の利子・特定口座外の 割 引 債 の 償 還 金	2, 900	57, 967		336, 979	
源泉徴収選択口座内配当等	468, 032	10, 213, 993	847, 461	1, 948, 183	
合 計	646, 288	13, 774, 640	847, 461	189, 574, 229	6, 169

- (注) 1
- 令和3年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の 「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 - 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。
 - 「支払金額」のうち、「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号 の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 - 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等讓渡所得割

種類	税額	支	払 金	額	納入
1里 族	17% 199	課 税 分	還付税額分	非課税等分	申告書数
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	604, 925	13, 037, 476	4, 614, 663		294

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて記載した。
 - 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を 記載した。
 - 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する 支払金額(第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額)を記載した。
 - 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の 額を記載した。
 - 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

2 個 人 事 業 税 に 関 す る 調

(1) 第一種事業

				課	税人	員	所	得 金	額	事業主	差引課税 所得金額			課	税人	員	所	得 金	額	事業主	差引課税 所得金額
	種	別		所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計 ①	控除額 ②	所得金額 ①-②	種	別	所 得 課 税 :	说 所 得 税 者 失 格 者	計	所 得 税 課 税 者	. 所 得 税 : 失 格 者	計	控除額 ②	所得金額 ①-②
				人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円				\ \ \	人	千円	千円	千円	千円	千円
物	品。	販う	も 業	748	44	792	4, 159, 355	158, 048	4, 317, 403	2, 245, 578	2, 071, 825	問	屋	業	2	2	7, 057	,	7, 057	5, 800	1, 257
保		険	業									両	替	業							
金	銭	貸付	寸 業	1		1	6, 166		6, 166	2, 900	3, 266	公 衆	浴場		2	2	13, 851		13, 851	5, 800	8, 051
物	品	貸付	寸 業	12	1	13	64, 453	5, 135	69, 588	37, 700	31, 888	演劇	興 行 氵	業							
不	動産	賃貸/	付 業	1, 392	21	1, 413	9, 221, 811	67, 532	9, 289, 343	4, 052, 034	5, 237, 309	遊 技	場	業	9	9	36, 022		36, 022	26, 100	9, 922
製		造	業	470	30	500	2, 502, 263	113, 396	2, 615, 659	1, 443, 476	1, 172, 183	遊覧	所								
電	気	供糸	合 業	9		9	34, 398		34, 398	26, 100	8, 298	商品	取引	業							
土	石	採耳	瓦 業									不動產	産売買	業	7	7	32, 313	3	32, 313	20, 300	12, 013
電	気 通	通信:	事 業									広	告 萝	業 :	.1	11	38, 803	3	38, 803	31, 900	6, 903
運		送	業	116	10	126	560, 415	45, 513	605, 928	362, 017	243, 911	興 信	所								
運	送	取步	及業									案	内		5	5	30, 315	5	30, 315	14, 500	15, 815
船船	怕てい	いけい	・場業									冠 婚	葬祭		8	8	66, 403	3	66, 403	23, 200	43, 203
倉		庫	業									合	į	4, 67	/5 228	4, 903	27, 113, 934	854, 379	27, 968, 313	14, 082, 427	13, 885, 886
駐	車	場	業	12		12	53, 891		53, 891	34, 800	19, 091										
請		負	業	1, 508	81	1, 589	8, 563, 394	312, 891	8, 876, 285	4, 589, 496	4, 286, 789						I.	·		ı	
印		刷	業	3		3	18, 075		18, 075	8, 700	9, 375	(2)	第二種	玄 堂							
出		版	業									_/	<u> </u>	課	税 人	員	所	得 金	額		
写		真	業	12	2	14	51, 324	8, 351	59, 675	40,600	19, 075	種	別	市 得:	当		所 得 税	所 得 稅	5	事業主 控除額	差引課税 所得金額
席		貸	業											課税	说 所 得 税 者 失 格 者	計	所 得 税課 税 者	所 得 税 告	計	2	1-2
旅		館	業	12	2	14	43, 875	7, 262	51, 137	39, 150	11, 987				1 1	1	千円	千円	千円	千円	千円
料	理			40	3	43	175, 021	9, 595	184, 616	122, 525	62, 091	畜	産	紫	6 \	6	86, 001	1	86, 001	16, 192	69, 809
飲	食		業	226	27	253	1, 069, 871	102, 280	1, 172, 151	729, 109	443, 042				1	11	138, 686	5	138, 686	30, 934	107, 752
周		旋	業	14		14	83, 780		83, 780	40, 600			製造								
代		理	業	45	7	52	212, 046	24, 376	236, 422	148, 142	88, 280				7	17	224, 687	,	224, 687	47, 126	177, 561
仲		並	業	11		11	69, 032	ŕ	69, 032	31, 900	37, 132					I.	<u>.</u>	<u> </u>	<u>'</u>	<u>.</u>	· .

(3) 第三種事業

(3)	<u> </u>	<u> 二種</u>	7	木							
			-	課	税 <i>丿</i>	、 【	所	得 金	額	事業主	差引課税
	種	別		所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計	控除額	所得金額
			_	,,, ,e ,	7 16 6				1	2	1)-2
				人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医			業	124		124	1, 190, 554		1, 190, 554	358, 875	831, 679
歯	科		業	54		54			489, 778	155, 634	334, 144
薬	剤		業	1		1	5, 198		5, 198	2, 900	2, 298
		事の事 かんりょう かんしょう かんかん かんかん かんかん かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ		16	3	19	79, 480	10, 750	90, 230	55, 100	35, 130
獣	医	5	業	33		33	357, 603		357, 603	95, 459	262, 144
装	蹄	師	業	1		1	5, 325		5, 325	2, 900	2, 425
弁	護	士	業	59	3	62	787, 342	13, 640	800, 982	179, 800	621, 182
司	法 書	士	業	64	1	65	617, 718	5, 556	623, 274	187, 775	435, 499
行「	攻 書	士	業	22	1	23	191, 110	4, 675	195, 785	65, 250	130, 535
公	証	人	業	2		2	15, 524		15, 524	5, 800	9, 724
弁	理	士	業	3		3	21,889		21, 889	8, 700	13, 189
税	理	士	業	134	2	136	1, 610, 702	2, 028	1, 612, 730	380, 869	1, 231, 861
公認	图 会	計士	業	10		10	141, 658		141, 658	29, 000	112, 658
計	理	士	業								
社会	保険	労務士	:業	65		65	525, 228		525, 228	188, 500	336, 728
コン	サル	タント	業	77	2	79	444, 341	7, 523	451, 864	222, 818	229, 046
設計	十監	督 者	業	122	2	124	684, 708	9, 439	694, 147	358, 875	335, 272
不重	力 産	鑑定	業	1		1	8, 509		8, 509	2, 900	5, 609
デ・	ザイ	・ン	業	35	4	39	180, 616	17, 454	198, 070	112, 134	85, 936
諸:	芸 飼	5 匠	業	56	5	61	256, 799	16, 556	273, 355	170, 134	103, 221
理	容	ř	業	46	8	54	198, 503	26, 848	225, 351	154, 909	70, 442
美	容	Ĕ.	業	132	23	155	579, 258	85, 851	665, 109	446, 842	218, 267
クリ	-=	ング	業	3		3	10, 485		10, 485	8, 700	1, 785
公	衆 浴	〉場	業	2		2	6, 497		6, 497	5, 800	697
歯乖	斗衛	生士	業								
歯乖	斗技	工士	業	43	6	49	197, 999	22, 023	220, 022	142, 100	77, 922
測	量	士	業	15	1	16	99, 000	3, 558	102, 558	46, 400	56, 158
土地	家屋	調査士	:業	54	1	55	395, 968	6, 369	402, 337	159, 500	242, 837
海事	事代:	理士	業	1		1	3, 202		3, 202	2, 900	302
印》	削 製	以版	業								
合			計	1, 175	62	1, 237	9, 104, 994	232, 270	9, 337, 264	3, 550, 574	5, 786, 690

(注)1 いずれも令和2年の年中における事業の所得に対して課税した令和3年度の個人事業税(減 免により税額がなくなったものを除く。)について記載した。

なお、令和3年の年中に事業を廃止した者に対して令和3年度において課税したものも含まれている。

- 2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。
- 3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。
- 4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

(4) 分割個人の所得金額

	ノハロサル政	•													
	本		県		本		店		分		他	県	本	店	分
区 分	課税人員		課	移	Ź	標	ì	準	額		課税	l B	分害	削を受	きけた 準額
	味 忧 八 貝	本	県	分	他	県	分		計		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	八貝	課	税 標	準額
	人			千円			千円			千円		人			千円
第一種事業												1			3, 624
第二種事業															
第三種事業												1			7, 269
計												2		1	0, 893

(5) 事業専従者

		青	 色	申	告	É	色	申	告			計	
区分		納税者数	左ち者を の専控 い き き き き き き き き き き き き き き き き き き	専従者数	給与額	納税者数	左ち者を の専控 いき を が き き き き き き き き き き き き き き き き き	専従者数	控 除 額	納税者数	左ち者をた者 を対験 が が が が が が が が が が が が が が り だ り だ り が り が	専従者数	給 与 (控除)額
		1	2	3	4	5	6	7	8	(①+ ⑤)	(2+ 6)	(3+ 7)	(4+8)
		人	人	人	千円	人	人	人	千円	人	人	人	千円
第一種事	業	3, 959	1, 726	2, 154	4, 158, 645	944	196	214	172, 290	4, 903	1, 922	2, 368	4, 330, 935
第二種事	業	17	6	8	31, 202					17	6	8	31, 202
第一条 あん 季 以 種 (1, 128	491	545	1, 306, 903	89	23	28	20, 348	1, 217	514	573	1, 327, 251
事あん業	摩等	15	7	9	16, 432	5				20	7	9	16, 432
合 計	•	5, 119	2, 230	2, 716	5, 513, 182	1, 038	219	242	192, 638	6, 157	2, 449	2, 958	5, 705, 820

(6) 所得階層別

		7. A PEI /EI	3007	万円以下	300 万 310 万	万円超		万円超		万円超		万 円 超	340 350 万	万 円 超		万 円 超		万 円 超 万 円 以 下		万 円 超
Į.	<u>X</u>	分	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
		,	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
第		所得税課税者	204	595, 957	188	572, 701	186	584, 543	145	469, 489	166	556, 131	138	475, 254	155	547, 354	137	498, 917	142	528, 476
一種事業		所得税失格者	21	62, 100	13	38, 160	20	59, 594	15	46, 123	16	53, 529	9	28, 776	15	47, 325	10	36, 476	6	22, 648
業		計	225	658, 057	201	610, 861	206	644, 137	160	515, 612	182	609, 660	147	504, 030	170	594, 679	147	535, 393	148	551, 124
	(
第二		所得税課税者											2	6, 868						
第二種事業	$\left\{ \right.$	所得税失格者																		
未		計											2	6, 868						
	(b(
	ん摩業	所得税課税者	37	107, 678	37	,		81, 414	34		28	93, 132		103, 457	27		31	112, 276	18	66, 702
第	等以外の	所得税失格者	3	,	3	9, 106		25, 277	5	16, 241	3	10, 024		10, 346	3				4	15, 024
三	もの	計	40	116, 600	40	122, 020	35	106, 691	39	126, 836	31	103, 156	33	113, 803	30	106, 433	31	112, 276	22	81, 726
種	あ	, 所得税課税者			3	9, 123			1	3, 267	1	3, 324					1	3, 639	1	3, 794
事	を摩	所得税失格者			1	3, 039	1	3, 165												
7	等	計			4	12, 162	1	3, 165	1	3, 267	1	3, 324					1	3, 639	1	3, 794
業		小計	40	116, 600	44	134, 182	36	109, 856	40	130, 103	32	106, 480	33	113, 803	30	106, 433	32	115, 915	23	85, 520
合		所得税課税者	241	703, 635	228	694, 738	213	665, 957	180	583, 351	195	652, 587	170	585, 579	182	643, 141	169	614, 832	161	598, 972
計	{	所得税失格者	24	71, 022	17	50, 305	29	88, 036	20	62, 364	19	63, 553	12	39, 122	18	57, 971	10	36, 476	10	37, 672
AT		計	265	774, 657	245	745, 043	242	753, 993	200	645, 715	214	716, 140	182	624, 701	200	701, 112	179	651, 308	171	636, 644

⁽注)1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

² 中途開廃業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

^{3 「}第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

	<u> </u>	分		万円超 円以下		万円超		万円超 7円以下		万円超	600 700 万	万 円 超	700 1,000	万 円 超 万 円 以 下	1,000	万 円 超	合	計
		73	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額	人員	所 得 金 額
		,	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
第		所得税課税者	119	455, 726	131	516, 942	953	4, 200, 025	591	3, 220, 548	401	2, 567, 399	608	4, 938, 138	411	6, 386, 334	4, 675	27, 113, 934
一 種 事	{	所得税失格者	15	57, 884	11	43, 470	42	166, 406	26	124, 132	5	31, 524	2	11, 949	2	24, 283	228	854, 379
業		計	134	513, 610	142	560, 412	995	4, 366, 431	617	3, 344, 680	406	2, 598, 923	610	4, 950, 087	413	6, 410, 617	4, 903	27, 968, 313
	,	,																
第一		所得税課税者	2	7, 691					1	5, 742	2	10, 778	3	26, 554	7	167, 054	17	224, 687
第二種事業	{	所得税失格者																
業		計	2	7, 691					1	5, 742	2	10, 778	3	26, 554	7	167, 054	17	224, 687
	, +	,																
	めん摩業	所得税課税者	25	96, 255	31	122, 409	206	916, 608	122	662, 251	107	688, 239	170	1, 395, 188	228	4, 255, 284	1, 158	9, 020, 189
第	等 以 外	所得税失格者	1	3, 892	3	11, 825	16	68, 649	4	17, 124	1	6, 369	1	7, 201	1	874	59	221, 520
三	の も の	計	26	100, 147	34	134, 234	222	985, 257	126	679, 375	108	694, 608	171	1, 402, 389	229	4, 256, 158	1, 217	9, 241, 709
		,																
種	あん	所得税課税者					5	22, 588	2	11, 149			2	16, 365	1	11, 556	17	84, 805
事	摩女業	所得税失格者					1	4, 546									3	10, 750
	等	計					6	27, 134	2	11, 149			2	16, 365	1	11, 556	20	95, 555
業	. ,	小 計	26	100, 147	34	134, 234	228	1, 012, 391	128	690, 524	108	694, 608	173	1, 418, 754	230	4, 267, 714	1, 237	9, 337, 264
合		所得税課税者	146	559, 672	162	639, 351	1, 164	5, 139, 221	716	3, 899, 690	510	3, 266, 416	783	6, 376, 245	647	10, 820, 228	5, 867	36, 443, 615
計	{	所得税失格者	16	61, 776	14	55, 295	59	239, 601	30	141, 256	6	37, 893	3	19, 150	3	25, 157	290	1, 086, 649
П		計	162	621, 448	176	694, 646	1, 223	5, 378, 822	746	4, 040, 946	516	3, 304, 309	786	6, 395, 395	650	10, 845, 385	6, 157	37, 530, 264

(7) 個人事業税の減免

	公子来机以加坡 公	人	員	所	得	金額	減	免	額
第一種事業	(天 災 に よ る 者 公私の扶助を受ける者 そ の 他 計		人			千円			千円
第二種事業	天災による者 公私の扶助を受ける者 その他 計								
第三のおのながある。	天 災 に よ る 者 公私の扶助を受ける者 そ の 他 計								
種事業等	天災による者 公私の扶助を受ける者 その他 計								
帝 計	天 災 に よ る 者 公私の扶助を受ける者 そ の 他 計								

- (注) 1 令和3年度において減免したものについて記載した。
 - 2「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。
 - 3「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

3 法人事業税に関する調

(1) 事業税額等

(1)	<u>争</u>	耒	柷	狙≒	<u> </u>	Т			現		事		業	É		年		度			 分		過事業	年 度 分		当該
									確	定		額		確定事業 する前 ⁴ 申告額	業税額に対応 手度分の中間	確定申告なる中間	示が翌年度に 引申告額	確定申	告期限が翌年 る見込納付額	中間納	付額の	調	所得		合	年 度 に
	E.			^			事業年	三度数	所	税	額	確定申のなり	告及び決定い中間申告	7	24	事	D4	事	224	前年度	当該年	定額	(収	調	計	おいて発
	区			分			あったもの	したもの	得 金 額	あったもの	したもの	事業年度数	税額	業年度数	税額	業年度数	税額	業年度数	額	に収入したもの	度に収入したもの	①+2-3+ ④+5+6	入) 金 額	定額	7+8	生した歳出還付額
						\perp			⊀ m	1	7 m		2		3		4		⑤ 千円		4 m	7	₹ m	8	9	
法	/ ·	Œ.		- 1	本 本店	県	595		千円 26, 588, 106				千円	182	千円 438, 211	188	千円 510, 563		干円	千円 37,455	千円	千円 1,933,074	千円 78, 280	千円 4,661		
第七十		重	注入人	. }	他本店	県	2, 107		48, 475, 374	3, 186, 444		3	64	890	917, 186	867	1, 105, 076	;		131, 329		3, 505, 727	1, 258, 457	58, 409	3, 564, 136	
二条	治	去 去	À	県 内	法	人	17, 495	60	95, 133, 280	5, 705, 364	72	12	857	2, 788	1, 519, 739	3, 161	1, 846, 845			336, 943		6, 370, 270	1, 572, 537	86, 431	6, 456, 701	
の 二)	(小	計		20, 197	60	170, 196, 760	10, 715, 075	72	15	921	3, 860	2, 875, 136	4, 216	3, 462, 484			505, 727		11, 809, 071	2, 909, 274	149, 501	11, 958, 572	
第 一	特	Ê	別		法	人	1, 105	1	33, 196, 737	1, 606, 602	6											1, 606, 602	16, 508	736	1, 607, 338	
項第	公	:	益	法	人	等	470	1	1, 189, 499	71, 273	1											71, 273	2, 208	76	71, 349	
一 号	人	、格	な	き	社 団	等	226		108, 344	3, 906												3, 906	4, 185	146	4, 052	
ロに	清	Î	算		法	人	283	1	28, 079	1, 383				4	318					226		1, 291			1, 291	
掲げる	特	È	定	,	言	託																				
法人	法	: 人	、課	! 秭	信	託																				
分				Ħ			22, 281	63	204, 719, 419	12, 398, 239	79	15	921	3, 864	2, 875, 454	4, 216	3, 462, 484			505, 953		13, 492, 143	2, 932, 175	150, 459	13, 642, 602	
法第73 第 3							208			3, 039, 894	:	3	252	117	1, 208, 151	128	1, 518, 417			42, 468		3, 392, 880		7, 424	3, 400, 304	
法第7 に							966			9, 918, 587		1	851	779	4, 478, 394	797	4, 417, 842			202, 841		10, 061, 727		186, 383	10, 248, 110	
4	E.	業	1	兑	랆		23, 455	63		25, 356, 720	79	19	2, 024	4, 760	8, 561, 999	5, 141	9, 398, 743			751, 262		26, 946, 750		344, 266	27, 291, 016	
地。	方 法	: 人	. 特	別	税:	分																		81, 167	81, 167	
特分	引 法	: 人	, 事	業	税:	分				9, 136, 237	44	:	770		3, 081, 842		3, 208, 069			834, 356		10, 097, 590		99, 200	10, 196, 790	
	合	i		計			23, 455	63		34, 492, 957	123	19	2, 794	4, 760	11, 643, 841	5, 141	12, 606, 812			1, 585, 618		37, 044, 340		524, 633	37, 568, 973	95, 79

⁽注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、 この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する 前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等(外形対象法人分)

(2)	7-71	祝贺寺(外	112 7-3 9	<u> МДУ</u>	· 現		事		業			年		度		5	}		過事業	年 度 分	合	当 該
					確	定		額		確定事業する前年	美税額に対応 F度分の中間	確定申告なる中間	が翌年度に 申告額	確定申行 年度と 付額	告期限が翌 なる見込納	中間納歳出遺	付額の量付額	調		調	計(調	8年度にお
	X	分	事業年	三度数		税	額	確定申のなり	告及び決定い中間申告	事業	税	事業	税	事業	税	前年度に	当該年度	室 額	所得金額、 付加価値額 又は資本金	定	定 額)	いて発生
			あったも ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	しうたか	所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	あっ た も も 告	しうちたか	事業年	税	年度	額	年度	額	年度	額	収 収 入 し た	に 収 入 し	1+2-3+	等の額	額	⑦+⑧	し た 歳 出
			のが	も決 の定		のが ①	も決の定	度 数	額 ②	数	3	数	4		5	も の ⑥	た も の	(4+5+6) (7)		8	9	還 付 額
	((分 (本 県	O.F.		千円		千円		千円		千円		千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
所	普	割 本店分 法 他 県	25		19, 445, 986	194, 253				19	59, 012	19	99, 091					234, 332			234, 332	
得	通	人人人本店分	898		107, 611, 589	1, 073, 705		1	136	722	308, 145	741	426, 913			34, 244		1, 226, 853	5, 689, 692	32, 892	1, 259, 745	
14	法	県内法人	43		5, 556, 750	54, 799				38	20, 739	37	30, 203			82		64, 345			64, 345	
割	人	小計	966		132, 614, 325	1, 322, 757		1	136	779	387, 896	797	556, 207			34, 326		1, 525, 530	5, 689, 692	32, 892	1, 558, 422	
分	清	算 法 人																				
		計	966		132, 614, 325	1, 322, 757		1	136	779	387, 896	797	556, 207			34, 326		1, 525, 530	5, 689, 692	32, 892	1, 558, 422	
付	普				90, 562, 777	1, 086, 752					493, 095		548, 556					1, 142, 213	7, 613, 985	33, 700	1, 175, 913	
加	通	法 他 県 本店分			297, 657, 872	3, 571, 897			536		1, 682, 715		1, 465, 331			182, 097		3, 537, 146	13, 237, 665	89, 639	3, 626, 785	
価	法	県内法人			21, 126, 027	253, 511					110, 756		120, 335					263, 090	371	3	263, 093	
値	人	小計			409, 346, 676	4, 912, 160			536		2, 286, 566		2, 134, 222			182, 097		4, 942, 449	20, 852, 021	123, 342	5, 065, 791	
割	清	算 法 人																				
分		計			409, 346, 676	4, 912, 160			536		2, 286, 566		2, 134, 222			182, 097		4, 942, 449	20, 852, 021	123, 342	5, 065, 791	
資	普				416, 176, 555	2, 080, 881					1, 078, 441		1, 024, 520					2, 026, 960	298, 177	709	2, 027, 669	
本	通法	法			295, 226, 551	1, 474, 345			179		661, 889		643, 096			△ 13,582		1, 442, 149	11, 462, 091	29, 440	1, 471, 589	
割割	人	県内法人			25, 736, 803	128, 444					63, 602		59, 797					124, 639			124, 639	
分		il I			737, 139, 909	3, 683, 670			179		1, 803, 932		1, 727, 413			△ 13, 582		3, 593, 748	11, 760, 268	30, 149	3, 623, 897	
事	業	税 計	966			9, 918, 587		1	851	779	4, 478, 394	797	4, 417, 842			202, 841		10, 061, 727		186, 383	10, 248, 110	
地方	法丿	人特別税分																		39, 368	39, 368	
特 別	法丿	人事業税分				3, 478, 130			354		1, 610, 523		1, 406, 231			645, 278		3, 919, 470		75, 040	3, 994, 510	
	合	āl	966			13, 396, 717		1	1, 205	779	6, 088, 917	797	5, 824, 073			848, 119		13, 981, 197		300, 791	14, 281, 988	27, 22

⁽注) 1 令和3年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。

² ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和3年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額(過事業年度分で令和2年度以前に申告等があり、令和3年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。)又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。

³ このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等(法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分)

<u> </u>	777	大饥饿牙(少	为12末以	∠弗 垻弗∠芍	及い先りた	フレーがリン	の事未刀/													VI.
				現		事	業	\(\begin{array}{c}\)		年		度			分		過事業	年 度 分	合	当該
				確	定	額		確定事業 する前 ^年 申告額	業税額に対応 再度分の中間	確定申告なる中間	が翌年度に]申告額	確定申告 年度と対 付額	吉期限が翌 なる見込納		付額の量付額	調		調	計(調	年度にお
	区	分	事業年度数	収入金額、所	税	額の対	E申告及び決定ない中間申告	事業	税	事業	税	事業	税	前年度に	当該年度	超額	収入金額、 所得金額、 付加価値額	定	定 額)	い て 発 生
			あ確 つ定 た申 たち	得金額、付加価値額又は資	あ確 つ定 た申	事 しう たち 年	税	年	4505	年	4575	年	455	収入し	に収入し	1)+2)-3)+	又は資本金 等の額	\$ 75		し た 歳
			も告しも決めた。	:	も告のが	たもののという。	額	度数	額	度 数	額	度 数	額	たもの	し た も の	4+5+6		額	7+8	出 還 付 額
					1	7 m	2)	3		4		5	6	4 m	7	4 m	8	9	₹ ⊞
1		(千円	千円	千円	千円		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
N. 46		収入割分		172, 723, 729	923, 016		2 29	34	426, 876	44	872, 213					1, 368, 382	1, 021, 460	7, 386	1, 375, 768	
2第 2号	72条の 1項第 に掲げ 業分	地方法人特別税分 特別法人事業税分			990 641		c		154 500		001 701					207 000		25	25	
(3) 手	未刀	一种加压八事来就加 合 計	62		280, 641 1, 203, 657		2 38		154, 523 581, 399	44	261, 761 1, 133, 974					387, 888 1, 756, 270		2, 078 9, 489	389, 966 1, 765, 759	
\/ -	("-		,, 200, 007		-		301,300		1,100,071					1,700,210		",	1,700,700	
法第		収入 割分	35	218, 604, 626	1, 739, 768			31	589, 503	30	503, 859			42, 149		1, 696, 273			1, 696, 273	
十一一	同 号 イ	付加価値割分		30, 266, 285	150, 269				108, 001		73, 781			106		116, 155	10, 261	38	116, 193	
条の	に 掲 げ	資本割分 		40, 114, 001	74, 193				38, 424		36, 870			56		72, 695			72, 695	
=	る 法	事業税計	35		1, 964, 230			31	735, 928	30	614, 510			42, 311		1, 885, 123		38	1, 885, 161	
第一	人 分	特別法人事業税分			776, 358				262, 952		260, 529			8, 050		781, 985			781, 985	
項 第	}	合計	35		2, 740, 588			31	998, 880	30	875, 039			50, 361		2, 667, 108		38	2, 667, 146	
三号	同号	収 入 割 分	111	14, 093, 469	106, 267		1 223	52	18, 924	54	12, 367			157		100, 090			100, 090	
っ に 掲	口	所 得 割 分		1, 032, 278	46, 381				26, 423		19, 327					39, 285			39, 285	
げる	に掲げる	事業税計	111		152, 648		1 223	52	45, 347	54	31, 694			157		139, 375			139, 375	
事業	る法人分	特別法人事業税分			56, 420		67	,	16, 554		11, 091			58		51, 082			51, 082	
分		合 計	111		209, 068		1 290		61, 901		42, 785			215		190, 457			190, 457	
	合	計 	208		4, 153, 313		3 328	117	1, 642, 180	128	2, 051, 798			50, 576		4, 613, 835		9, 527	4, 623, 362	14, 380

⁽注) 1 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

² このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

	<u>K</u>		分		欠 損法 人	年所得	400万円以	以下	年 所 得 800 万	: 400 万円超 円 以 下	年 所 得 1,000	身800万円超 万円以下	年所得 5,000	:1,000万円超 万 円 以 下	年所得 1 億	:5,000万円超 円 以 下	年 所 和 10 億	身 1 億 円 超 円 以 下	年所名	得 10 億 円 超	合	計
	<u> </u>),	:	事 業 年度数	事 業 年度数	所得金	額	事 業 年度数	所得金額	事 業年度数	所得金額	事 業年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業年度数	所得金額	事 業 年 度 数	所得金額
事業年度年	分割法人	軽減	税率適用注 の	人他			=	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
一回法人	県	内	法 計	人																		
事 (. 分	軽減	税率適用法	人	229	58	62,	189	26	145, 052	8	71, 041	93	2, 589, 744	24	1, 768, 402	45	11, 671, 843	4	9, 327, 781	487	25, 636, 052
年度年	法人	、そ	Ø	他	41	5	9,	914	2	12, 978	2	18, 100	22	628, 303	20	1, 375, 427	31	8, 984, 976	10	38, 119, 117	133	49, 148, 815
回	県	内	法	人	10, 415	3, 935	5, 474,	041	1, 138	6, 535, 690	327	2, 946, 203	1, 345	28, 913, 432	216	14, 888, 704	158	35, 450, 531	4	6, 481, 429	17, 538	100, 690, 030
法人人			計		10, 685	3, 998	5, 546,	144	1, 166	6, 693, 720	337	3, 035, 344	1, 460	32, 131, 479	260	18, 032, 533	234	56, 107, 350	18	53, 928, 327	18, 158	175, 474, 897
	合		計		10, 685	3, 998	5, 546,	144	1, 166	6, 693, 720	337	3, 035, 344	1, 460	32, 131, 479	260	18, 032, 533	234	56, 107, 350	18	53, 928, 327	18, 158	175, 474, 897

- (注) 1 令和3年度において確定した普通法人(清算法人を除く。)に係る法人の事業税額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する所得金額(収入金額課税分を除く。)のうち現事業年度分について記載した。
 - 2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

(3)	未性別及	<u> </u>	700-7	-///					分		割		法		人			ı	-l- >-l-	ſ		3 1
	□			^				本	県 本 店	分		他	県 本 店	分	小	計	1	県	内 法	人	合	計
	区			分		ì	法人	事業 年度	所得金額	事業税額	法人	事業年度	所得金額	事業税額	所 得 金 額	事業税額	法人数	事業年	所得金	額事業税額	所得金額	事業税額
							数	年及 数	(I)	2	数	年 及 数	3	4	1)+3 5	2+4 6	仏人数	度数		7 8		6+8
									千円	千円			千円	千円	千円	千円			千			
法	(電	(発	電用	固定	資産	E 割							363	7	363	7					363	7
	気	発信	電所打	妾続旨	電線罩	各割																
第) 供	⟨ 総		定資		割					1	1	121	2	121	2					121	2
七	給	事	務	所	数	割			24, 745	1, 213			884	62	25, 629	1, 275					25, 629	1, 275
+	業	(従	業	者	数	割	4	4	11, 387	570	2	2	725	51	12, 112	621	63	63	62, 7	3, 513	74, 881	4, 134
=	\ ガ	ス	供	糸	洽	業					1	1	137, 812	9, 620	137, 812	9, 620	4	4	1, 351, 5	27 34, 071	1, 489, 339	43, 691
条	/ 倉		庫			業	2	2	29, 461	3, 093	1	1	7,721	730	37, 182	3, 823	25	25	274, 3	19, 611	311, 531	23, 434
	鉄 道	事 業	•	軌 j	道 事	業	1	1			2	2					1	1				
の	銀業行	∫事	務	所	数	割							6, 138, 255	491, 912	6, 138, 255	491, 912					6, 138, 255	
	^ 行	し従	業	者	数	割					1	1	2, 587, 199	207, 335	2, 587, 199	207, 335					2, 587, 199	207, 335
第	証 業 券	∫ 事	務	所	数	割																
_		〕 従	業	者	数	割											4	4	7,6	1		· •
T#	業 造)			人上の		8	_	986, 939	67, 836	69	69	' '	195, 334		263, 170	ı		' '	1	1	
項	造	[資2			に満の 流	- 1	71	71	, ,	251, 945	258	260	1	l		563, 268	1	1, 407	9, 943, 8	711, 024	1	ı .
第	建和	事	務	所	数	割			1, 303, 281	95, 557			2, 183, 759	156, 157	3, 487, 040	251, 714	ı				3, 487, 040	1 .
_	設	従	業	者	数	割	100	100		141, 565	171	172	1	l '	3, 014, 377	229, 707	1	4, 104	29, 073, 3	10 2, 027, 763	1	
号(業通輸 業信・運・	事	務	所	数	割			542, 238	39, 749			1, 199, 112	l	1, 741, 350	135, 840	1				1, 741, 350	ı .
	1	(従	業	者	数	割	38	38	'	l	129	129	1	58, 662		111, 811	1	670	2, 823, 6	187, 122	1	298, 933
	飲食店業、	争	務	所	数	割			5, 309, 095	383, 230			6, 646, 805	497, 506		880, 736	ı				11, 955, 900	
に	1	従	業	者	数	割	179	180		473, 622	720	729	1	412, 673		886, 295	ı	4,821	22, 828, 8	72 1, 576, 249	1	
掲	保金の 除融・ ***	事	務	所	数	割			12, 808	1, 704			111, 290	8, 316		10, 020	1				124, 098	ı .
げ	* O	(従	業	者	数	割	3	3	12, 316	l	34	35	'	6, 118		l	1	273	1, 093, 9	70, 151	1	
る	産不 業動	{ 事 二	務	所	数	割			350, 861	24, 785			575, 985	42, 375		67, 160	ı				926, 846	
		従恵	業	者	数	割	21	21		1	37	38	'	29, 338		64, 293	ı	1, 351	4, 602, 9	282, 833	1	
法	業スー	争。	務	所	数	割	150	150	1, 856, 714	133, 464	000	0.4.	8, 125, 833	564, 458		697, 922	ı	0.001	17 400 -	20 1 147 010	9, 982, 547	· •
人		従東	業	者	数	割	152	152	2, 649, 125	l	632	644	1	302, 956			ı	3,964	17, 480, 5	28 1, 147, 013	1	
分	上記以外	】 第 。	務	所	数数	割割	,_	, _	243, 123	15, 988	0.0	00	569, 801	25, 069		41, 057	1		4 400 3	007 400	812, 924	ı .
	*外	〕従 ■	業	者	数	割	15		· · · · · ·	21, 337	23	23	1	l		81, 236	ı	l	' '	I		· •
	記載内容/	큠					594	595	20, 588, 106	1, 937, 735	2, 081	2, 10/	48, 475, 374	3, 564, 136	75, 063, 480	5, 501, 8/1	17, 438	17, 495	95, 133, 2	SU 6, 456, 701	170, 196, 760	11, 958, 5/2

⁽注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別(外形対象法人分)

						分	生	到					法			人		
	区	分			本 県	、 本	店り	}			他	県 本	店	分		小	計	
		π	法人	事業年	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	法人	事業年	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	所 得 金 額	付加価値額	資本金等の額	事業税額
			数	度数	(1	2	3	4	数	度数	(5)	6	7	8	1)+5 9	2+6 10	3+7 1	4+8 12
					千円	1 千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電〔	発電	用固定資産割									67,842	101, 949	188, 120	84, 654	67, 842	101, 949	188, 120	84, 654
気		听接続電線路割																
供	総固	定資産割							6	6	21,720	32, 771	56, 485	11, 501	21, 720	32, 771	56, 485	11, 501
給		务 所 数 割									3, 941, 932	6, 146, 923	4, 098, 111	136, 106	3, 941, 932	6, 146, 923	4, 098, 111	136, 106
業		業 者 数 割							14	16	604, 979	1, 472, 251	1,004,062	30, 759	604, 979	1, 472, 251	1, 004, 062	30, 759
ガ	ス	供給業									ĺ	, ,		,	,	, ,		ĺ
倉		庫 業	1	1		849, 214	4, 147, 070	30, 494	3	3	66, 633	220, 366	197, 541	4, 236	66, 633	1, 069, 580	4, 344, 611	34, 730
鉄道	事業								3	3	802	873, 266	10, 436, 516	38, 035	802	873, 266	10, 436, 516	38, 035
銀 1	· 業 ·	∫ 事務所数割			1, 305, 98	4 8, 036, 040	41, 383, 523	333, 830			4, 329, 620	6, 041, 835	14, 019, 085	191, 623	5, 635, 604	14, 077, 875	4 4	525, 453
910	1 *	(従業者数割	2	2	1, 355, 59	8, 408, 019	43, 583, 687	350, 343	9	9	1, 199, 129	1, 960, 135	2, 593, 506	51, 062	2, 554, 725	10, 368, 154		401, 405
証	券 業・	∫ 事務所数割									2, 173, 748	4, 211, 241	5, 524, 620	115, 028	2, 173, 748	4, 211, 241	1 1	115, 028
	/3 //	(従業者数割							3	3	614, 155	1, 219, 880	1,747,070	33, 620	614, 155	1, 219, 880	7 7	33, 620
製		造業	7	7	9, 538, 32	1 1 1	313, 474, 558	2, 248, 688	267	270	26, 417, 321	65, 604, 460	84, 221, 695	1, 507, 551		112, 035, 774		3, 756, 239
建	没 業・	▼ 事務所数割			9, 80	1 '	1 ' 1	1, 892	105	100	11, 332, 783	32, 271, 337	22, 386, 285	666, 894	11, 342, 584	32, 406, 196		668, 786
		(1	1	19, 89	8 273, 787	50, 753	3, 839	127	128	5, 797, 858	13, 971, 572	8, 817, 894	304, 450	5, 817, 756	14, 245, 359	1 1	308, 289
	輸 ・ 言 業 ·	事務所数割 従業者数割							22	22	9, 666, 942	31, 338, 160	25, 254, 992	553, 561	9, 666, 942	31, 338, 160	25, 254, 992	553, 561
		「 事務所数割			2, 928, 46	10 919 740	5, 486, 684	186, 447	33	33	1, 439, 602 12, 318, 253	6, 423, 871	2, 878, 813	99, 949	1, 439, 602	6, 423, 871 55, 775, 215	2, 878, 813 32, 363, 783	99, 949 979, 267
卸売・ 飲 食	小 元 莱 、 店 業 「	₹ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	a	a	3, 309, 09			204, 699	236	239	8, 302, 667	44, 962, 466 27, 478, 440	26, 877, 099 14, 220, 493	792, 820 496, 443	15, 246, 719 11, 611, 764	39, 075, 864	19, 830, 515	701, 142
	也の金	「事務所数割	9	9	3, 309, 09	11, 551, 424	3, 010, 022	204, 099	230	209	2, 441, 375	4, 678, 760	19, 306, 710	180, 329	2, 441, 375	4, 678, 760	19, 306, 710	180, 329
	ピジェ 保険業・	{							16	16	529, 152	1, 183, 830	5, 876, 682	49, 524	529, 152	1, 183, 830	1 1	49, 524
		下 事務所数割							10	10	1, 785, 050	2, 898, 403	2, 691, 472	76, 280	1, 785, 050	2, 898, 403	1 1	76, 280
小 動	産業.	(従業者数割							15	16	625, 617	964, 135	1 ' '	26, 672	625, 617	964, 135	1 1	26, 672
ah.	ビス業.	「事務所数割			226, 61	5 1, 420, 045	844, 964	26, 310			9, 389, 675	30, 961, 329	28, 098, 713	624, 718	9, 616, 290	32, 381, 374		651, 028
1		【 従業者数割	4	4	l '		1, 280, 189	32, 236	146	149	4, 075, 638	10, 361, 845	1 ' ' 1	237, 573	4, 367, 930	12, 060, 919	1 1	269, 809
	以外	┌ 事務所数割			164, 19		103, 574	6, 833			401,878	1, 539, 823	1, 907, 211	32, 997	566, 076	1, 861, 233	2, 010, 785	39, 830
	事 業	〔 従業者数割	1	1	295, 71			12, 303	6	7	67, 218	738, 824	538, 557	11, 734	362, 930	1, 317, 666	725, 089	24, 037
合		計	25	25	19, 445, 98	6 90, 562, 77 7	416, 176, 555	3, 437, 914	884	898	107, 611, 589	297, 657, 872	295, 226, 551	6, 358, 119	127, 057, 575	388, 220, 649	711, 403, 106	9, 796, 033

			県	内	去 人			合	計	
区 分	法人	事業年	所 得 金 額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	事業税額
	数	度数	13	14)	15	16	9+13	10+14	11)+(15)	(12) + (16)
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電「発電用固定資産割							67, 842	101, 949	188, 120	84, 654
気 発電所接続電線路割										
供 総 固 定 資 産 割							21, 720	32, 771	56, 485	11, 501
給 事 務 所 数 割							3, 941, 932	6, 146, 923	4, 098, 111	136, 106
業 従業者数割							604, 979	1, 472, 251	1, 004, 062	30, 759
ガス供給業										
倉 庫 業	1	1	541, 391	788, 863	900, 000	20, 970	608, 024	1, 858, 443	5, 244, 611	55, 700
鉄 道 事 業 · 軌 道 事 業	2	2		235, 225	749, 973	5, 785	802	1, 108, 491	11, 186, 489	43, 820
銀行業√事務所数割							5, 635, 604	14, 077, 875	55, 402, 608	525, 453
							2, 554, 725	10, 368, 154	46, 177, 193	401, 405
証券業 事務所数割							2, 173, 748	4, 211, 241	5, 524, 620	115, 028
し () () () () () () ()							614, 155	1, 219, 880	1, 747, 070	33, 620
製 造 業	13	13	4, 080, 423	14, 911, 663	9, 531, 693	287, 599	40, 036, 071	126, 947, 437	407, 227, 946	4, 043, 838
建 設 業 √ 事務所数割							11, 342, 584	32, 406, 196	22, 411, 284	668, 786
							5, 817, 756	14, 245, 359	8, 868, 647	308, 289
運 輸 ・ 事務所数割 通 信 業 従業者数割			001 000	0 000 050	0.040.400	44 000	9, 666, 942	31, 338, 160	25, 254, 992	553, 561
	3	3	201, 938	2, 023, 976	3, 842, 400	44, 236	1, 641, 540	8, 447, 847	6, 721, 213	144, 185
_{即売・小売業、} 事務所数割 ^{飲 食 店 業} 従業者数割	4	4		98,014	653, 457	1 705	15, 246, 719 11, 611, 764	55, 775, 215 39, 173, 878	32, 363, 783 20, 483, 972	979, 267 705, 927
その他の金 「事務所数割	4	4		90,014	055, 457	4, 100	2, 441, 375	4, 678, 760	19, 306, 710	180, 329
融・保険業 従業者数割	2	2	65, 243	209, 620	1, 130, 123	8, 143		1, 393, 450	7, 006, 805	57, 667
(車效託粉割			00, 240	203, 020	1, 100, 120	0, 140	1, 785, 050	2, 898, 403	2, 691, 472	76, 280
不動産業 【	6	6	85, 882	363, 537	3, 779, 488	22, 307	711, 499	1, 327, 672	4, 766, 698	48, 979
(車 黎 正 粉 生)	Ĭ		55,552	000,001	0, , 100	, 。。.	9, 616, 290	32, 381, 374	28, 943, 677	651, 028
サービス業	11	12	581, 873	2, 495, 129	5, 149, 669	58, 252		14, 556, 048	17, 727, 467	328, 061
上記以外 下事務所数割			ĺ	' '		ĺ	566, 076	1, 861, 233	2, 010, 785	39, 830
の 事 業 (従業者数割							362, 930	1, 317, 666	725, 089	24, 037
合計	42	43	5, 556, 750	21, 126, 027	25, 736, 803	452 , 077	132, 614, 325	409, 346, 676	737, 139, 909	10, 248, 110

⁽注) 令和3年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。

(7) 業種別及び分割基準別(法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分)

	/ 未性別及	.ひ分剖基準別(法界	/ Z 宋 V.	/4 年 1 4	貝寿47	ラ 及 い s	うりちに何り	る 尹未刀/														
							分		割							法			人			
	区	分			本	À	Ŗ 4	店	分				他	県	本	店	分		小		計	
		Л	法人	事 業	収入	金 額	所 得 金 額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	法人	事 業	収入金額	所 得 金 額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	収入金額	所 得 金 額	付加価値額	資本金等の額	事業税額
			数	年度数		1	2	3	4	5	数	年度数	6	7	8	9	10	1)+6 11	2+7 12	3+8 13	4+9 4	(5)+(10) (15)
						千円	千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	ſ	「発電用固定資産割											56, 674, 595				565, 631	56, 674, 595				565, 631
電	· 法第72条の:	2 発電所接続電線路割																				
	第1項第2号	景 総 固 定 資 産 割									4	4	25, 304, 858				252, 696	25, 304, 858				252, 696
気	に掲げる事業	事務所数割										1	28, 187				665	28, 187				665
		従業者数割									7	7	7, 576				409, 885	I				409, 885
供	: {	「発電用固定資産割									(l '	79, 067, 551		5, 707, 195	23, 609, 592	1			5, 707, 195	23, 609, 592	214, 827
		**************************************											19,007,551		5, 707, 195	23, 009, 392	214, 021	19,001,551		5, 707, 195	23, 009, 592	214, 621
給	法第72条の	2 発電所接続電線路割																				
١	第1項第3章 に掲げる事業	号 総 固 定 資 産 割									9	9] =0,01=,000		1, 993, 438	I	1	1		1, 993, 438		I I
業	: に拘ける す ラ :				I	13, 356				150			429, 362	4, 136	l	I	1	1	1		327, 844	602
	l	し従 業 者 数 割	4	4		16, 696				187	17	19	102, 027	4, 729	41, 571	55, 936	416, 169	118, 723	4, 729	41, 571	55, 936	416, 356
ガ	ス	供 給 業									1	1	137, 812				9, 619	137, 812				9, 619
4-	命 保	除業 ₹ 事務所数割											33, 200, 495				340, 876	33, 200, 495				340, 876
生	和 沐	○ 未									20	20	12, 431, 628				126, 285	12, 431, 628				126, 285
,		☆ 「事務所数割											32, 805, 868				342, 436	32, 805, 868				342, 436
損	害 保	険 業 従業者数割									11	11	1 ' ' 1				131, 045	l				131, 045
		(東黎 新 割										**	12, 101, 210				101, 010	12, 101, 210				101, 010
少	額短期保	₹ 険 業 ₹ 従業者数割																				
		_																				
貿	易保	除業 ₹ 事務所数割																				
١.		(従業者数割] .												l						
合		計	4	4	1 :	30, 052				337	69	71	278, 500, 133	8, 865	8, 032, 432	31, 812, 551	2, 875, 512	278, 530, 185	8, 865	8, 032, 432	31, 812, 551	2, 875, 849

	<u></u>	/\			県	内	法	人			合		計	
	区	分	法人	事 業年度数	収入金額	所 得 金 額	付加価値額	資本金等の額	事業税額	収 入 金 額		付加価値額	資本金等の額	事業税額
			数	年度数	16)	17)	(18)	19	20	(1)+(6)	12+17	13+18	(14) + (19)	(15) + (20)
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		発電用固定資産割								56, 674, 595				565, 631
電 法第72	2条の2	発電所接続電線路割												
第1項	!第2号イ									25, 304, 858				252, 696
気に掲げ	る事業	事務所数割								28, 187				665
供		【従業者数割								7, 576				409, 885
		発電用固定資産割								79, 067, 551		5, 707, 195	23, 609, 592	214, 827
給 法第72	2条の2	発電所接続電線路割												
	第3号									25, 842, 895		1, 993, 438	7, 819, 179	64, 926
業 に掲げ	る事業	事務所数割								442, 718	4, 136	290, 228	327, 844	602
l		【従業者数割	128	129	45, 239, 167	435, 731	14, 592, 709	3, 179, 324	265, 886	45, 357, 890	440, 460	14, 634, 280	3, 235, 260	682, 242
ガ フ	ス	供 給 業	4	4	1, 351, 527				34, 070	1, 489, 339				43, 689
生 命	保 険	業 ∮ 事務所数割								33, 200, 495				340, 876
F 7	DK BX	使業有級割								12, 431, 628				126, 285
損害	保 険	業 ∮ 事務所数割								32, 805, 868				342, 436
177 🗆	PK PK	(従業者数割								12, 467, 279				131, 045
少額短	期保「	☆ 業 ∫ 事務所数割												
✓ HX /VL	NAT NIC I	(従業者数割												
貿 易	保 険	業 ∮ 事務所数割												
	小	[
合		計	132	133	46, 590, 694	435, 731	14, 592, 709	3, 179, 324	299, 956	325, 120, 879	444, 596	22, 625, 141	34, 991, 875	3, 175, 805

⁽注) 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

	(平立	,,,,,,,,	区分			分		割		法	人		県	内 法	人	<u></u>	<u> </u>	 	~	- (カ	他
\				F	利	益治	<u></u> 去	人	欠	損 法	人											
				\mid			Τ					小 ① + ②	利益法人	欠損法人	小計	利益法人 ① + ④	欠損法人	計	不申告			所在不明
				j.	2の県に またがる もの	3 以上の 県にまれ がるもの	5	計		3以上の 県にまた がるもの	計	(1) + (2)	77 111. 127	NEWY.	(4) + (5)	(1) + (4)	(2) + (5)	3 + 6	法人	法人	法人	法人
資 本	金 /	別		\downarrow			\perp	1			2	3	4	5	6							
300	万	円	未	満	13		1	14	30	7	37	51	1,054	1, 746	2, 800	1,068	1, 783	2, 851	149	341	135	3
300万円	円以上	1,000)万円未	満	49		5	54	68	7	75	129	3, 604	5, 821	9, 425	3, 658	5, 896	9, 554	81	783	544	12
1,000		万	1	円	70		11	81	53	13	66	147	1, 182	1, 591	2, 773	1, 263	1, 657	2, 920	10	122	320	8
1,000 7	7円超	<u>4</u> 5, 000	万円未	満	82		34	116	42	12	54	170	1, 054	976	2, 030	1, 170	1, 030	2, 200	11	59	256	2
5,000 7	可円以	上 1	億円未	満	25		24	49	16	9	25	74	171	131	302	220	156	376		6	56	
1		億	I	円	10		8	18	2	3	5	23	27	19	46	45	24	69			15	
1 億	円超	10 億	5 円 未 1	満	2		7	9	3	3	6	15	23	17	40	32	23	55	1	2	28	
10		億	I	円																		
10 億	円超	50 億	意円 未 泊	満			6	6	1		1	7	2	1	3	8	2	10			2	
50		億	1	円																		
50 億	円超	100 億	意 円 未 泊	満																		
100	億	円	以.	上	1		2	3				3	3			3		3				
	合		計		252	!	98	350	215	54	269	619	7, 117	10, 302	17, 419	7, 467	10, 571	18, 038	252	1, 313	1, 356	25

⁽注) 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和3年度末までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税法人分を除く。)について当該年度 における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

		<u> ~ 0 ///</u>	付的信	,,,,																			
所得	} 階層	欠損	法人	年所得	400万円以下	年所得 800 万	:400万円超 円 以 下	年所得 1,000	¥800万円超 万円以下	年所得 5,000	1,000万円超 万円以下	年所 1 1	得5,000万円超 億 円 以 下	年所 10 個	「得1億円超 億 円 以 下	年月	所得10億円 超		合	計		税	額
資本金別		法人数	女 うち連 結申告 法人数	1	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額		うち連 結申告 法人数	所得金額	う 連 結 分		う 連 結 分
					千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			千円	千円	千円	千円
300 万 🏻	月未満	b 1,78	3	772	1, 004, 025	160	914, 717	40	358, 475	91	1, 591, 274	3	189, 479	2	278, 985			2, 851	1	4, 336, 955	702	227, 658	24
300 万 P 1,000万	月 以 上 円未満	5,89	6	2, 269	3, 084, 123	628	3, 581, 323	174	1, 577, 609	531	10, 285, 789	42	2, 850, 890	14	3, 378, 796			9, 554	2	24, 758, 530	5, 461	1, 351, 920	1, 169
1,000	万円	月 1,65	7 3	575	862, 540	214	1, 242, 602	68	608, 878	343	7, 908, 769	37	2, 495, 703	26	5, 421, 378			2, 920	13	18, 539, 870	407, 635	1, 255, 426	37, 492
1,000 万 5,000万	万円 超 円未満	3 1,03	0 5	335	527, 238	145	847, 962	47	420, 993	402	9, 727, 387	125	8, 567, 564	113	24, 032, 801	3	6, 304, 750	2, 200	19	50, 428, 695	2, 610, 021	3, 674, 931	257, 166
5,000万 1 億円			6 1	34	55, 139	17	94, 731	6	51, 943	78	2, 161, 799	36	2, 670, 569	46	13, 122, 014	3	8, 107, 247	376	13	26, 263, 442	2, 335, 210	2, 280, 061	209, 072
1 億	į P	9 2	4	3	3, 875	2	12, 386			10	337, 522	9	685, 221	19	4, 950, 903	2	3, 720, 829	69	6	9, 710, 736	3, 537, 575	1, 925, 079	262, 264
1 億 10億円																							
10 億	ŧ P	9																					
10 億 50 億 円																							
50 億	ŧ F	9																					
50 億 100億P	円 超日未 満	召齿																					
100 億卩	月以上	Ł																					
合	計	10, 54	6 9	3, 988	5, 536, 940	1, 166	6, 693, 721	335	3, 017, 898	1, 455	32, 012, 540	252	17, 459, 426	220	51, 184, 877	8	18, 132, 826	17, 970	54	134, 038, 228	8, 896, 604	10, 715, 075	767, 187

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人(清算法人及び収入金額課税分を除く。)について記載した。 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
 - 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 - 3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 - 4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別(外形対象法人分)

<u>(10) 具件:</u>	<u> </u>	<u> </u>	10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /	<u> </u>	17 / 1 3 M	<u> </u>																						
所得階層		欠	損 沒	Ė	人	価値	うち付加 額が0以下 ある 法 人	年 所	得 400	万円	以下	年所得	400 万丨	円超8	800 万丨	円以下	年所得8	00 万円 起	翌 1,000 万	7円以下	年所得1	,000万円	超5,000	万円以下	年所得	5,000万	円超1億	意円以下
資本金別	法人数	う t 連結申告 法 人 数	付価値	加資額の	音本金等) 額	法人数	資本金等 の 額	法 人 数	所得金額	付加価値額	資本金等 の 額	法 人 数	所 往金 客	导付質価	加 値 額	資 本 金 等 の 額	法 人 数	.所 得 額	付 加価値額	資本金等 の 額	法人数	所 得金 額	付 加価値額	資本金等 の 額	法人数	所 得金額	付 加 価 値 額	資本金等 の 額
			千	円	千円		千円		千円	千円.	千円		千円	9	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
1 億 円 超 10億円未満	22		8, 642, 5	21 1	2, 001, 345	3	710, 000	4	9, 204	169, 297	756, 900						2	17, 445	406, 145	780, 000	3	75, 894	2, 659, 207	1, 012, 058	7	486, 048	2, 206, 521	2, 716, 600
10 億 円																												
10 億 円 超 50億円未満	2		1, 304, 0	43	7, 840, 607																1	28, 707	1, 448, 536	4, 795, 000	2	149, 178	1, 603, 626	5, 400, 000
50 億 円																												
50 億 円 超 100億円未満																												
100億円以上																												
合 計	24		9, 946, 5	64 1	9, 841, 952	3	710, 000	4	9, 204	169, 297	756, 900						2	17, 445	406, 145	780, 000	4	104, 601	4, 107, 743	5, 807, 058	9	635, 226	3, 810, 147	8, 116, 600

所	得階層	年	所得1億	意円超10	億円以下	年	下 所 得	10 億	円超			合			計				移	Ĺ	友	頂	
資本	金別	法人数	所得金額	付 加価値額	資本金等	法人数	所得金額	付 加 価 値 額	資本金等 の 額	法人数	う 連結申告 法 人 数		う 連 結 分	付 加 価 値 額	う 連 結 分	資本金等 の 額	う 連 結 分	所得割	う 連 結 分	付 加 価 値 割	う 連 結 分	資本割	う 連 結 分
			千円	千円.	千円		千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	意 円 超	13	4, 740, 283	15, 547, 983	7, 869, 731	3	4, 990, 814	12, 571, 164	1, 803, 737	54	8	10, 319, 688	1, 231, 051	42, 202, 838	7, 718, 946	26, 940, 371	3, 664, 378	225, 208	56, 826	1, 051, 838	222, 991	215, 336	36, 650
10	億 円																	31, 032	10, 259	95, 304	26, 596	21, 273	1, 129
	意 円 超 円未満					5	23, 496, 889	56, 085, 808	18, 586, 228	10	2	23, 674, 774	10, 133, 587	60, 442, 013	17, 472, 970	36, 621, 835	2, 941, 000	264, 759	42, 434	983, 582	125, 293	304, 096	35, 710
50	億 円																	5, 228	2, 980	33, 663	17, 762	6, 608	3, 932
	意 円 超 意円未満																	162, 409	3, 905	448, 873	23, 469	158, 355	11, 894
100億	意円以上	1	328, 272	7, 873, 122	65, 513, 460	2	7, 113, 935	43, 766, 995	351, 762, 247	3	1	7, 442, 207	328, 272	51, 640, 117	7, 873, 122	417, 275, 707	65, 513, 460	634, 121	132, 988	2, 298, 900	573, 738	2, 978, 002	507, 483
合	計	14	5, 068, 555	23, 421, 105	73, 383, 191	10	35, 601, 638	112, 423, 967	372, 152, 212	67	11	41, 436, 669	11, 692, 910	154, 284, 968	33, 065, 038	480, 837, 913	72, 118, 838	1, 322, 757	249, 392	4, 912, 160	989, 849	3, 683, 670	596, 798

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人(清算法人及び収入金額課税分を除く。)について記載した。 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について
 - 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。3 このほか(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

	<u>'''/</u>		P7																									
	\ \	分		報	酬	給		与	額		純	支	払	利	J	子	純	支	払	賃	借	料	単	<u>í</u>	年	度	損	益
			特定内しあわ	国法人又せて 7	は非計	課税事 法 人	業 を 左 、 分 法	ミ以外の		特定内あわ	国法人しせて	又は非に行う	課税事:法 人	業を対	こ以外の よ 人 分		特定内国	国法人又 せ て 彳	は非課形	事業を 人 分	左以外の 法 人 分		特定内国	法人又せてぞ	は非課程	说事業を 5 人 分	左以外の法 人 分	
			報酬給与額総	質外国分報 質酬給与額	非課利	党事 課税 報酬報	対象 課 酬報 与 額 給	^限 税対象	課税 対象報酬給与額	純支払利子 総 額	】外国分純 [支払利子	非課税事分 純 支	業課税 払純 支子利	対 象 詞 払 糸	果税 対象 吨 支 払 引 子	課税対象純 支 払 利 子	純支払賃借料 総 額	外超大排	計課税事 公業分純支 科払賃借料	課税対象 純 支 払 賃 借 料	課税対象 純 支 払 賃 借 料	課税対象純支払賃借 料	単年度損益 総 額	外国分単 年度損益	非課税事業分単年度 損 益	課税対象 単 年 度 損 益	課 税 対 象 単 年 度 損 益	課税対象 単年度損益
資	本金別			0 2		,	-2-	5		7	8		9	10		10+(1) (12	13	(<u>1</u>	15	16)	17	16+17 18	19	20	21)	19-20- 21 22		22 + 23 24
			₹F	9 千円	3	千円	千円	千円	千円	千円	千円	T	·円	千円	千円	千円	千円	千日	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	$\begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix}$	億円 億円未済	有				4	42, 226, 266	42, 226, 266						676, 391	676, 391					2, 516, 853	2, 516, 853					7, 656, 708	7, 656, 708
第一	i法 ·第) 億 F	3																									
号 イ に 掲	七十二5) 億 円 起) 億 円 未 i	다그 노티				4	41, 052, 394	41, 052, 394						1, 013, 442	1, 013, 442					4, 046, 011	4, 046, 011					23, 477, 605	23, 477, 605
ける 注	が二 5		3																									
人	.一 5 項 1) 億 円 起)0 億円未済	前																									
	1	00億円以_	=				4	43, 671, 529	43, 671, 529						4, 956, 559	4, 956, 559					2, 866, 716	2, 866, 716					7, 770, 480	7, 770, 480
	小	計					13	26, 950, 189	126, 950, 189						6, 646, 392	6, 646, 392					9, 429, 580	9, 429, 580					38, 904, 793	38, 904, 793
法 3	第72条の号イに	の2第1項第 掲げる法人分						199, 377	199, 377						659, 509	659, 509					325, 369	325, 369					13, 135, 912	13, 135, 912
	合	al					12	27, 149, 566	127, 149, 566						7, 305, 901	7, 305, 901					9, 754, 949	9, 754, 949					52, 040, 705	52, 040, 705

(12) 付加価値割の内訳

	区 分		報	酬		給	与	額		純支	払 利 子	純支払	賃 借 料	単年月	度 損 益
\		給 与 分	掛金分	掛金	控除分	労 働 者派 遣 分	労働者派遣 を 受 け た 法 人 分	労働者派遣をした法 人 分	⑦のうち 控 除 分	支払利子	受取利子	支 払賃借料	受取賃借料	単年度利益 を計上した 法 人 分	単年度損失 を計上した 法 人 分
資本金	別	1	3-4	3	4	6+7-8 5	6	7	8	9	10	(1)	12	13	14
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	「1 億 円 超 10 億 円 未 満	39, 842, 967	706, 137	767, 032	60, 895	1, 580, 464	1, 572, 064	44, 610	36, 210	628, 323	236, 795	4, 093, 564	4, 899, 096	10, 694, 146	△ 3, 037, 438
第法 一第 号七	10 億 円														
マイニ 掲条・	10 億 円 超50 億 円 未満	39, 772, 414	464, 047	464, 047		815, 933	815, 933			1, 028, 196	25, 823	5, 579, 217	1, 849, 800	23, 703, 482	△ 225,877
がの二、法第	50 億 円														
人一分項	50 億 円 超 100億円未満														
	100億円以上	39, 670, 938	726, 423	726, 423		3, 274, 168	3, 274, 168			5, 724, 897	45, 107, 250	3, 538, 845	672, 129	7, 770, 480	
'	小計	119, 286, 319	1, 896, 607	1, 957, 502	60, 895	5, 670, 565	5, 662, 165	44, 610	36, 210	7, 381, 416	45, 369, 868	13, 211, 626	7, 421, 025	42, 168, 108	△ 3, 263, 315
	条の2第1項第 に掲げる法人分	196, 594	381	381		2, 403	2, 403			656, 809	1, 246	324, 125	7, 224	13, 320, 435	△ 184, 523
1	合 計	119, 482, 913	1, 896, 988	1, 957, 883	60, 895	5, 672, 968	5, 664, 568	44, 610	36, 210	8, 038, 225	45, 371, 114	13, 535, 751	7, 428, 249	55, 488, 543	△ 3, 447, 838

⁽注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人(清算法人及び収入金額課税分を除く。)について記載した。

ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

(10)	作用女化控防																	
	区分	付加価値額が		又	益	配	分	額	に	占	め	る	報	酬	給 与	額	の割	合
		0以下である 法 人	7	0	%	以	下	7 0	% £	超 ~ 7 5	% 以下	7	5 %	超 ~ 8 0	% 以下	8 0 %	超 ~ 8 5	% 以下
資本金	_	法 人 数	法人	数付	付加価値	質控 隊	余額	法人	数(付加価値額	控除額	法	人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額
		1			千	9	千円			千円	千円	3		千円	千円		千円	千円
第法	1 億 円 超10 億 円 未 満	3		3	1, 268, 50	2			2	3, 243, 153	128, 150)				3	2, 719, 393	257, 280
第法 一 号七	10 億 円																	
1イ土	10 控 田 切			1	1, 273, 82	2							1	9, 273, 271	529, 241	. 1	48, 715	18, 493
- 二条の二第	50 億 円																	
法第 人項	100 億 円 未 満																	
万坦	100 億円以上												1	35, 755, 978	2, 572, 434	Ł		
	小 計	3		4	2, 542, 32	4			2	3, 243, 153	128, 150		2	45, 029, 249	3, 101, 675	5 4	2, 768, 108	275, 773
	2条の2第1項第 イに掲げる法人分			8	13, 876, 66	7							1	171, 067	2, 997	,		
	슴 計	4		12	16, 418, 99	1			2	3, 243, 153	128, 150		3	45, 200, 316	3, 104, 672	2	2, 768, 108	275, 773

	区分	収	益	己 分	額	こ 占	める	5 報	西州 デ	給 与	額	か 割	合
		8 5 %	超 ~ 9 0	% 以下	9 0 %	超 ~ 9 5	% 以下	9 5 % 走	習 ~ 1 0	0 % 以下	合 計 (7 0 %	超 分)
資本金	Pill 184	法 人 数	付加価値額	控 除 額	法 人 数	付加価値額	控除額	法 人 数	付加価値額	控 除 額	法人数	付加価値額	控 除 額
貝个立			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
第法	1 億 円 超10 億 円 未 満		2, 154, 132	497, 559	1.1	7, 176, 194	979, 263	29	36, 514, 843	8, 836, 812	48	51, 807, 715	10, 699, 064
第一号イに掲げる法人分法第七十二条の二第一項	10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未満 50 億 円 超 100 億 円 表満				Ę	42, 640, 458	6, 370, 333	2	16, 353, 186	2, 212, 158	9	68, 315, 630	9, 130, 225
分坦	100 億円以上				1	10, 221, 262	2, 348, 140	1	13, 288, 043	2, 704, 592	3	59, 265, 283	7, 625, 166
	小 計		2, 154, 132	497, 559	17	60, 037, 914	9, 697, 736	32	66, 156, 072	13, 753, 562	60	179, 388, 628	27, 454, 455
	2条の2第1項第 イに掲げる法人分				1	442, 532	9, 320	1	△ 170, 097	4, 152	3	443, 502	16, 469
	슴 計		2, 154, 132	497, 559	18	60, 480, 446	9, 707, 056	33	65, 985, 975	13, 757, 714	63	179, 832, 130	27, 470, 924

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

(14/)	<u> </u>														
	区分	資 本 金	法人税法上の資本金等の額	法第72条の21第1 項第1号に係る 加 算 分	法第72条の21第1 項第2号及び第3号 に 係 る 控 除 分	法附則第9条第1項 〜第3項、第11項、 第12項及び第19項 に 係 る 控 除 分	収入金額課税分	月数按分後の資 本 金 等 の 額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項 〜第7項に係る控除 分	資本圧縮措置前 の資本金等の額	資本圧縮措置分	課税対象資本金等の額
資本金別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(1)	7-8-9-10-11	(13)	12 - 13 14
加工		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第法一	/ 1 億 円 超 10億円未満	20, 428, 699	26, 622, 471					26, 940, 375					26, 940, 375		26, 940, 375
号七	10 億 円														
イ十 国	10 億 円 超 50 億 円 未 満	24, 234, 696	34, 932, 194					36, 621, 835					36, 621, 835		36, 621, 835
に二 法	50 億 円														
げの人	50 億 円 超 100億円未満														
る二	(100億円以上	456, 548, 903	668, 871, 916					675, 125, 337					675, 125, 337	257, 849, 630	417, 275, 707
法第 外	国 法 人														
分項	計	501, 212, 298	730, 426, 581					738, 687, 547					738, 687, 547	257, 849, 630	480, 837, 917
第一第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	国 法 人	2, 107, 912	2, 954, 324				2, 954, 324	2, 954, 324					2, 954, 324		2, 954, 324
イに項外げの	国 法 人														
る。	計	2, 107, 912	2, 954, 324				2, 954, 324	2, 954, 324					2, 954, 324		2, 954, 324
合	計	503, 320, 210	733, 380, 905				2, 954, 324	741, 641, 871					741, 641, 871	257, 849, 630	483, 792, 241

(15) 資本割に係る持株特例

		×	<u> </u>	ने			内	玉	法	人	左	Ø	j	ち	持	株	特	例	適	用	法	人
		\	\	_		法	人	数	持株特 の資本	例適用前 金等の額	法	人	数	持株物の資本	寺例適 本金等	I用前 の額	特株に	子又る	社の資味額	特份資本	列 適 月 本 金 等	月後の
資本	金別			_	\searrow					千円					1	千円	- "	2	千円	(1)	- ②	③ 千円
	(干円			干円			干円
法	100	億	円	未	満			64	63,	562, 210												
第七十	100 500	億億	円円	以未	上満			1	32,	479, 037												
二条の	500 1000	億 億	円円	以未	上満			1	65,	513, 460												
二第一	1000 2000		円円	以未	上満																	
項第一	2000 3000	億億	円円	以未	上満																	
号イス	3000 4000	億億	円円	以未	上満																	
に掲げる	4000 5000	億 億	円円	以未	上満																	
る法人	5000	億	円	以	上			1	577,	132, 840												
分	\\\\\\				計			67	738,	687, 547												
	72条の に掲け				3			12	2,	954, 324												
合					計			79	741,	641, 871												

(16) 資本割の圧縮措置

(10)		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	区分	法人数	圧縮前資本金等の額	資本圧縮額	圧縮後資本金等の額
圧縮i 金等0	前資本 D額別		①	2	① - ② ③
法	500億円以下	65	千円 96, 041, 247	千円	千円 96, 041, 247
第	500 億 円 超		65, 513, 460		65, 513, 460
七	1000 億 円 以 下 1000 億 円 超		00, 010, 100		33, 313, 133
+ =	2000 億 円 以下 2000 億 円 超				
条	3000 億 円 以下 3000 億 円 超				
の	4000 億 円 以 下 4000 億 円 超				
=	5000 億 円 以 下 5000 億 円 超	1	577, 132, 840	257, 849, 630	319, 283, 210
第	6000 億 円 以 下 6000 億 円 超		377, 132, 040	201, 040, 000	510, 200, 210
西西	7000 億 円 以 下 7000 億 円 超				
項第	8000 億 円 以 下 8000 億 円 超				
_	9000 億 円 以 下 9000 億 円 超				
号	1 兆 円 以 下 1 兆 円 超				
イ	2 兆 円 以 下 2 兆 円 超				
に	3 兆 円 以 下 3 兆 円 超				
掲 げ	4 兆 円 以 下 4 兆 円 超				
) る	5 兆 円 以 下				
法	5 兆 円 超				
人			700 007 7:-	057 040 055	400 007 0:-
分	小計	67	738, 687, 547	257, 849, 630	480, 837, 917

	区分	法人	数	圧縮前資本金等の額	資 本 圧 縮 額	圧縮後資本金等の額
圧縮す 金等(前資本 の額別			①	2	① - ② ③
法				千円	千円	千円
	500億円以下		12	2, 954, 324		2, 954, 324
第	500 億 円 超					
七	1000 億 円 以 下					
+	1000 億 円 超 2000 億 円 以 下					
=	2000 億 円 超 3000 億 円 以 下					
条	3000 億 円 超 4000 億 円 以 下					
<i>の</i>	4000 億 円 超 5000 億 円 以 下					
第	5000 億 円 超 6000 億 円 以 下					
-	6000 億 円 超 7000 億 円 以 下					
項	7000 億 円 超					
第	8000 億 円 以 下					
三	8000 億 円 超 9000 億 円 以 下					
号	9000 億 円 超1 兆 円 以 下					
イ	1 兆 円 超 2 兆 円 以 下					
に	2 兆 円 超					
掲	3兆円以下					
げ	3 兆 円 超4 兆 円 以下	!				
る	4 兆 円 超 5 兆 円 以 下					
法	5 兆 円 超					
人	 小 計		12	2, 954, 324		2, 954, 324
分					057.040.000	
合	al		79	741, 641, 871	257, 849, 630	483, 792, 241

(17) 徴収猶予

(1// P	7 P.	/																							
	分	前	年	度	ま	での	り 徴	収	猶	予	分	7	本	年	度	に	お	け	る	徴	収	猶	予	5	
\		Ei I	+	及	エ	()	フ 1圦	42	70	1,	73	現	事	業	年	度	分	過	事	業	年	度	分		
$ \ $		前年度ま 徴収猶予	での当初	前年度まされた名	でに納付額の総計	前年度まで取消した	でに猶予を額の総計	前年度また免除等した	でに納付をた額の総計	前年徴収獲	度 末 の 1 予 残 額	法第72条 第1項第 第6項第	: の38の2 1号又は 1号該当	法第72	○ 38 の 22 号 又 は2 号 該 当	小	計	第1項第	1号又は	法第72条 第1項第 第6項第	2 号 又 は	小	ill	本年度日	中の当初 善予額
`	$\setminus \mid$	(1)	(2)	(3)	(4	1)-2)-	3-4 5	(3)	(7	6 +	7 8	(9	9)	(II		9 +	10 11	8 +	11 12
資本金別		件 数	猶予額	件数	納付額	件 数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件数	猶予額	件 数	猶予額	件 数	猶予額	件 数	猶予額
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
1 億円] 超 未 満																								
10 億	円																								
10 億 円 50 億 円	超未満																								
50 億	円																								
50 億円	超未満																								
100 億 円	以上																								
合	H																A						В		

\setminus	区	分	本年月	度 中 に	本年月	度 中 に	本年度中	に納付を	本年度「	中の徴収	本年度末	:の当初分 ・額の総計	本年度末	における							調定	額	徴収翁	哲予率
			納付さ	れた額	猶予を取	消した額	免除等	した額	猶予額の	の増加額	徴収猶予	物の総計	徴収猶	予 残 額	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1年超~	2 年超~	予 3年超~	期 4 年超~	5年超~	現 事 業年度分計	過 事 業 年度分計		D (D
	\		(1	3	(1	<u>(4)</u>	(<u>15</u>	12-13-0	4-15 16	① +	12 17	5 +	16 18	1 401	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	6年以下			A / C	B / D
資本	金別		件 数	納付額	件 数	取消額	件数	免除等額	件数	猶予額	件 数	猶予額	件 数	猶予額	件数	件数	件数	件 数	件数	件 数	19	20		
	億 円	1 #27		千円		千円		千円		千円		千円		千円							千円	千円	%	%
10 億	息 円 オ	未 満																						
10	億	円																						
10 50 億	億 円 意円 ヲ	超未満																						
50	億	円																						
50 100	億 円 億 円 ^ラ	月 超 未 満																						
100	億 円 リ	以上																			_	_		
		H																			10, 061, 727	D 186, 383		

(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調

Γ							分		割		去	人	県		内	法		人			合		計		A) 6
	×	S. 分)	資	本 金	区 分	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事 業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	税額
	. r								千円	千円	千円	千円		1 2 2/	千円	千円	千円			1 2 2	千円	I	千円	千円	千円
電		第72条の2	労1百労	1 1	意 円	以下	1		1 68, 330				22	22	8, 232, 713	30, 395			23	23	8, 301, 043	30, 395			262, 618
复	2号	に掲げる	事業	1	億	円 超																			
1^				合		計	1		1 68, 330				22	22	8, 232, 713	30, 395			23	23	8, 301, 043	30, 395			262, 618
俳	· ↓ 法第 3号	第72条の2 イに掲げる	第1項第 5法人	1	億	円 超							11	11	31, 177, 881	13, 073, 759	7, 796, 173	2, 265, 858	11	11	31, 177, 881	13, 073, 759	7, 796, 173	2, 265, 858	1, 964, 230
4/2					意 円	以下	2		2 31, 205	1,686			99	100	6, 461, 557	468, 778			101	102	6, 492, 762	470, 464			152, 648
不	1 法第	第72条の2 ロに掲げる	第1項第一 5法人	1	億	円 超																			
業		. (-)4//	0127	合		計	2		2 31, 205	1, 686			99	100	6, 461, 557	468, 778			101	102	6, 492, 762	470, 464			152, 648
				1 1	意 円	以下							5	5	1, 729, 291	172, 062			5	5	1, 729, 291	172, 062			29, 311
ガ	ス	供	給 業	1	億	円 超																			
				合		計							5	5	1, 729, 291	172, 062			5	5	1, 729, 291	172, 062			29, 311
				1 1	意 円	以下																			
生	命	保	険 業	1	億	円 超																			313, 423
				合		計																			313, 423
				1 1	意 円	以下																			
損	害	保	険 業	1	億	円 超																			317, 664
				合		計																			317, 664
				1 1	意 円	以下																			
少	額	豆 期 保	険 業	1	億	円 超																			
				合		計																			
				1 1	意 円	以下																			
貿	易	保	険 業	1	億	円 超																			
				合		計																			
				1 1	意 円	以下	3		3 99, 535	1, 686			126	127	16, 423, 561	671, 235			129		16, 523, 096	I .			444, 577
合			計	1	億	円 超							11		31, 177, 881	13, 073, 759		2, 265, 858	11		31, 177, 881	I .	7, 796, 173		2, 595, 317
L				合		計	3		3 99, 535	1, 686			137	138	47, 601, 442	13, 744, 994	7, 796, 173	2, 265, 858	140	141	47, 700, 977	13, 746, 680	7, 796, 173	2, 265, 858	3, 039, 894

- (注) 1 令和3年度において調定したもののうち、現事業年度分について記載した。
 - 2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
 - 3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和3年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。
 - 4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

<u>, 113</u>	<i>,</i> 2	· 休 1几	<u> </u>															_
		_								法	人			個	,	人		
		区		分			法	人	数	事業年度数	所	得 金 額	人	員	所	得	金額	Ę
												千円					千	円
林						業												
鉱	物	Ø	掘	採	事	業			1	1		747, 257						
農						業			51	51		212, 879						
			Ħ						52	52		960, 136						

- (注) 1 法人にあっては令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告 分(確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。)について、個人にあっては現年課税分について、それぞれ記載した。
 - 2 分割法人(個人)については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人(個人)について記
 - 載した。 3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である 所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載 した。

4 地 方 消 費 税 に 関 す る 調

(1) 調 定 額

(単位:千円)

区 分 ———— 譲 渡 割	前年度 2 、 3 月調定額 3, 061, 819	令 和 3 年 度 調 定 額 合 計 29,117,986	うち2、3月調定額 2,665,724
貨物割	290, 029	2, 356, 812	564, 864
合 計	3, 351, 848	31, 474, 798	3, 230, 588

(2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位:千円)

区 分	I期収入・支出額等	Ⅱ期収入・支出額等	Ⅲ期収入・支出額等	Ⅳ期収入・支出額等	収入・支出額等合計
清算対象額	6, 440, 762	11, 318, 570	6, 143, 711	7, 611, 050	31, 514, 093
一 般 財 源	2, 916, 627	5, 135, 462	2, 777, 290	3, 450, 454	14, 279, 833
社 会 保 障 財 源	3, 524, 135	6, 183, 108	3, 366, 421	4, 160, 596	17, 234, 260
清 算 金 収 入 額 (a)	6, 052, 740	9, 730, 444	7, 136, 582	8, 159, 623	31, 079, 389
一 般 財 源	2, 740, 571	4, 413, 436	3, 230, 198	3, 698, 184	14, 082, 389
社 会 保 障 財 源	3, 312, 169	5, 317, 008	3, 906, 384	4, 461, 439	16, 997, 000
清 算 金 支 出 額 (b)	302, 991	590, 910	298, 057	207, 449	1, 399, 407
一 般 財 源	137, 562	268, 176	134, 881	93, 944	634, 563
社 会 保 障 財 源	165, 429	322, 734	163, 176	113, 505	764, 844
差 引 (a) — (b)	5, 749, 749	9, 139, 534	6, 838, 525	7, 952, 174	29, 679, 982
一 般 財 源	2, 603, 009	4, 145, 260	3, 095, 317	3, 604, 240	13, 447, 826
社 会 保 障 財 源	3, 146, 740	4, 994, 274	3, 743, 208	4, 347, 934	16, 232, 156
地方消費税交付金額	6, 095, 250	10, 229, 036	6, 491, 105	7, 781, 605	30, 596, 996
一 般 財 源	2, 759, 819	4, 640, 350	2, 936, 297	3, 527, 343	13, 863, 809
社 会 保 障 財 源	3, 335, 431	5, 588, 686	3, 554, 808	4, 254, 262	16, 733, 187

(注)1 令和3年度分について記載した。

2 清算及び交付の時期の区分は次による。 I 期…対象期間 前年度 2月~4月 清算月 5月 交付金交付月 6月 Ⅲ期…対象期間 5月~7月 清算月 8月 交付金交付月 9月 Ⅲ期…対象期間 8月~10月 清算月 11月 交付金交付月 12月 IV期…対象期間 11月~1月 清算月 2月 交付金交付月 3月 3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

5 不動産取得税に関する調

(1) 家 屋

Г														控			除		名	頂	Π											$\overline{}$	$\overline{}$
	区	分	価額の全 条の15の る免税点 もの	2に規	定す	則にかに格にの 株はの	l条第8項 読替える 3項まで iするもの な額がこれ		法附具る以外		ら第73条の7 なびに①, ②l	こ該当す	か第10項で条例項で条例項()	第8項が課題が 関いは 関い は 関い は で は で に で に で に で に の に の に の に の に の に の に	14第6項びま14第6項びま11特第1項す当該。)	(法) 項及び 表 第3 年 第3 年 第3 日 (②)	対別第2項第11第一次 関第2項第1 対象では 対象では 対象では 対象では 対象では 対象では 対象では 対象では	む。) か で及び第5	(4	計)+⑤	をののるない	拍標準の 個用した 風が法第 5の2に 見が点に 見がもの	あと 73条 見定す		課税	標	準	減 免 等前額の 税	まで、第11条第62条に 納税を し	生第73条法の27の27の27の27の27の27の27の27の27の27の27の27の27の	31の規 他法の により	見定規定、定規免した。	調 定 額 ⑨-⑩
			件数面	積	価格	件数	面 積		(4)	面 積	価 格	1 ㎡ 当たり	件適用件数	数全額控除のものの	控 除 額	件適用件数	数全額控除のものい	控 除 額	件数	控 除 額	件数	面積	価 格	件数 (1)- (ロ)- (ハ)- (二)		左 の住宅部分	内 訳 住宅以外 の 部 分	9	件数		件金数	全 額	-111
				m²	千円		m²	千円	+ ``	m²	千円	円		(- /	千円		()	千円		千円	1	m²	千円		千円	千円	千円	千円		千円	\top	千円	千円
1	(専	月 住 宅	17	106	2, 723	4, 767	443, 133	38, 848, 979	9 1,093	170, 197	14, 706, 795	86, 410	2		3, 364	900		10, 926, 372	902	10, 929, 736	131	18, 187	16, 170	962	3, 760, 889	3, 760, 889		112, 785					112, 785
1	建	住宅部分								16, 487	1, 286, 313	78, 020			6, 175	68		690, 885	68	697, 060					589, 253	589, 253		18, 750					18, 750
1	集 月 築 (月	月 非住宅部分								5, 047	390, 218	77, 317			3, 580					3, 580					386, 638		386, 638	14, 388					14, 388
1	1 1	三 小 計							87	21, 534	1, 676, 531	77, 855	3		9, 755	68		690, 885	71	700, 640				87	975, 891	589, 253	386, 638	33, 138					33, 138
木	分って	の他	1	19	31				454	66, 255	3, 484, 189	52, 588												454	3, 484, 189	23, 735	3, 460, 454	139, 151			1	263	138, 888
	\ /	計	18	125	2, 754	4, 767	443, 133	38, 848, 979	9 1, 634	257, 986	19, 867, 515	77, 010	5		13, 119	968		11, 617, 257	973	11, 630, 376	131	18, 187	16, 170	1, 503	8, 220, 969	4, 373, 877	3, 847, 092	285, 074			1	263	284, 811
1	【 専	月 住 宅	1	80	60	615	79, 364	1, 732, 459	9 2,844	427, 555	5, 617, 311	13, 138				7		11,508	7	11, 508	3			2, 844	5, 605, 803	5, 605, 803		168, 045	38	2, 079	1	39	165, 927
造	承は									29, 886	284, 055	9, 505				8		16, 609	8	16, 609	9				267, 446	267, 446		8, 790	1				8, 790
上		非住宅部分								36, 200	188, 054	5, 195													188, 054		188, 054	6, 739	1				6, 739
	分	三 小 計							194	66, 086	472, 109	7, 144				8		16, 609	8	16, 609				194	455, 500	267, 446	188, 054	15, 529	1				15, 529
	" ?	っ の 他							368	79, 891	630, 959	7, 898				1		1,034	1	1, 034	1			368	629, 925	14, 207	615, 718	25, 028					25, 028
	\ /	計	1	80	60	615	79, 364	1, 732, 459	9 3, 406	573, 532	6, 720, 379	11, 718				16		29, 151	16	29, 151				3, 406	6, 691, 228	5, 887, 456	803, 772	208, 602	38	2, 079	1	39	206, 484
	(it A	19	205	2, 814	5, 382	522, 497	40, 581, 438	5, 040	831, 518	26, 587, 894	31, 975	5		13, 119	984		11, 646, 408	989	11, 659, 527	131	18, 187	16, 170	4, 909	14, 912, 197	10, 261, 333	4, 650, 864	493, 676	38	2, 079	2	302	491, 295
	1 1	耳 用 住 宅 ,	12	51	1, 408	578	33, 938	3, 578, 808	8 82	13, 790	1, 415, 769	102, 666				61		774, 701	61	774, 701	3	255	397	79	640, 671	640, 671		19, 217	1				19, 217
		住宅部分								7, 097	935, 315	131, 790				1		675, 208	1	675, 208	3				260, 107	260, 107		8, 585	1				8, 585
	年 月 築 (自	非住宅部分								1, 134	136, 757	120, 597													136, 757		136, 757	4, 688					4, 688
	梁(1 宅 分 、 7								3	8, 231	1, 072, 072	130, 248				1		675, 208	1	675, 208	3			3	396, 864	260, 107	136, 757	13, 273					13, 273
非									300	154, 884	11, 872, 956	76, 657												300	11, 872, 956	41, 004	11, 831, 952	474, 906	1	325	33	97, 650	376, 931
	\ /	\ 計	12	51	1, 408	578	33, 938	3, 578, 808	385	176, 905	14, 360, 797	81, 178				62		1, 449, 909	62	1, 449, 909	3	255	397	382	12, 910, 491	941, 782	11, 968, 709	507, 396	1	325	33	97, 650	409, 421
木	1 1	耳 用 住 宅 ,				126	13, 554	891, 665	311	67, 425	3, 810, 563	56, 516				49		1, 228, 408	49	1, 228, 408	3			311	2, 582, 155	2, 582, 155		77, 452	3	141			77, 311
造	承申	住宅部分								5, 284	129, 345	24, 479				2		10, 032	2	10, 032					119, 313	119, 313		3, 999					3, 999
	承組織	非住宅部分								4, 303	92, 302	21, 451													92, 302		92, 302	3, 270					3, 270
	分								29	9, 587	221, 647	23, 120				2		10, 032	2	10, 032				29	211, 615	119, 313	92, 302	7, 269	1 1				7, 269
									252	175, 231	7, 426, 586	42, 382	1		12, 224				1	12, 224	1			252	7, 414, 362		7, 414, 362	296, 564	1 1				296, 564
1	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					126	13, 554	1		l	11, 458, 796	45, 428	1		12, 224			1, 238, 440	52	1, 250, 664				592	10, 208, 132			381, 285	1 1	141			381, 144
		∄ B	12	51	l	1 1	47, 492	4, 470, 47	1	429, 148	25, 819, 593	60, 165	- 1		12, 224			2, 688, 349	114	2, 700, 573	1 1	255	397		23, 118, 623		19, 475, 373	888, 681	1 1	466		97, 650	790, 565
合	計	A + B	31	256	4, 222	6, 086	569, 989	45, 051, 909	9 6, 017	1, 260, 666	52, 407, 487	41, 571	6		25, 343	1, 097		14, 334, 757	1, 103	14, 360, 100	134	18, 442	16, 567	5, 883	38, 030, 820	13, 904, 583	24, 126, 237	1, 382, 357	42	2, 545	35	97, 952	1, 281, 860

⁽注) 1 令和3年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

² 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

Г			12万円末	に満のもの	12万円以	上	18万円以	上	23万円以	上	30万円を	超え	50万円を	超え	350万円	を超え
	区	分		1	18万円未	に満のもの ②	23万円未	に満のもの ③	30万円以	ス下のもの ④	50万円以	人下のもの ⑤	350万円.	以下のもの ⑥	420万円」	以下のもの ⑦
			件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価格
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	/ 建 (^草	厚用住宅	5	194	10	1, 566	6	1, 297	8	2, 091	26	10, 218	273	482, 238	248	1, 005, 023
7	√│ 築√∄	并用住宅									1	399	3	8, 935		
	分しる		1	31					1	232	11	4,658	167	327, 776	30	115, 935
ı	承∫単	早用 住 宅	8	473	35	5, 209	38	7, 787	51	13, 423	117	47, 552	2, 708	4, 640, 481	168	647, 551
	継				2	259	2	422	2	545	13	5, 249	141	252, 273	14	53, 004
ì	5 分して	と の 他	1	119	33	4, 875	9	1,848	14	3, 630	52	20, 379	217	299, 339	13	49, 498
	小小	計	15	817	80	11, 909	55	11, 354	76	19, 921	220	88, 455	3, 509	6, 011, 042	473	1, 871, 011
	建 [草	厚用住宅	7	654	5	671	1	221	7	1, 936	13	5, 021	50	65, 799	16	63, 303
ŧ	⊧│築{∄	并用住宅														
	分しる								5	1, 311	2	824	65	119, 698	12	47, 266
7	< { 承 ∫ □	厚用住宅	2	131	1	124	1	211	6	1,662	3	1, 313	91	207, 622	26	100, 892
ı	継												12	25, 877		
ĭ	5 分して	と の 他			2	303	5	1, 036	4	1, 100	6	2, 268	83	131, 096	9	34, 369
	_ (小	計	9	785	8	1, 098	7	1, 468	22	6, 009	24	9, 426	301	550, 092	63	245, 830
	合	計	24	1, 602	88	13, 007	62	12, 822	98	25, 930	244	97, 881	3, 810	6, 561, 134	536	2, 116, 841

Γ				420	万円を	を超	え	450万円	を超え	1,00	0万月	円を超え	1, 1007	万円	月を超え	1, 2	200万日	円を超え	1, 30)0万[円を超え	1,400万	円を超え
	区		分	450	万円」	以下	のもの ⑧	1,000万	円以下のもの ⑨	1, 10	0万円	引以下のもの ⑩	1,200万	5円	以下のもの ⑪	1, 3	00万円	引以下のもの ⑫	1, 40	0万円	日以下のもの ⑬	1,500万円	円以下のもの ⑭
				件	数	価	格	件 数	価 格	件	数	価 格	件 紫	数	価 格	件	数	価 格	件	数	価 格	件 数	価 格
							千円		千円			千円		Т	千円			千円			千円		千円
	(建	事	用住宅		209		916, 380	2, 628	20, 438, 367	8	881	9, 245, 871	581	1	6, 664, 672		369	4, 585, 391		213	2, 863, 806	140	2, 019, 204
7	k│ 築	€併	用住宅					18	150, 927		8	84, 544	Ç	9	104, 694		5	62, 872		6	81, 692	4	58, 407
	分	てく	の他		13		56, 476	137	951, 833		15	157, 250	10	0	115, 200		7	87, 661		6	80, 071	6	87, 222
		`	用住宅		54		235, 194	263	1, 489, 741		4	41, 657	4	4	46, 485		1	12, 103		1	13, 422	1	14, 852
		以	用住宅		1		4, 460	17	90, 936														
岩	分 分	して	の他		4		17, 527	15	95, 704		1	10, 800	3	3	33, 989		2	25, 418		1	13, 777	1	14, 918
	_	小	計		281		1, 230, 037	3, 078	23, 217, 508	9	909	9, 540, 122	607	7	6, 965, 040		384	4, 773, 445		227	3, 052, 768	152	2, 194, 603
	建	事	用住宅		1		4, 436	442	2, 670, 174		17	180, 634	32	2	367, 562		26	325, 992		13	176, 673	15	217, 336
₱	₽│築	く 併	用住宅																				
	分	(,,	の他		3		12, 846	59	404, 184		5	53, 056	4	4	44, 823		6	74, 539		2	27, 225	7	100, 543
1	ト ⟨ 承	`	用住宅		6		25, 944	199	1, 373, 927		7	73, 536	19	9	215, 448		11	140, 547		4	54, 660	12	171, 373
	組	以	用住宅					10	70, 737		3	31, 192											
岩	分 分	门そ	の他		7		30, 532	49	331, 212		2	21, 438	3	3	34, 734		6	73, 761		5	67, 928	2	28, 857
	_ ı	小	計		17		73, 758	759	4, 850, 234		34	359, 856	58	8	662, 567		49	614, 839		24	326, 486	36	518, 109
	合		計		298		1, 303, 795	3, 837	28, 067, 742	9	943	9, 899, 978	665	5	7, 627, 607		433	5, 388, 284		251	3, 379, 254	188	2, 712, 712

			1,500	万円	を超え	1,60	0万円	円を超え	1, 70	0万月	円を超え	1,	800万[円を	超え	1, 9	900万[円を超え	2, 0	000万[円を超えるもの	合	計
	区	分	1,6007	万円	以下のもの ⑮	1,700	万円	以下のもの ⑯	1,80	0万円	日以下のもの ①	1,9	900万円	可以 ⁻	下のもの ⑱	2,0	000万円	B以下のもの ®			20		21)
			件	数	価 格	件	数	価 格	件	数	価格	件	数	価	格	件	数	価 格	件	数	価 格	件 数	価 格
					千円			千円			千円				千円			千円			千円		千円
	(建「専	用住宅	8	8	1, 359, 504		56	918, 788		36	628, 612		21		387, 801		8	155, 110		71	1, 872, 364	5,877	53, 558, 497
木	築 併	用住宅		9	140, 357		4	65, 029		4	70, 312		2		37, 388		2	38, 316		12	772, 659	87	1, 676, 531
	分しそ	の他		4	60, 800		2	33, 289		4	70, 229		3		54, 854		4	77, 554		34	1, 203, 149	455	3, 484, 220
		用住宅		1	15, 557		2	33, 516					2		37, 002					2	47, 825	3, 460	7, 349, 830
	継分え																			2	64, 961	194	472, 109
造	分しそ	の他								1	17, 035									1	22, 103	368	630, 959
	一小	計	10	2	1, 576, 218		64	1, 050, 622		45	786, 188		28		517, 045		14	270, 980		122	3, 983, 061	10, 441	67, 172, 146
	(建「専	用住宅		2	31, 336		1	16, 348		6	105, 129		6		110, 755		2	39, 617		10	612, 388	672	4, 995, 985
非	築⟨併	用住宅																		3	1,072,072	3	1, 072, 072
	分して	の他		1	15, 078		3	49, 451		4	71, 284		6		110, 944		5	97, 117		111	10, 642, 767	300	11, 872, 956
木	▲ 承 「専	用住宅	2	4	373, 211		1	16, 426									2	38, 742		22	1, 906, 457	437	4, 702, 226
	1 // 1	用住宅															1	19, 177		3	74, 664	29	221, 647
造	分 (そ	の他		2	31, 201		2	32, 355		10	174, 527		3		55, 437		1	19, 966		51	6, 354, 466	252	7, 426, 586
	一小	計	2	9	450, 826		7	114, 580		20	350, 940		15		277, 136		11	214, 619		200	20, 662, 814	1, 693	30, 291, 472
	合	計	13	1	2, 027, 044		71	1, 165, 202		65	1, 137, 128		43		794, 181		25	485, 599		322	24, 645, 875	12, 134	97, 463, 618

(3) 土 地

	区			頭が法第73条の 2税点に満たた			で及び第14 条等の課税)14第6項か 4項並びに法 1標準の特 を E除されたも	ド附則第11 同に該当			3から第73条 <i>0</i> 並びに①, ②に	07まで及び法 に該当する以		法第73条の ら第10項ま 14項並びに 11条等の課 特例に該当 で②以外の	上法附則第 県税標準の らしたもの	課税標準の額が治	去第73条の1	適用した後 5の2に規 とないもの
					1				2				3			4			(5)
			件 数	面積	価 格	特例適用 前の価格	件 数	面積	価 格	特例適用 前の価格	件 数	面積	価 格	特例適用 前の価格	件 数	控除額	件数	面積	価 格
				m²	千円	千円		m²	千円	千円		m²	千円	千円		千円		m²	千円
信	三宅月	用宅地	822	56, 817	20, 056	40, 112					8, 918	8, 049, 913	20, 828, 786	41, 657, 572					
	二記以外	外の宅地	50	2, 983	1, 994	3, 989					771	4, 268, 452	1, 524, 568	3, 049, 136					
虗	Į.	地	967	1, 282, 473	22, 480	22, 480	1	9, 656	982	982	1, 205	12, 000, 934	647, 222	647, 222	526	99, 933			
Ц	1	林	319	450, 533	556	556					204	7, 096, 099	82, 138	82, 138					
Z	- 0	の 他	96	208, 127	649	649					88	3, 531, 822	45, 385	45, 385	1	111			
	Ī	 	2, 254	2, 000, 933	45, 735	67, 786	1	9, 656	982	982	11, 186	34, 947, 220	23, 128, 099	45, 481, 453	527	100, 044			

- (注) 1 令和3年度課税分について記載した。
 - 2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。
 - 3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。
 - 4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額(固定資産税評価額)を記載した。

	区	分		課税標準額 ③-④-⑤	減免等され る前の税額	法第73条 り全額減		規定の適用によ るもの (<u>8</u>)	法第7: したも	3条の2 [,] ,ので®	4の規定に該当)以外のもの (9	⑦のう の適用 るもの	により1	第73条の25の規定 徴収猶予をしてい	27の7まで並び	D2から法第73条の に法附則第11条の 定により減額、納 をしたもの	法第73	条の31、 等をした	他法の規定によ さもの ①	調 定 額 ⑦-8-9
				6	7	件	数	減額した額	件	数	減額した額	件	数	徴収猶予額	件 数	減額、納税義務 の免除をした額	件	数	減免等した額	
				千円	千円			千円			千円			千円		千円			千円	千円
1	主宅月	用 宅	地	20, 828, 786	624, 287	1	, 427	58, 719		719	44, 540				33	1,504		1	13	519, 511
-	上記以夕	外の宅	地	1, 524, 568	45, 667		63	1, 404		20	1,022									43, 241
月	畏		地	547, 289	15, 337										107	1, 349		3	26	13, 962
L	Ц		林	82, 138	2, 444															2, 444
2	E 0	カ	他	45, 274	1, 343															1, 343
	Ī	Ħ		23, 028, 055	689, 078	1	, 490	60, 123		739	45, 562				140	2, 853		4	39	580, 501

(4) 土地の価格段階別

区分		10 5 M=	未満のもの	10万円以	0万円以上		を超え	20万円	を超え	150万円	を超え	200万円を	と超え	500万円を	を超え	1,000万円	円を超え	2,000万円	円を超える	合	計	
	-		1000 円3	で何りもり	13万円」	以下のもの	20万円」	以下のもの	150万円	以下のもの	200万円	以下のもの	500万円以	以下のもの	1,000万月	円以下のもの	2,000万円	円以下のもの	もの			日
	K	件数				2		3		4		5		6		7		8		9		10
			件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件数	価 格	件 数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
ſ	宅用	宅地	833	20, 691	46	5, 189	108	17, 807	4, 362	3, 705, 755	1, 248	2, 155, 133	2, 457	7, 148, 023	448	3, 067, 497	167	2, 280, 465	71	2, 448, 282	9, 740	20, 848, 842
-	:記以外	の宅地	58	2, 524	11	1, 291	43	7, 225	469	323, 371	61	104, 598	121	383, 770	35	238, 722	17	226, 293	6	238, 768	821	1, 526, 562
扂	ļ Ē	地	983	23, 212	86	9, 762	204	33, 838	835	437, 750	35	60, 957	27	85, 769	3	19, 396					2, 173	670, 684
L	I	林	320	651	57	6, 437	51	8, 331	86	40, 692	4	6, 556	4	14, 470	1	5, 557					523	82, 694
Ä	. の	他	99	834	16	1, 790	23	3, 705	40	17, 694	2	3, 343	3	9, 029	1	9, 639					184	46, 034
	計		2, 293	47, 912	216	24, 469	429	70, 906	5, 792	4, 525, 262	1, 350	2, 330, 587	2, 612	7, 641, 061	488	3, 340, 811	184	2, 506, 758	77	2, 687, 050	13, 441	23, 174, 816

⁽注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

Þ	5 分	除く。)(014第1項(第2項を 対則第11条第8項及 に該当するものを こ該当するもの 5円控除特例)	(耐震基準	条の14第3項に するもの ^{進適合既存住宅控隊}	該 当	条の14第5項に するもの ^{宅等控除特例)}	該 当	eの14第6項に するもの 控除特例)		たの14第7項に するもの 1再開発事業)	第1号に	条の14第8項 :該当するもの 区画整理法)	法第73 第2号に (都市	条の14第8項 該当するもの 再開発法)	法第73 第3号に (防災1	条の14第8項 該当するもの 財区整備法)	法第73 第1号に (農振地)	条の14第9項 該当するもの ^{域(交換分合))}	法第73 第2号に (農振地址	条の14第9項 該当するもの ^{飯 (整備計画))}	法第73条 該 当 (防災街	するもの	(家庭		該当	:の14第11項に するもの り保育事業) ^{当によった場合)}	該 当 ~ (居宅訪問	の14第12項に するもの 間型保育事業) (議員)
1		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	建築分	4, 731	49, 346, 605					4	5, 075																				
÷																													
多																													
11	承継 分	145	1, 951, 122	658	1, 915, 289																								
屋																													
	小 計	4, 876	51, 297, 727	658	1, 915, 289			4	5, 075																				
土	地	1						2	672																				
	計	4, 876	51, 297, 727	658	1, 915, 289			6	5, 747																				

区分	該 (居	第73条の14章 当 す る 日宅訪問型保 酌基準によっ	も の 育事業)	該当つ	の14第13項に する も の 内保育事業) 議 績)	該 当	eの14第13項に するもの f内保育事業) ^{進によった場合)}	該 当 (認定生	するもの活困窮者就労訓	(農用地利	第11条第1項 用集積計画、農用 地 「等促進計画)	法附則	第11条第2項 ^{見格堤防)}	法附則 (特定	第11条第3項 目的会社)	法附則領	第11条第4項 託の引受け)	法附則	第11条第5項 資 法 人)	法附則 (PFI	第11条第6項〔公共施設等〕)	法附則(認定者	第11条第7項 『市再生計画) 実 績)	法 附 則 (認定者 (参酌基)	第11条第7項 界市再生計画) 準によった場合)	法附則(認定長	第11条第8項 ^{長期優良住宅)}	法附則第 (重要無	第11条第9項 無形文化財)
	件	:数 控	除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
建 築	分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	544	千円 6, 168, 202		千円
家 承 継	分																									2	19, 477		
屋小	計																									546	6, 187, 679		
土	地									526	100, 339																		
計										526	100, 339															546	6, 187, 679		

区分	(農材	寸則第11条第10寸 注漁業経営近代化・合 化)	里 (サート	第11条第11項 ごス付き高齢者 賃 賃 住 宅)	第 (不動産特	第11条第12項 1 号 イ 1 実共同事業契約: 、既存家屋)	第 (不動産特	第11条第12項 1 号 ロ 定共同事業契約: 既存家屋の敷地)	第 (不動産特	第11条第12項 2 号 イ 定共同事業契約: 屋の敷地)	第 (不動産特	第11条第12項 2 号 ロ _{定共同事業契約:} え 家 屋)	第 (不動産特)	第11条第12項 2 号 ハ 定共同事業契約: き 定 家 屋)	第 (不動産特	第11条第12項 2 号 二 定共同事業契約: 等 家 屋)	第 (不動産特	2 号 ホ 定共同事業契約:	法附則多	第11条第13項 ポート薬局)	法附則(低未	第 11 第 14 項 利 用 土 地)	法附則 (認定経	为11 木 夘 10 匁	(帰環・	第11条第16項 多住等環境整備 法 人)	(居住誘導	区域等権利設
	件	数控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
建築分家 屋 小 計	'	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円

Þ	5 分	法の	、附則第 鉄道建設備 支 技	11条第18項 ·運輸施設整 缓機構)	法附則第 (宅地	511条の5第1項 評 価 土 地)	法附則(東日本大屋	第 51 条 第 1 項 震災による代替家)	法 附 則 (東日本大服の	第 51 条 第 2 項 ^{護災による代替家屋} 敷 地)	法附則	第 51 条 第 3 項	法 附 則 (東日本大別 電所の事故	第 51 条 第 4 項 (災に伴う原子力発 による代替家屋)	法 附 則 (東日本大震 電所の事故 敷	マトマ 小蛙 中田 の		第 51 条 第 6 項	法附則(津波被災區事	第 51 条 の 2 	廃止後も 有する課 規定に	なおその効力を 税標準の特例の 該 当 す る も の	その他調の規定に	税標準の特例該当するもの	合	計
		1/2	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	建築:	分					1	8, 045																	5, 280	55, 527, 927
家																										
	承継:	分					1	12, 224																	806	3, 898, 112
屋																										
	小	it					2	20, 269																	6, 086	59, 426, 039
土	į	地			9, 691	22, 286, 980																			10, 219	22, 387, 991
	計				9, 691	22, 286, 980	2	20, 269																	16, 305	81, 814, 030

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

	X	分	法第73 <i>9</i> 該 当 (附帯	条の2第7項に するもの 設備分減額)	法第73条の2 73条の25、 む。)に (特例適用住宅	24第1項第1号(法第 法第73条の27を含 該 当 す る も の 用土地(2年以内新築))	法第73章 第2号に (特例適用住宅	条の24第1項 該当するもの _{用土地(1年前内新築))}	法第73章 第3号に (特例適用住宅	条の24第1項 該当するもの ^{E用土地 (新築1年以内))}	法第73条の 第73条の25 含む。) (特例適用耐震 (1 年	24第2項第1号(法 、法第73条の27を に該当するもの 基準適合既存住宅用土地 以内))	法第73 第2号に ^{(特例適用耐震}	条の24第2項 該当するもの ^{基準適合既存住宅用土地} ・前内))	法第73条の 第73条の25 含む。) (特例適用耐勲 地 (1	24第3項第1号(法 、法第73条の27を に該当するもの 基準不適合既存住宅用土 年 以 内))	法第73条の 第73条の25 含む。) (特例適用耐震 地 (1	24第3項第2号(法 、法第73条の27を に該当するもの 基準不適合既存住宅用土 年前内))	法第73章 該当 (耐震基	条の27の2に するもの ^{準不適合住宅)}
			件 数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件 数	措置額	件数	措置額	件 数	措置額
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
屋は、	納税義務を 數収猶予る 減額を 納税義務を	したもの 免除したもの をしたもの したもの 免除したもの		325	1,098	57, 039	16	849	435	18, 401	680	29, 396								
É	合	計	1	325	1, 098	57, 039	16	849	435	18, 401	680	29, 396								

	区	分	該当	条の27の3に するもの ^{動産の代替不動産)}	法第73章 該当 (護渡	条の27の4に するもの 担保財産)	法第73条 (第2項 に該当 (第2種市	:の27の5第1項 頁を含む。) 台するもの 街地再開発事業)	法第73章 該当 (農地利用 等	条の27の6に するもの 月集積円滑化団体)	法第73章 該当 (土地	条の27の7に するもの !改良区)	法附則第 (第2項 に該当 (心身障害	511条の4第1項 夏を含む。) 首するもの af a b の af a b の	法附則第 に 該 当	511条の4第3項 á す る も の ^{è 高齢者向け賃貸住宅)}	法附則第 (第5項 に 該 当 (_{買取再見}	511条の4第4項 夏を含む。) á する もの _{反事業(住宅))}	法附則第 (第7項 に 該 当 (_{買取再見}	511条の4第6項 見を含む。) f するもの _{反事業(土地))}
			件 数	措置額	件数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額	件 数	措置額	件数	措置額	件 数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
				千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
屋土	[減 額 を 納税義務を対 徴収猶予る [減 額 を 納税義務を対	免除したもの をしたもの し た も の							105	1, 201							41	2, 220	33	1, 504
地	微収猶予	をしたもの 計							105	1, 201							41	2, 220	33	1, 504

	区	分	法附則 (第3項 に該当	第12条貨 (を含む (する	第1項 』。) もの	法附則領 に 該 当 (耐震基 宅	第62条 育する 基準不)	等1項 もの 適合住	法附則領に該当	第62条 i する	第2項 もの	廃 止 後 効力を有 規 定 に i	も な `するii 该当す	お そ の 域免等の る も の	その他派に該当	域免等の規定 行するもの	合	計
			件 数	措置	額	件 数	措	置額	件 数	措置	置額	件数	措	置額	件 数	措置額	件 数	措置額
					千円			千円			千円			千円		千円		千円
家	√減 額 を	したもの															42	2, 545
	納税義務を生	免除したもの													35	97, 952	35	97, 952
屋	徵収猶予	をしたもの																
土	/減 額 を	したもの															2, 262	107, 189
	納税義務を生	免除したもの	2		148										4	39	111	1, 388
地	徵収猶予	をしたもの																
	合	計	2		148										39	97, 991	2, 450	209, 074

ゴルフ場利用税に関する調 6

						利用人員			非 課 税 和				差引利用人員	
	区	分	税	率	施設数	1	法第75条の2 第1号に該当 する者 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当す る者 ⑦	差引利用人員 ①- (2+3 +④+⑤+⑥ ⑦)	調定額
						人	人	人	人	人	人	人	人	千円
			1,200 円											
			1,100円以	上 1,200 円 未 満										
			1,000円以	上 1,100 円 未 満										
	18 ホ	ールを超えるもの	800 円 超	1,000 円 未 満	1	29, 812	60	7, 298	145	44	33		22, 232	18, 806
			800 円											
			600円以_	上 800 円 未 満										
			400円以_	上 600 円 未 満	3	74, 639	113	13, 886	501		35		60, 104	27, 543
ゴ				400 円 未 満										
			小	計	4	104, 451	173	21, 184	646	44	68		82, 336	46, 349
			1,200 円											
			1,100円以	上 1,200 円 未 満										
			1,000円以_	上 1,100 円 未 満										
ル	18	ホール	800 円 超	1,000 円 未 満	1	24, 720	32	2,912	29				21, 747	15, 342
			800 円											
			600円以_	上 800 円 未 満	1	23, 114	66	3, 842	20				19, 186	10, 157
			400円以	上 600円未満	7	169, 523	497	27, 735	509		26		140, 756	68, 329
				400 円 未 満										
フ			小	計	9	217, 357	595	34, 489	558		26		181, 689	93, 828
			500円以_	Ŀ										
			400円以	上 500 円 未 満										
	18ホー	-ル未満9ホールを超えるもの	300円以	上 400 円 未 満										
				300 円 未 満										
場			小	計										
			500円以_	Ŀ										
			400円以	上 500 円 未 満	2	18, 141	260	4, 439	89		27		13, 326	5, 331
	9	ホール	300円以_	上 400 円 未 満										
				300 円 未 満										
			小	計	2	18, 141	260	4, 439	89		27		13, 326	5, 331
		Ē	†		15	339, 949	1, 028	60, 112	1, 293	44	121		277, 351	145, 508

⁽注) 1 「施設数」欄には、令和4年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。 2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和3年3月1日から令和4年2月末日までの間の利用人員(延数)を記載した。 3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2又は第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員(延数)を記載した。

7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

	X		分			オカは見川ム粉	非課税、課税免 除、減免及び免税 点以下台数 ②	②のうち身体障害 者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取得	3	に係る控除額④	ASV特例に係る 控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+⑤)	税額
	<i>(</i>	(/ 営業用	9			9		千円 30,021	千円	千円	千円 30,021	=
		普	通	車〈	自家用	10, 351	5, 253	27	5, 098	1	5, 371, 778		3, 500		
					計	10, 360	5, 253	27	5, 107		5, 401, 799		3, 500		
	乗			Ì	/ 営業用	57	49		8		30, 629	15,000		15, 629	
	用	⟨小 - ⅓	型	車{	自家用	11, 312	3, 164	216	8, 148	1	3, 838, 273			13, 838, 273	292,
	車				計	11, 369	3, 213	216	8, 156	1	3, 868, 902	15, 000		13, 853, 902	292,
					営業用	66	49		17		60, 650	15, 000		45, 650	8
		i	H	$\{$	自家用	21, 663	8, 417	243	13, 246	29	, 210, 051		3, 500	29, 206, 551	612, 99
		ļ			計	21, 729	8, 466	243	13, 263	29	, 270, 701	15, 000	3, 500	29, 252, 201	613, 82
		/ けん引車・	被けんら	31	営業用	338	129		209		2, 907, 413		402, 500	2, 504, 913	14,
		車・貨客兼 たもの	用車を	除い	自家用	1, 346	425		921		5, 479, 168		1, 641, 500	3, 837, 668	63,
		72 0 0		l	計	1, 684	554		1, 130		8, 386, 581		2, 044, 000	6, 342, 581	77,
					営業用	74	3		71		937, 950			937, 950	8,
		けん	引	車	自家用	12	5		7		120, 341			120, 341	2,
				ļ	計	86	8		78		1, 058, 291			1, 058, 291	10,
					営業用	41			41		448, 504			448, 504	8,
	トラック	被けん	ん 引	車	自家用	14	4		10		78, 066			78, 066	
				Į	計	55	4		51		526, 570			526, 570	
\langle					営業用	12	9		3		4, 430			4, 430	
		貨客	兼用	車	自家用	1, 855	853		1, 002		1, 919, 194		45, 500		49,
				l	計	1, 867	862		1, 005		1, 923, 624		45, 500	1	
					営業用	465			324		1, 298, 297		402, 500	1	31, 3
		i	H	\langle	自家用	3, 227			1, 940		7, 596, 769		1, 687, 000	5, 909, 769	118, 30
					計	3, 692	1, 428		2, 264	11	, 895, 066		2, 089, 500	9, 805, 566	149, 69
		(営	業	_∄ {	一般乗合用	11	8		3		63, 600	30,000		33, 600	
	バス	{		ļ	一般 乗 合 用 以 外	7	6		1		10, 838		7,000	3, 838	
		1		Ħ		60	39		21		123, 868		42,000	81, 868	1,
		(計			78	53		25		198, 306	30,000	49, 000	119, 306	2,
					営業用										
	三輪	の小型	自 動	車	自家用										
					計										

		区			,	分			非課税、課税免 除、減免及び免税 点以下台数 ②	②のうち身体障害 者等に係るもの	課 税 台 数 ① 一 ②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例 に係る控除額 ④	控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+⑤)	税額
							(営業用	348	32	4	316	千円 4,508,724	1	千円 176, 750		千円 30,946
	华	寺	種	用	途	車		619	309	69	310	1, 895, 896		339, 500	1, 556, 396	28, 187
							計	967	341	73	626	6, 404, 620		516, 250	5, 888, 370	59, 133
							営業用	897	236	4	661	8, 942, 109	45, 000	586, 250	8, 310, 859	63, 553
				計			自家用	25, 569	10, 052	312	15, 517	38, 826, 584		2, 072, 000	36, 754, 584	761, 372
)						計	26, 466	10, 288	316	16, 178	47, 768, 693	45, 000	2, 658, 250	45, 065, 443	824, 925
							営業用	12	1		11	15, 849			15, 849	293
	D		輪	乗	用	車	自家用	14, 842	10, 341	27	4, 501	6, 745, 869			6, 745, 869	71, 823
							計	14, 854	10, 342	27	4, 512	6, 761, 718			6, 761, 718	72, 116
軽自							営業用	217	7		210	226, 892			226, 892	4, 438
動	D		輪	トラ	ツ	ク	自家用	5, 415	80		5, 335	5, 554, 659			5, 554, 659	110, 015
軽自動車税環境性能割							計	5, 632	87		5, 545	5, 781, 551			5, 781, 551	114, 453
環境							営業用									
性	=	Ξ.		輪		車	自家用									
割							計									
							営業用	229	8		221	242, 741			242, 741	4, 731
				計			自家用	20, 257	10, 421	27	9, 836	12, 300, 528			12, 300, 528	181, 838
							計	20, 486	10, 429	27	10, 057	12, 543, 269			12, 543, 269	186, 569
							営業用	1, 126	244	4	882	9, 184, 850	45, 000	586, 250	8, 553, 600	68, 284
	総				計		自家用	45, 826	20, 473	339	25, 353	51, 127, 112		2, 072, 000	49, 055, 112	943, 210
							計	46, 952	20, 717	343	26, 235	60, 311, 962	45, 000	2, 658, 250	57, 608, 712	1, 011, 494

「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、 中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。

- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税(環境性能割)又は軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 「ASV特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。
- 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーの自動車と0ナンバーの軽自動車を記載した。
- 軽自動車税(環境性能割)については、県が徴収した令和3年2月から令和4年1月(市町村への払い込みが令和3年4月から令和4年3月)分の実績を記載した。

^{2 「}非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、第150条、法第445条、法第446条、第447条、法附則 第12条の2の10第1項、第2項、第3項、第29条の8の2、第53条の2第1項から第3項及び第57条第1項から第3項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した 自動車等の台数を記載した。

イ 中古車

	区	分		新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台 数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	1)+2+3 4	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数	取得価額	課税標準額	税額
	((営業用	17	17	16	50	50			千円	千円	千円
			自家用	10, 489	12, 324	4, 192	27, 005			1, 454	1, 721, 888	1, 721, 888	37, 130
			計	10, 506	12, 341	4, 208	27, 055	25, 601	17	1, 454		1, 721, 888	37, 130
	乗	(営業用	33	23	25	81	81	1.	1, 101	1, 121, 000	1, 121, 000	01,100
	用人		自家用	7, 039	12, 915		24, 010		21	1, 087	850, 504	850, 504	16, 725
	車		計	7, 072	12, 938	4, 081	24, 091	23, 004	21	1, 087	850, 504	850, 504	16, 725
			営業用	50	40	41	131	131					
		計 {	自家用	17, 528	25, 239	8, 248	51, 015	48, 474	38	2, 541	2, 572, 392	2, 572, 392	53, 855
			計	17, 578	25, 279	8, 289	51, 146	48, 605	38	2, 541	2, 572, 392	2, 572, 392	53, 855
		いんか半・放り	営業用	364	626	434	1, 424	1, 347		77	186, 701	186, 701	1, 285
		ん引車・貨客兼 用車を除いたも	自家用	1, 451	2, 408	1, 112	4, 971	4, 852		119	231, 343	231, 343	3, 722
		0	計	1, 815	3, 034	1, 546	6, 395	6, 199		196	418, 044	418, 044	5, 007
			営業用	49	94	91	234	223		11	41, 106	41, 106	410
自		け ん 引 車	自家用	17	8	3	28	24		4	8, 259	8, 259	189
			計	66	102	94	262	247		15	49, 365	49, 365	599
動			営業用	33	43	55	131	125		6	12, 377	12, 377	247
車	トラック	被けん引車	自家用	13	7	7	27	25		2	2, 254	2, 254	68
税			計	46	50	62	158	150		8	14, 631	14, 631	315
環			営業用	8	12		52						
境		貨客兼用車	自家用	1, 221	1, 386	746	3, 353			56		50, 725	1, 298
性			計	1, 229	1, 398	778	3, 405			56	50, 725	50, 725	1, 298
能			営業用	454	775		1, 841	1, 747		94	240, 184	240, 184	1, 942
割		計 {	自家用	2, 702	3, 809	1, 868	8, 379 10, 220	8, 198		181 275	292, 581 532, 765	292, 581	5, 277 7, 210
		\ (計 一般乗合用	3, 156	4, 584	2, 480 34	65	9, 945 63		213	8, 849	532, 765 8, 849	7, 219 99
		N/ N// H	一般乗合用以外		47	72	169			2	1, 942	1, 942	39
	バス	自家用	外 外	49	93		179			7	5, 497	5, 497	142
		計		120	150	143	413			11	16, 288	16, 288	280
			営業用								,	., == 0	
	三輪の		自家用										
			計										

	区			Ź.	}		新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台 数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	1+2+3	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数	取 得 価 額	課税標準額⑥	税額
	ı		-			(千円	千円	千円
						営業用	201	450	371	1, 022	954		68	,		1, 315
	特	種	用	途	車〈	自家用	446	632	467	1, 545	1, 505		40	76, 859	76, 859	1, 370
						計	647	1, 082	838	2, 567	2, 459		108	259, 214	259, 214	2, 685
						営業用	776	1, 322	1, 130	3, 228	3, 062		166	433, 330	433, 330	3, 395
			計		{	自家用	20, 725	29, 773	10, 620	61, 118	58, 349	38	2, 769	2, 947, 329	2, 947, 329	60, 644
						計	21, 501	31, 095	11, 750	64, 346	61, 411	38	2, 935	3, 380, 659	3, 380, 659	64, 039
						営業用	10	7	11	28	28					
	四	輪	乗	用	車〈	自家用	22, 862	33, 694	8, 559	65, 115	64, 342		773	526, 214	526, 214	5, 538
						計	22, 872	33, 701	8, 570	65, 143	64, 370		773	526, 214	526, 214	5, 538
軽						営業用	137	88	126	351	343		8	4, 293	4, 293	86
自動	匹	輪	トラ	ツ	クィ	自家用	5, 561	10, 552	1, 896	18, 009	17, 690		319	187, 005	187, 005	3, 678
軽自動車税環境性能						計	5, 698	10, 640	2, 022	18, 360	18, 033		327	191, 298	191, 298	3, 764
環	\prec					(営業用										
性	三		輪		車	自家用										
能割			, , , , ,			計										
					1	(147	95	137	379	371		8	4, 293	4, 293	86
			計		4	自家用	28, 423	44, 246	10, 455	83, 124	82, 032		1, 092	713, 219	713, 219	9, 216
			н.		·	計	28, 570	44, 341	10, 592	83, 503	82, 403		1, 100	717, 512	717, 512	9, 302
						(型 営業用	923	1, 417	1, 267	3, 607	3, 433		174	437, 623	437, 623	3, 481
6/1				₽L				-	•	-		00		•		
総				計	1	自家用	49, 148	74, 019	21, 075	144, 242	140, 381	38	3, 861	3, 660, 548	3, 660, 548	69, 860
						計	50, 071	75, 436	22, 342	147, 849	143, 814	38	4, 035	4, 098, 171	4, 098, 171	73, 341

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の 記入を受けた台数を記載した。
 - 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
 - 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
 - 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

	区		分		新規登録、新規検査、 届出台数、移転登録台 数、自動車検査証(軽 自動車届出済証)の記 入に係る台数	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数	②のうち身体 障害者等に係 るもの	課 税 台 数 ①-②	取得価額	バリアフリー 特例に係る控 除額	ASV特例に 係る控除額	課税標準額 ③- (④+ ⑤)	税額
					1	2			3	4	5		
	1	(営業用	59	50		9	千円 30,021	千円	千円	千円 30,021	千円 600
		普 通	車		37, 356			6, 552	17, 093, 666		3, 500	17, 090, 166	358, 001
				計	37, 415	30, 854	44	6, 561	17, 123, 687		3, 500	17, 120, 187	358, 601
	垂			営業用	138	130		8	30, 629	15, 000		15, 629	238
	乗用く	小 型	車	自家用	35, 322	26, 087	237	9, 235	14, 688, 777			14, 688, 777	308, 845
	車			計	35, 460	26, 217	237	9, 243	14, 719, 406	15, 000		14, 704, 406	309, 083
				営業用	197	180		17	60, 650	15, 000		45, 650	838
		計		自家用	72, 678	56, 891	281	15, 787	31, 782, 443		3, 500	31, 778, 943	666, 846
		ļ		計	72, 875	57, 071	281	15, 804	31, 843, 093	15, 000	3, 500	31, 824, 593	667, 684
		けん引車・	被け	営業用	1,762	1, 476		286	3, 094, 114		402, 500	2, 691, 614	15, 510
		ん引車・貨 用車を除い	各兼たも	自家用	6, 317	5, 277		1, 040	5, 710, 511		1, 641, 500	4, 069, 011	67, 484
		の		計	8, 079	6, 753		1, 326	8, 804, 625		2, 044, 000	6, 760, 625	82, 994
自				営業用	308	226		82	979, 056			979, 056	8, 522
		けん 引	引 車	自家用	40	29		11	128, 600			128, 600	2, 864
動				計	348	255		93	1, 107, 656			1, 107, 656	11, 386
車				営業用	172	125		47	460, 881			460, 881	9, 217
税	トラック	被けん	引車		41			12	80, 320			80, 320	2, 409
環				計	213			59	541, 201			541, 201	11, 626
境				営業用	64	61		3	4, 430			4, 430	88
		貨客兼	用車					1, 058	1, 969, 919		45, 500	1, 924, 419	50, 822
性				計	5, 272			1, 061	1, 974, 349		45, 500	1, 928, 849	50, 910
能				営業用	2, 306			418	4, 538, 481		402, 500	4, 135, 981	33, 337
割		計		自家用	11, 606			2, 121	7, 889, 350		1, 687, 000	6, 202, 350	123, 579
		(計	13, 912			2, 539	12, 427, 831	00.000	2, 089, 500	10, 338, 331	156, 916
	 バ ス	営業	用 ◄	✓ 一般乗合用一般乗合				5	72, 449	30, 000	7,000	42, 449	435
	バ ス.)		一般乗合用 以 外	1			3	12, 780		7,000	5, 780	77
		自家	用		239			28	129, 365	20, 000	42, 000	87, 365	2, 034
		計		(兴来田	491	455		36	214, 594	30, 000	49, 000	135, 594	2, 546
		小型自	動車	営業用									
	二輪の	小 望 目	期 毕										
				計									

	区			分			届出台数、移転登録台 数、自動車検査証(軽 自動車届出済証)の記	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数	②のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数①-2	取得価額	バリアフリー 特例に係る控 除額	ASV特例に 係る控除額	課税標準額 ③-(④+ ⑤)	税額
							1	2			3	4	5		
			-		ſ	営業用	1, 370	986	4	384	千円 4,691,079	千円	千円 176, 750	千円 4,514,329	千円 32, 261
	特	種	用,	金	車	自家用	2, 164	1,814	69	350	1, 972, 755		339, 500	1, 633, 255	29, 557
						計	3, 534	2,800	73	734	6, 663, 834		516, 250	6, 147, 584	61, 818
					Ì	営業用	4, 125	3, 298	4	827	9, 375, 439	45, 000	586, 250	8, 744, 189	66, 948
	1		計		{	自家用	86, 687	68, 401	350	18, 286	41, 773, 913		2, 072, 000	39, 701, 913	822, 016
	(計	90, 812	71, 699	354	19, 113	51, 149, 352	45, 000	2, 658, 250	48, 446, 102	888, 964
						営業用	40	29		11	15, 849			15, 849	293
	匹	輪	乗	Ħ	車	自家用	79, 957	74, 683	27	5, 274	7, 272, 083			7, 272, 083	77, 361
						計	79, 997	74, 712	27	5, 285	7, 287, 932			7, 287, 932	77, 654
軽自						営業用	568	350		218	231, 185			231, 185	4, 524
動	四	輪	トラ	ツ	2	自家用	23, 424	17, 770		5, 654	5, 741, 664			5, 741, 664	113, 693
税					l	計	23, 992	18, 120		5, 872	5, 972, 849			5, 972, 849	118, 217
環境)					営業用									
軽自動車税環境性能割	三		輪		車	自家用									
割					l	計									
						営業用	608	379		229	247, 034			247, 034	4, 817
			計		{	自家用	103, 381	92, 453	27	10, 928	13, 013, 747			13, 013, 747	191, 054
					l	計	103, 989	92, 832	27	11, 157	13, 260, 781			13, 260, 781	195, 871
						営業用	4, 733	3, 677	4	1, 056	9, 622, 473	45, 000	586, 250	8, 991, 223	71, 765
総			ā	t	{	自家用	190, 068	160, 854	377	29, 214	54, 787, 660		2, 072, 000	52, 715, 660	1, 013, 070
						計	194, 801	164, 531	381	30, 270	64, 410, 133	45, 000	2, 658, 250	61, 706, 883	1, 084, 835

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

工 取得価額段階別(新車)

区			台川(A 分	50万円 以下の		50万円を超 100万円以下			100万円を超え 150万円以下の			150万円を超2 200万円以下の			200万円を超 250万円以下			250万円を超; 300万円以下の		300)万円を超える	らもの		Ì	計
			/*	台 数	台 觜	取 得 価 額	税額	台 数	取得価額	总 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取 得 価 額	税 額
	((· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
		晋	営業用														1	2, 689	54	8	27, 332	546	9	30, 021	600
		通(車	自家用	20				2	2, 942	88	552	1, 018, 032	22, 968			38, 318	2, 262	6, 136, 463	122, 367	1, 457		137, 130	5, 098	15, 371, 778	320, 871
		(計	20				2	2, 942	88	552	1, 018, 032	22, 968	825		38, 318	2, 263	6, 139, 152	122, 421	1, 465		137, 676	5, 107	15, 401, 799	321, 471
	乗	小	営業用					2	2, 852	14	3	5, 241	105	2	4, 383	56	150	405 000		1	18, 153	63	8	30, 629	238
	用人車	型 (車	自家用					1, 848	2, 490, 318	44, 375	5, 522		212, 201			26, 857		465, 868	8, 398	6	18, 710	289	8, 148	13, 838, 273	292, 120
		(計					1, 850	2, 493, 170	44, 389	5, 525	9, 539, 612	212, 306	598		26, 913	176	465, 868	8, 398	1	36, 863	352	8, 156	13, 868, 902	292, 358
			営業用	00				1 050	2, 852	14	6 074	5, 241	105		4, 383	56	0 420	2, 689	54	1 460	45, 485	609	12 046	60, 650	838
		計	自家用計	20				1, 850 1, 852	2, 493, 260 2, 496, 112	44, 463 44, 477	6, 074 6, 077	10, 552, 403 10, 557, 644	235, 169 235, 274	1, 421 1, 423	3, 185, 642 3, 190, 025	65, 175 65, 231	2, 438 2, 439	6, 602, 331 6, 605, 020	130, 765 130, 819	1, 463 1, 472	6, 376, 415 6, 421, 900	137, 419 138, 028	13, 246 13, 263	29, 210, 051 29, 270, 701	612, 991 613, 829
		t 質 (営業用	20		7 5, 956	59	', '	7, 872	60	0,077	3, 118			3, 190, 023	09, 231	2, 409	22, 770	245			130, 020	209	2, 907, 413	14, 225
		車用	自家用	30	1	.6 13, 627		1 1	257, 397	4, 731	36		1, 135		60, 959	1,805	113	307, 210	5, 552			50, 282	921	5, 479, 168	63, 762
		け 除 ん い 引 た 車 も	計	3/	1	13, 627		205	265, 269	4, 791	38	64, 096	1, 166	28	60, 959	1, 805	121	329, 980	5, 797	715		64, 112	1, 130	8, 386, 581	77, 987
		ゖゟ	: 営業用	0.		13,000	010	200	200, 200	1, 131	00	01,000	1,100		00, 500	1,000	121	020, 500	0, 101	71		8, 112	71	937, 950	8, 112
自		λ	自家用																	7	120, 341	2, 675	7	120, 341	2, 675
動		引車	計																	78	1, 058, 291	10, 787	78	1, 058, 291	10, 787
审	トラ	被(営業用																	41	448, 504	8, 970	41	448, 504	8, 970
124		け	自家用	4		3 2,016	60													7	76, 050	2, 281	10	78, 066	2, 341
祝		引車	計	4		3 2,016	60													48	524, 554	11, 251	51	526, 570	11, 311
環		貨(営業用					2	2, 908	58	1	1, 522	30										3	4, 430	88
境		谷	自家用	3				298	431, 900	12, 702	441	681, 033	20, 406	44	96, 069	2, 880	127	354, 011	6, 405	92	356, 181	7, 131	1, 002	1, 919, 194	49, 524
性	\	用車	計	3				300	434, 808	12, 760	442	682, 555	20, 436	44	96, 069	2, 880	127	354, 011	6, 405	92	356, 181	7, 131	1, 005	1, 923, 624	49, 612
能			営業用	4		7 5, 956	59	8	10, 780	118	3	4, 640	61				8	22, 770	245	298	4, 254, 151	30, 912	324	4, 298, 297	31, 395
割		計{	自家用	37	1	9 15, 643	317	497	689, 297	17, 433	477	742, 011	21, 541	72	157, 028	4, 685	240	661, 221	11, 957	635	5, 331, 569	62, 369	1, 940	7, 596, 769	118, 302
1,	(計	41	2	21, 599	376	505	700, 077	17, 551	480	746, 651	21, 602	72	157, 028	4, 685	248	683, 991	12, 202	933	9, 585, 720	93, 281	2, 264	11, 895, 066	149, 697
		営	一般乗合用																	3	63, 600	336	3	63, 600	336
		業用	一般乗合用 以 外																	1	10, 838	38	1	10, 838	38
	7	自家												1	2, 461	49	3	8, 922	268	17	112, 485	1, 575	21	123, 868	1, 892
		1	H											1	2, 461	49	3	8, 922	268	21	186, 923	1, 949	25	198, 306	2, 266
	三型		営業用																						
	三輪の		自家用																						
	小 車	ļ	計																						
	特 種	- 1	営業用											1	2, 297	46	11	30, 006	150			30, 750	316	4, 508, 724	30, 946
	用途車	{	自家用	20	1	.1 8, 196			35, 578	549	52			3	7, 066			72, 557	1, 495	189			310	1, 895, 896	28, 187
	車	,	計	20	1	8, 196			35, 578	549	52	84, 528	2, 152	4	9, 363	211	37	102, 563	1, 645	493		54, 424	626	6, 404, 620	59, 133
	\ _		営業用	4		7 5, 956			13, 632	132	6	9, 881	166	l	6, 680	102		55, 465	449	615		62, 645	661	8, 942, 109	63, 553
	\ 1	# {	自家用	77		23, 839			3, 218, 135	62, 445		11, 378, 942	258, 862	1, 497	3, 352, 197	70, 074	2, 707	7, 345, 031	144, 485	2, 304	13, 508, 440	225, 037	15, 517	38, 826, 584	761, 372
	\	l	計	81	3	29, 795	528	2, 386	3, 231, 767	62, 577	6, 609	11, 388, 823	259, 028	1, 500	3, 358, 877	70, 176	2, 727	7, 400, 496	144, 934	2, 919	22, 358, 935	287, 682	16, 178	47, 768, 693	824, 925

X		分	50万円 以下の		50万円を超え 100万円以下の			100万円を超 150万円以下			150万円を超 200万円以下			200万円を超 250万円以下			250万円を超 300万円以下		300	万円を超える	さもの	É	j	計
		,,	/ \ \ \\\.	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取 得 価 額	税額
	<u></u>	(»/, »//, п		_	千円	千円		千円	千円		千円	l	1	千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
	四輪	営業用	1	1	955	19	6	7, 928	158	4	6, 966	116										11	15, 849	
	乗 用	自家用	10, 321	148	127, 548	1, 522	1, 983	2, 712, 798	28, 420	2, 356	3, 871, 006	41, 511	3	6, 152	61	11	28, 365	309				4, 501	6, 745, 869	71, 823
	車	計	10, 322	149	128, 503	1, 541	1, 989	2, 720, 726	28, 578	2, 360	3, 877, 972	41, 627	3	6, 152	61	11	28, 365	309				4, 512	6, 761, 718	72, 116
軽	四輪	営業用	6	28	25, 550	450	182	201, 342	3, 988													210	226, 892	4, 438
動	トラ	自家用	64	2, 423	2, 207, 630	43, 933	2, 870	3, 282, 619	64, 795	42	64, 410	1, 287										5, 335	5, 554, 659	110, 015
単税ノ	ツ ク	計	70	2, 451	2, 233, 180	44, 383	3, 052	3, 483, 961	68, 783	42	64, 410	1, 287										5, 545	5, 781, 551	114, 453
環境	=	営業用																						
性能	三 輪 車	自家用																						
割	半	計																						
		営業用	7	29	26, 505	469	188	209, 270	4, 146	4	6, 966	116										221	242, 741	4, 731
	計	自家用	10, 385	2, 571	2, 335, 178	45, 455	4, 853	5, 995, 417	93, 215	2, 398	3, 935, 416	42, 798	3	6, 152	61	11	28, 365	309				9, 836	12, 300, 528	181, 838
		計	10, 392	2, 600	2, 361, 683	45, 924	5, 041	6, 204, 687	97, 361	2, 402	3, 942, 382	42, 914	3	6, 152	61	11	28, 365	309				10, 057	12, 543, 269	186, 569
		営業用	11	36	32, 461	528	198	222, 902	4, 278	10	16, 847	282	3	6, 680	102	20	55, 465	449	615	8, 850, 495	62, 645	882	9, 184, 850	68, 284
総	計	自家用	10, 462	2, 601	2, 359, 017	45, 924	7, 229	9, 213, 552	155, 660	9, 001	15, 314, 358	301, 660	1, 500	3, 358, 349	70, 135	2, 718	7, 373, 396	144, 794	2, 304	13, 508, 440	225, 037	25, 353	51, 127, 112	943, 210
		計	10, 473	2, 637	2, 391, 478	46, 452	7, 427	9, 436, 454	159, 938	9, 011	15, 331, 205	301, 942	1, 503	3, 365, 029	70, 237	2, 738	7, 428, 861	145, 243	2, 919	22, 358, 935	287, 682	26, 235	60, 311, 962	1, 011, 494

才 取得価額段階別(中古車)

				·u + /						<u>, </u>		**************************************				`			`			-			
 X			分 分	50万円 以下の		50万円を超え 70万円以下の			70万円を超 90万円以下			90万円を超え 110万円以下の			110万円を超 130万円以下の			130万円を超 150万円以下		150	万円を超える	もの	合		計
				/ \ \\\	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	税 額	台数	取 得 価 額	税 額
						千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
	$ \begin{pmatrix} 1 \end{pmatrix} $	普	営業用	36																					
		通く	自家用	18, 934	422	249, 006	5, 300	268	213, 964	4, 503	188	186, 577	4, 131	149	177, 678	3, 732	112	156, 700	3, 720	315	737, 963	15, 744	1, 454	1, 721, 888	37, 130
		牛	計	18, 970	422	249, 006	5, 300	268	213, 964	4, 503	188	186, 577	4, 131	149	177, 678	3, 732	112	156, 700	3, 720	315	737, 963	15, 744	1, 454	1, 721, 888	37, 130
1.	乗	小	営業用	68																					
自	用	型 {	自家用	18, 651	466	277, 679	5, 163	351	280, 800	5, 348	197	196, 244	4, 350	55	66, 089	1, 267	10	13, 860	307	8	15, 832	290	1, 087	850, 504	16, 725
動	里	車	計	18, 719	466	277, 679	5, 163	351	280, 800	5, 348	197	196, 244	4, 350	55	66, 089	1, 267	10	13, 860	307	8	15, 832	290	1, 087	850, 504	16, 725
車			営業用	104																					
税		計{	自家用	37, 585	888	526, 685	10, 463	619	494, 764	9, 851	385	382, 821	8, 481	204	243, 767	4, 999	122	170, 560	4, 027	323	753, 795	16, 034	2, 541	2, 572, 392	53, 855
	(. (計	37, 689	888	526, 685	10, 463	619	494, 764	9, 851	385	382, 821	8, 481	204	243, 767	4, 999	122	170, 560	4, 027	323	753 , 795	16, 034	2, 541	2, 572, 392	53, 855
塚 \		け 貨 ん 客 引 兼	営業用	571	11	6, 353	48	10	7, 689	45	11	10, 899	89	9	11,070	110	4	5, 556	28	32	145, 134	965	77	186, 701	1, 285
境		車車接をけ除	自家用	3, 363	25	15, 011	190	13	10, 299	165	6	5, 784	96	14	16, 161	254	3	4, 074	81	58	180, 014	2, 936	119	231, 343	3, 722
性		ん い 引 た 車 も ・ の	計	3, 934	36	21, 364	238	23	17, 988	210	17	16, 683	185	23	27, 231	364	7	9, 630	109	90	325, 148	3, 901	196	418, 044	5, 007
能	١	け	営業用	116	2	1, 097	5	2	1, 587	16	1	1,046	5				1	1, 440	29	5	35, 936	355	11	41, 106	410
割	ラーッ	ん 人 引 イ	自家用	11	1	569	6													3	7, 690	183	4	8, 259	189
Д.	ク	車	計	127	3	1, 666	11	2	1, 587	16	1	1, 046	5				1	1, 440	29	8	43, 626	538	15	49, 365	599
		被	(営業用	72				1	890	18				1	1, 117	22				4	10, 370	207	6	12, 377	247
		りんく	自家用	13				1	864	26							1	1, 390	42				2	2, 254	68
	\	引 . 車	計	85				2	1, 754	44				1	1, 117	22	1	1, 390	42	4	10, 370	207	8	14, 631	315

区		分	50万円 以下の		50万円を超え 70万円以下 <i>0</i>			70万円を超え 90万円以下の	もの		00万円を超え 10万円以下の	もの		110万円を超え 130万円以下の			30万円を超; 50万円以下の		150	万円を超える	もの	£	<u> </u>	計
		,,	1. 1/1	台 数 取	文 得 価 額	税 額	台 数	取得価額税	額 台	台 数月	反得価額	说 額	台 数	取得価額	说 額台	台 数	取得価額	税 額	台 数	取得価額	说 額	台 数	取 得 価 額	税額
	110				千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
	/ (客	(営業用	24																					
	ト ラ 用	自家用	2, 491	23	13, 957	391	12	9, 091	241	7	6, 703	181	6	7, 298	180	2	2, 759	55	6	10, 917	250	56	50, 725	1, 298
	ッ 車	計	2, 515	23	13, 957	391	12	9, 091	241	7	6, 703	181	6	7, 298	180	2	2, 759	55	6	10, 917	250	56	50, 725	1, 298
	ク	営業用	783	13	7, 450	53	13	10, 166	79	12	11, 945	94	10	12, 187	132	5	6, 996	57	41	191, 440	1, 527	94	240, 184	1, 942
自	計		5, 878	49	29, 537	587	26	20, 254	432	13	12, 487	277	20	23, 459	434	6	8, 223	178	67	198, 621	3, 369	181	292, 581	5, 277
動		計	6, 661	62	36, 987	640	39	30, 420	511	25	24, 432	371	30	35, 646	566	11	15, 219	235	108	390, 061	4, 896	275	532, 765	7, 219
重	(営業	一般乗合用	24							1	1,008	20							1	7, 841	79	2	8, 849	99
12.44	バ 用	一般乗合用 以 外	58	1	571	12										1	1, 371	27				2	1, 942	39
一人	′ ´` 📱	家用	124	4	2, 337	47				2	1,840	55				1	1, 320	40				7	5, 497	142
環	計		206	5	2, 908	59				3	2, 848	75				2	2, 691	67	1	7, 841	79	11	16, 288	280
境 性	三輪の小	営業用 自家用																						
能	特	十										_												
割	種	営業用	399	19	10, 873	79	7	5, 256	33	7	7, 102	45	3	3, 486	17	1	1, 340	7	31	154, 298	1, 134	68	182, 355	1, 315
п,	用途	自家用	1, 009	5	2, 909	58	3	2, 521	42	5	5, 179	124	4	4, 748	108	3	4, 298	86	20	57, 204	952	40	76, 859	1, 370
	車	十	1, 408	24	13, 782		10	7, 777	75	12	12, 281	169	7	8, 234	125	4	5, 638	93	51	211, 502	2, 086	108	259, 214	2, 685
		営業用	1, 368	33	18, 894	144	20	15, 422	112	20	20, 055	159	13	15, 673	149	7	9, 707	91	73	353, 579	2, 740	166	433, 330	3, 395
- 1	=1		44 E06	046	EC1 400	11 100	640	E17 E20	10 205	40E	400 207	0 007 1	220	071 074	E E41	100	104 401	4 221	410	1 000 600	00 000	0.760	0.047.000	60 644
	計	自家用	44, 596 45, 064	946	561, 468	11, 155	648	517, 539	10, 325	405	402, 327	8, 937	228	271, 974	5, 541 5, 600	132	184, 401	4, 331	410	1, 009, 620	20, 355	2, 769	2, 947, 329	60, 644
		l H	45, 964	946 979	561, 468 580, 362	11, 155 11, 299	648 668	517, 539 532, 961	10, 325 10, 437	405 425	402, 327 422, 382	8, 937 9, 096	228 241	271, 974 287, 647	5, 541 5, 690	132 139	184, 401 194, 108	4, 331 4, 422	410 483	1, 009, 620 1, 363, 199	20, 355 23, 095	2, 769 2, 935	2, 947, 329 3, 380, 659	60, 644 64, 039
		計 営業用	45, 964 27	979	580, 362	11, 299	668	532, 961	10, 437	425	422, 382	9, 096										2, 935	3, 380, 659	64, 039
	四輪乗用	営業用 自家用	45, 964 27 64, 315	979 433	580, 362 254, 743	11, 299 2, 802	668 301	532, 961 234, 779	10, 437 2, 371	- 1	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935	3, 380, 659 526, 214	64, 039 5, 538
	四輪乗用車	計 (営業用 (自家用 計	45, 964 27 64, 315 64, 342	979	580, 362 254, 743 254, 743	11, 299 2, 802 2, 802	668	532, 961	10, 437	425	422, 382	9, 096										2, 935	3, 380, 659 526, 214 526, 214	64, 039
軽白	四輪乗用車	営業用 自家用	45, 964 27 64, 315 64, 342	979 433	580, 362 254, 743	11, 299 2, 802 2, 802	668 301	532, 961 234, 779	10, 437 2, 371	425	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935	3, 380, 659 526, 214	64, 039 5, 538
軽自動去	四輪乗用車 四輪トラ	計 (営業用 (自家用 計	45, 964 27 64, 315 64, 342 331	979 433	580, 362 254, 743 254, 743	11, 299 2, 802 2, 802 86	668 301	532, 961 234, 779	10, 437 2, 371	425	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935	3, 380, 659 526, 214 526, 214	64, 039 5, 538
自動車税	四輪乗用車 四輪ト	計	45, 964 27 64, 315 64, 342 331	979 433 433 8	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495	301 301	532, 961 234, 779 234, 779	10, 437 2, 371 2, 371	425	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935 773 773 8	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293	64, 039 5, 538 5, 538 86
自動車税	四輪乗用車 四輪トラック	計	45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689	979 433 433 8 307	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495	301 301 12	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479	10, 437 2, 371 2, 371	425	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935 773 773 8 319	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678
自動車税	四輪乗用車 四輪トラック	計	45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689	979 433 433 8 307	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495	301 301 12	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479	10, 437 2, 371 2, 371	425	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935 773 773 8 319	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車 四輪トラ	計 業 家 計 業 家 計 業 家 計 業 家 計 業 家 計 業 家	45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689	979 433 433 8 307	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495	301 301 12	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479	10, 437 2, 371 2, 371	425	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935 773 773 8 319	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678
自動車税	四輪乗用車 四輪トラック		45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689	979 433 433 8 307	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526 181, 819	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495	301 301 12	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479	10, 437 2, 371 2, 371	425	422, 382 36, 692	9, 096										2, 935 773 773 8 319	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005 191, 298	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678
自動車税	四輪乗用車 四輪トラック 三輪車		45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689 18, 020	979 433 433 8 307 315	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526 181, 819	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495 3, 581	301 301 12 12	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479 9, 479	10, 437 2, 371 2, 371 183 183	425 39 39	422, 382 36, 692 36, 692	9, 096 365 365										2, 935 773 773 8 319 327	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005 191, 298	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678 3, 764
自動車税	四輪乗用車 四輪トラック		45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689 18, 020 358 82, 004	979 433 433 8 307 315	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526 181, 819 4, 293 432, 269	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495 3, 581 86 6, 297	301 301 12 12	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479 9, 479	10, 437 2, 371 2, 371 183 183	425 39 39	422, 382 36, 692 36, 692	9, 096 365 365										2, 935 773 773 8 319 327	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005 191, 298 4, 293 713, 219	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678 3, 764 86 9, 216
自動車税	四輪乗用車 四輪トラック 三輪車		45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689 18, 020 358 82, 004 82, 362	979 433 433 8 307 315 8 740 748	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526 181, 819 4, 293 432, 269 436, 562	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495 3, 581 86 6, 297 6, 383	301 301 12 12 313 313	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479 9, 479 244, 258 244, 258	10, 437 2, 371 2, 371 183 183 2, 554 2, 554	425 39 39 39 39	36, 692 36, 692 36, 692 36, 692	9, 096 365 365 365 365	241	287, 647	5, 690	139	194, 108	4, 422	483	1, 363, 199	23, 095	2, 935 773 773 8 319 327 8 1, 092 1, 100	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005 191, 298 4, 293 713, 219 717, 512	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678 3, 764 86 9, 216 9, 302
自動車税環境性能割	四輪乗用車 四輪トラック 三輪車		45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689 18, 020 358 82, 004 82, 362 1, 726	979 433 433 8 307 315 8 740 748 41	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526 181, 819 4, 293 432, 269 436, 562 23, 187	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495 3, 581 86 6, 297 6, 383 230	301 301 12 12 12 313 313 20	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479 9, 479 244, 258 244, 258 15, 422	2, 371 2, 371 183 183 2, 554 2, 554 112	39 39 39 39 20	36, 692 36, 692 36, 692 36, 692 20, 055	9, 096 365 365 365 365 159	241	287, 647 15, 673	5, 690	139	194, 108 9, 707	4, 422	483	1, 363, 199 353, 579	23, 095	2, 935 773 773 8 319 327 8 1, 092 1, 100 174	3, 380, 659 526, 214 4, 293 187, 005 191, 298 4, 293 713, 219 717, 512 437, 623	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678 3, 764 86 9, 216 9, 302 3, 481
自動車税	四輪乗用車 四輪トラック 三輪車		45, 964 27 64, 315 64, 342 331 17, 689 18, 020 358 82, 004 82, 362	979 433 433 8 307 315 8 740 748 41 1,686	580, 362 254, 743 254, 743 4, 293 177, 526 181, 819 4, 293 432, 269 436, 562	11, 299 2, 802 2, 802 86 3, 495 3, 581 86 6, 297 6, 383 230 17, 452	301 301 12 12 313 313	532, 961 234, 779 234, 779 9, 479 9, 479 244, 258 244, 258	10, 437 2, 371 2, 371 183 183 2, 554 2, 554	425 39 39 39 39	36, 692 36, 692 36, 692 36, 692	9, 096 365 365 365 365	241	287, 647	5, 690	139	194, 108	4, 422	483	1, 363, 199	23, 095	2, 935 773 773 8 319 327 8 1, 092 1, 100	3, 380, 659 526, 214 526, 214 4, 293 187, 005 191, 298 4, 293 713, 219 717, 512	64, 039 5, 538 5, 538 86 3, 678 3, 764 86 9, 216 9, 302

⁽注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。

^{2 「}税額」欄には、取得年度に関わらず、令和3年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和3年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

(2) 日馴単祝種)	37HT-127 0 WG	賦課期日	賦課期	② n	(2) O	(2) O	差 引	⑥ のう	⑥ のう	® のう	® のう	⑥ のう	①のうち	①のう	賦課期日	働のうち	④のうち	働のうち	④ のうち	④ のうち	年 度 末	年度末	年度末	年度末	③ のう	年 度 末	25のう	②のう	② のう 4	F 度 末
					à +			+ △ヰ	ちグリ			ちグリ											1日 か		+ b /+		+ 電与	ち天然	ちプラ	
			Ц	うち) ち	うち	課税台数	ち合衆	ーン化 による	ち75%	ち50%	ーン化 による	ガソリン	ちディ								現 在	現 在	現 在	ち身体	現 在		ガスを	グイン	
区	分	現 在		JL am cV	課 祝					407 \ \ \ -		重課の			現 在	⑦ に 係 る	9 に係る	⑩に係る	⑫に係る	③ に係る	1		課税免	- A	障害者	1 1	を動力	動力源	ハイブ	見 在
			現在台	非課税	免除	源 兌	2- (3	の構成	適用を	軽減の	軽減の	適用を	車又はL	ーセル								非課税	除	源 免	等に係	課 柷	源とす	動力源とする	リッド	
		登録台数	数	台 数	台 数	台 数	+4+5)		受けた もの	もの	もの	受けた もの	PG車	車	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台 数	台 数	台 数	るもの		るもの			調 定 額
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(1)	12	13	(A) (A) 千円	⑤ 千円	16 千円	① 千円	18 千円	〔9 千円	20	21)	22	23	24	25	26	27	28	
1,000cc	以下	17	17				17	.				2	2		130				17		15					16	3			122
1 000cc	超 1,500cc 以下	400	400				400		26	26		6			3, 251		65		49	10	457					458				3, 464
	超 2,000cc 以下						1, 722		20	20	١,	515	515		17, 062		5	5	5, 614	10	1, 592					1, 567			1	16, 693
	超 2,500cc 以下						27		1	1	· •	913	2		378		4	0	7,014	79						27				378
	超 3,000cc 以下						162		1	1		62	200	25	2, 688		1		504							163				2, 640
	超 3,500cc 以下	103	102				102					1	1		2,000				21	030	104					103				2, 040
業	超 4,000cc 以下											1	'		30				21							2				36
	超 4,500cc 以下		,										,		100				100							4				100
	超 6,000cc 以下	9	9				9					9	9		62				69		,					9				62
6,000cc	超 0,00000 次 1	2													0.5				02							2				02
0,00000	±1.	2 270	2 226				2, 336		30	29	١,	601	560	41	23, 718		74	5	6 422	710	2, 266					2 220	2		1	23, 505
/ 1,000cc	以下	2, 370 29, 957	2, 336	40	9	1 105			50	29	1	2, 307			846, 468	376	14	3	6, 422 78, 207	719	27, 916		10	1, 263	1 262	2, 239	564		1	
乗	超 1,500cc 以下		29, 628 144, 513			1									4, 858, 881	9, 849			1, 047, 935	198						26, 412 127, 908	504		32	821, 666 4, 691, 437
	超 2,000cc 以下			815								26, 468				35, 756						759							904	
	超 2,500cc 以下 超 2,500cc 以下		114, 757									28, 061							1, 266, 887	7, 082						103, 057			904	4, 270, 611
家	超 3,000cc 以下			272		1, 247						15, 141				15, 874			724, 627	20, 299		241			1, 520	44, 538				2, 081, 769
	超 3,500cc 以下	11, 664 6, 511		15			10, 536					6, 808				5, 905			276, 852							9, 559			4	531, 269
用税	超 4,000cc 以下			10			6, 191					2, 677 510	2, 508 509			3, 914 665			161, 018			11				5, 790 1, 697				349, 460
適	超 4,500cc 以下	2,047					1, 764					795			117, 832	285			37, 708 67, 452							891				114, 524 78, 669
分	超 6,000cc 以下	1, 150		4			1, 402								81, 907	154			51, 524		1, 044 1, 405					1, 334				
6, 000cc		1, 478 63	1, 409	· '			1, 402	'				519	17		127, 268 7, 230	134			2, 169		1, 403	0				1, 334				123, 658 7, 005
小 小				1 600	245	12 146	343, 316	E 945				83, 303				72, 778					245 105	1 477	368	13, 829	13, 823	201 051	564		944	
車 1,000cc	以 下	368, 656 9, 385		1, 600 12		13, 146			104	52	52		00, 052	2,001	225, 638	12, 116	338	650	3, 714, 379	145, 157	345, 195 14, 452			451		321, 251 13, 988	127		344	13, 070, 068 286, 350
	超 1,500cc 以下					341			3, 633						290, 306		26, 288	5, 378			21, 100			547		20, 499	121			405, 612
	超 2,000cc 以下		9,015	12 73		203			2, 143	1, 835					259, 407		16, 515	5, 544			13, 551	97		316					28	337, 321
	超 2,500cc 以下 超 2,500cc 以下					66			1, 341	1, 332					92, 019		14, 652	198			5, 262			118					20	131, 711
家	超 3,000cc 以下				2				1, 341						23, 014		2, 275	190			1, 051			110	110	1, 033				33, 952
	超 3,500cc 以下	125					119		38	182					5, 274		261	570	,		216					210				7, 351
税	超 4,000cc 以下						88		50	10	20				5, 721		201	510			150					150				7, 394
適	超 4,500cc 以下		00				000								604						17					17				7, 394 899
分	超 6,000cc 以下	28	28				90								2, 436						32					32				2, 530
6, 000cc	超 6,00000 以 7	28	28				28								330						32					32				2, 530 376
5,00000	世 計	34 025	34 025	197	,,,	905	32 000		7 441	6 705	796						60, 220	19 940			55, 835	101	91	1 425	1 494	54 176	197		28	
		34, 935							7, 441						904, 749		60, 329	12, 340												1, 213, 496
\ al	A	405, 961	395, 678	1, 727	356	14, 041	379, 554	5, 245	7, 471	6, 734	737	83, 904	81, 212	2, 692	14, 455, 897	72, 778	60, 403	12, 345	3, 720, 801	145, 876	403, 296	1, 658	389	15, 264	15, 257	377, 666	694		973	14, 307, 069

	賦課期日	賦課期	② n	② n	2 n	差 引	⑥ のう	⑥ のう	® のう	® のう	⑥ のう	⊕のうち	⑪のう	賦 課 期 日	働のう	ち 風 のう	5 ち ⑭	のうち	働のうち	値 のうす	年 度 末	年度 :	末年度	末年度	末 ② の	う年	度 末 ②	かのう ②のう	25のう	年 度 末
		日	- 1.	う ち			ち合衆	ちグリ ーン化	h ==0/		ちグリ ーン化	**. * ** .											現	在現る	ち身	体	t t	電気	ちプラ	
	現在) ち	課税	う ち 	課柷台数		による	575%	30070	による	ガソリン		現 在	(7) に係。	3 9 に ほ	系る⑩	に係る	® に係る	 ⁽¹⁾ に係る	5 現 右	現 ā E	課 税 :	- 1	座	規 者	仕		グイン	現る
区 分		現在台	非課税	1	1	2- (3)	1	軽課の	軽減の	1-3-5	重課の 適用を	車又はL	ーゼル									非課程		減	争に	課	#H	動力源 ^{! と す} とする	ハイブ	
	登録台数		台数			+4+5)		受けた		I .	受けた もの	PG車	审	調定都	司調 定 領	額調 定	額 調	定額	i調 定 匆	調 定 智	可容 録 台 巻	4 台 3		数台	数るも			もの もの	リッド	調定額
	1	2	3			6	7	8	9		11)	12		(E) 千円		5	16 千円	· ~ ⑰ ⑰ 千円	(18	(I	9 2		20 (2	3	24	25		7 (2	
	178	175				17	5				39	11	28						78		1	7					185			1, 183
1 トン超 2 トン以下	1, 320	1, 298				1, 298	8				524	7	517	12, 15	1				69	5, 11	8 1, 28	5					1, 265			12, 018
2トン超3トン以下	1,567	1,550				1, 550	0				540	1	539	19, 24	3				1:	7, 11	5 1,540	0					1, 533			19, 25
	800	792				79:	2				427		427	12, 520						7, 04	6 76	3					757			12, 166
	76	76				70	6				38		38	1, 47	1					77	1 7	5					74			1, 350
	59	58				58	8				29		29	1, 340						70	2 5	7					55			1, 320
ラ	169	165				16	5				76		76	4, 398	3					2, 12	8 169	9					166			4, 309
7トン超8トン以下	189	185				18	5				86		86	5, 70	7					2, 78	6 18-	4					178			5, 60
貨 8 トン超	3, 798	3, 758				3, 758	8				1, 274		1, 274	193, 49	1					70, 84	3, 789	9					3, 749			192, 212
客 1 トン以下	5, 102	4, 928	36		,	8 4, 884	4 1				2, 458	784	1, 674	41,065	2	32			6, 89	14, 73	1 4, 99	6 3	36		9	9	4, 766	2		40, 562
兼 1トン超2トン以下	22, 882	22, 411	177		4	5 22, 189	9 2				16, 565	116	16, 449	273, 430	6	54			1, 46	207, 25	7 22, 380	0 16	69	4	19	49	21, 713			270, 377
	5, 918	5, 841	67			5, 77	4 2				3, 365	1	3, 364	97,800	(54			18	59, 20	6, 113	3 7	71				5, 958			98, 548
東 3トン超4トン以下	5, 061	4, 984	78			1 4, 90	5 4				2, 911	2	2, 909	106, 37	1 7	79			4	65, 45	5, 09	2 7	77		1	1	4, 946			107, 300
	455	449	8			44	1 2				257		257	11, 87	7	39				7, 19	6 46	5	8				453			11, 94
⟨ 5トン超6トン以下	209	209	7			20:	2				116		116	6, 408	3					3, 82	8 21:	2	7				205			6, 410
	356	355	15			340	0				214		214	12, 649						8, 23	9 36	3 1	14				350			12, 61
7トン超8トン以下	384	380	1			379	9 1				210		210	16, 15	7	8				9, 34	5 403	2	1				401			16, 262
ツ	1, 798	1,782	5			1, 77	7 5				1,062		1, 062	109, 672	2	52				68, 18	1,84	8	5				1,826			110, 577
小計	50, 321	49, 396	394		5	48, 948	8 17				30, 191	922	29, 269	926, 928	34	18			8, 58	540, 14	3 49, 920	0 38	88		59	59	48, 580	2		924, 009
けん引車 単 通 車	1,000	996				990	6				264		264	15, 436	3					4, 38	1,008	8					1,006			15, 490
1 自家用 通 車 通 車																														
	126	125				12	5				67		67	2,709	9					1, 51	4 130	0					127			2, 718
小 計	1, 126	1, 121				1, 12	1				331		331	18, 14	5					5, 89	7 1, 13	8					1, 133			18, 208
対																														
月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	8	8					8							60								8					8			6
世	889	885				88	5							59, 23	7						91	4					912			59, 96
引 小 型 車	1 1	5	1			-	4							2	l						!	9	1				6			2
世 自 家用 普 通 車 (8トン以下) 音 8トン 超 (8トン 超	34	32	10			2:	2							224	1						4	4 1	10				32			275
	145	142				143	2							11,659)						14	1					135			11, 613
小計	1, 083	1,072	11			1,06	1							71, 20	l						1, 11	6 1	11				1, 093			71, 939

	賦課期日	賦課期	(2) O	(2) O	(2) O	差 引	⑥ のう	⑥ のう	8 のう	®のう	⑥ のう	⑪のうち	①のう	賦 課 期 日	14 のうち	倒のうち	値 のうち	14のうち	14のうち	年 度 末	年度末	年度末	年度末	② の う	年 度 末	(25 のう	多のう 多のう	年 度 末
			1	1	1		+ △典	ちグリ			1											租 左					ち天然 ちプラ	
		l l	うち		うち	課税台数	り日外	ーン化による	575%	550%	ーン化	ガソリン	ちディ								現 在		現 在	- 1	兄 仕		ガスを グイン	
区分	現 在		北細名	課税	油 名	課税台数	国軍隊	軽課の	数学の	数減の	重課の	声ワけて	_+ ; 1	1	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	IB に 係 る			課税免	1 1	障害者	·m 424		動力源 ハイブ	現在
		現在台	非珠忧	免 除	例 光	2- (3	の構成	適用を受けた	軽減の	1	適用を 受けた	甲又はL	- 6/0								非課税	除	/ 光	等に係	讯 忧	源とす	とする リッド	
	登録台数	1	1	台 数	台 数	+4+5)			もの	もの	もの	PG車	1	調定額	調定額	調定額			調定額	1				るもの	台 数	るもの	もの車	調定額
	1	2	(3)	(4)	(5	6	(7)	(8)	9	10	(11)	(12)	(13)	(4) 千円	15 千円	(16) 千円	(I) (II) (II) (II) (II) (II) (II) (II)	•	① 千円		21)	22	23	24)	25	26	Ø 8	
當 () () () () () () () () () (下																											
貨 業(1,000cc超1,500cc以	F 68	8 66	;			66	6				39	39		782				480	,	78					72			787
客 用 1,500cc 超	18	5 170				170	0				83	15	68	2, 344				210	973	187					166			2, 254
兼 l1,000cc 以	F :	8 8	1				7				3	3		96				43		7	1				6	2		95
宏/1 00000超1 50000以	F 7,57	7,504	81	,	3	5 7, 387	7				949	877	72	106, 963				13, 769		7, 854	77	9	36	36	7, 679			109, 322
車 '	20, 28	19,702	392	8	11	8 19, 184	4 10				7, 893	1, 268	6, 625	326, 437	197			22, 363	119, 964	20, 268	375	9	130	129	19, 206			326, 516
小計	28, 120	27, 450	474	9	15	3 26, 814	4 10				8, 967	2, 202	6, 765	436, 622	197			36, 865	122, 067	28, 394	453	11	166	165	27, 129	2		438, 974
∖ il B	80, 650	79, 039	879	9	20	7 77, 944	4 27				39, 489	3, 124	36, 365	1, 452, 896	545			45, 449	668, 107	80, 568	852	11	225	224	77, 935	4		1, 453, 130
30人以下	9:	93				93	3							1, 116						90			6		87			1,039
30人超40人以	下 50	50				50	0							725						48					48			713
般 40人超50人以	下 6	65	;			65	5							1, 137						63			7		54			994
50人超60人以	下 36	364	123	3		24	1							4,820						352	121		73		164			3, 294
バ 営 ※ 60人超70人以	下 6	65	11			54	4							1, 215						62	8		22		32			711
合 70人超80人以	下 183	183	122	2		6	1							1, 556						181	124		24		34			909
用 80人超		6	;				6							174						6					6			174
小計	820	826	256	5		570	0							10, 743						802	253		132		425			7, 834
30人以下	239	237	,			237	7				143		143	6, 652					4, 161	232					230			6, 645
- 30人超40人以	下 38	38				38	8				22		22	1, 287					775	39					39			1, 259
般 40人超50人以	下 11	7 116	;			116	6				79		79	4, 708					3, 302	115					113			4, 894
用	下 333	332	1			333	1				173		173	15, 325					8, 373	335					329			15, 140
60人超70人以	下 6	66	1			68	5				33		33	3, 448					1,832	68					68			3, 398
用 70人超80人以	下 :	3 3	1				2				2		2	125					125	2	1				1			84
以 oo +77		1 1					1				1		1	70					70									41
外 80人超 小 計	79	7 793	3			790	0				453		453	31, 615					18, 638	791	1				780			31, 461
(30 人以	下 1,66			239		1, 207					561	14						508							1, 154			40, 928
自 30 人超 40 人以						32					16		16						722						27			1, 201
40 人 超 50 人 以						75					49		49						2, 641						69			3, 722
50 人 超 60 人 以						47					41		41						2, 571						42			2, 937
家 60 人 超 70 人 以						13					41		41	2, 913					432						11			837
70 人 超 80 人 以		5 5									,														11			
						,	4						3	244					244									244
#	超 (6					4				4		4	365					365		-				4			365
小計	2, 03					1, 378					680			51, 241				508	26, 831			252			1, 310			50, 234
\	3, 66	3, 630	637	255		2, 738	B				1, 133	14	1, 119	93, 599				508	45, 469	3, 545	621	252	132		2, 515			89, 529

		賦課期	日 賦課期	2 0	(2) O	② n	差引	⑥ のう(⑥のう	®のう	® のう	⑥ のう	⑪のうち	① のう	賦課期	風のうち	14のうち	値のうち	風のうち	働のうち	年 度 末	年度末	年度末	年度末	③ のう	年 度 末	②のう	②のう	②のう	年 度 末
			B	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆、	ちグリ ーン化 による	575%	ち50%	ちグリ ーン化 による	ガソリン	ちディ	1							現 在	現 在	現 在	ち身体	現 仕		ち天然ガスを		
区	分	現	現在台	非課稅	課 祝		2- (3	の構成		軽減の		重課の適用を	車又はL	ーゼル	現	E ⑦ に 係 る	9 に係る	(1) に係る	0 個に係る	⑬ に係る	現在	非課税	課税免除	減免	障害者等に係	課 税	を動力源とす	動力酒	ハイブ	現在
		登録台	数 ① 数	台 数	台数 3 4	台 数 ⑤	+4+5)	1 1	受けた もの <u></u> ⑧	もの ⑨	もの 10	受けた もの ⑪	PG車	車	調定額	頁調 定 額	[調 定 額	調定額	1調 定 額 18	調 定 額	[登録台数 20	台 数 ②	台 数 ②	台 数	るもの 24		るもの ®		車 28	調 定 額
超	業	用													千月	千円	千円	千円	子円 	千円										千円
三輪の 小型自動車 自	家	用	15	.4			14					14	14		10	4			104		17					16				108
-	† D		15	4			14					14	14		10	1			104		17					16				108
営	業	用 5,2	74 5, 23	66		108	5, 128					1, 311	141	1, 170	189, 87	9			1, 499	42, 925	5, 300			123	123	5, 163				190, 537
特種用途車	家	用 14,6	96 14, 4	2, 48	6 327	1,804	9, 857	6	2	2		4, 805	426	4, 379	206, 93	3 117	10		13, 136	106, 602	14, 612	2, 400	317	2, 086	2, 086	9, 910				205, 669
1	t E	19, 9	70 19, 71	0 2, 48	6 327	1, 912	14, 985	6	2	2		6, 116	567	5, 549	396, 81	117	10		14, 635	149, 527	19, 912	2, 400	317	2, 209	2, 209	15, 073				396, 206
合 計 A +	B + C + D +	E 510, 2	57 498, 07	1 5, 72	9 947	16, 160	475, 235	5, 278	7, 473	6, 736	737	130, 656	84, 931	45, 725	16, 399, 308	73, 440	60, 413	12, 345	3, 781, 497	1, 008, 979	507, 338	5, 531	969	17, 830	17, 690	473, 205	698		973	16, 246, 042

- (注)1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。なお、令和3年3月9日付け総税都第16号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和3年4月以降に抹消処理等を行った車両については「賦課期日現在登録台数」欄には含めていない。また、令和4年3月10日付け総税都第15号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和4年4月以降に抹消処理等を行った車両については「年度末現在登録台数」欄から降いている。
 - 2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。
 - 3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条、法附則第54条第1項及び第2項の規定により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、法附則第54条第3項及び条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免 台数 」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。
 - 4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」(平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達)による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。
 - 5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定(グリーン化特例)の適用を受けた自動車の台数を記載した。
 - 6 「⑭のうち⑨に係る調定額」、「⑭のうち⑩に係る調定額」、「⑭のうち⑫に係る調定額」及び「⑭のうち⑬に係る調定額」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定を適用した後の金額を記載した。
 - 7 「図のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。
 - 8 ロータリーエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。
 - 9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

8 鉱 区 税 に 関 す る 調

	区	分	総 件 数	鉱 区 面積又は 延 長	左のうち 件 数	赤課税鉱区 面積又は 延 長	課税対件 数	対象鉱区 面積又は 延 長	調定額
砂鉱を	(試掘鉱区		6	百ァール 1,655		百アール	6	百アール 1,658	千円 221
目的としないく鉱業権		石油又は天然ガス鉱区 石油又は天然ガス鉱区以外	41	5, 002			41	5, 018	2, 007
の鉱区	採掘鉱区		41	3, 002			41	5,010	2,001
砂鉱を目	目的とす								
る鉱業権		と 法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区		千メートル		千メートル		千メートル	
	合	計	47				47		2, 228

9 狩猟税に関する調

		区	分			税	率	狩猟者登 録総件数	調定額
	((所得割額の納 ① 法第700条の ② 法第700条の	052第2項第1	号に該当する		16, 500P		273	千円 3,358
	第一種銃	③ 法附則32条④ 法附則32条⑤ 上記に該当	の2第1項に該 の2第2項に該	核当するもの	600	16, 500 P 16, 500 P 16, 500 P	$9 \times 1/2$ $9 \times 1/2$	41 97 135	336 795 2, 227
	猟免許に	所得割額の納 ⑥ 法第700条の ⑦ 法第700条の	052第2項第1	号に該当する		11,000F 11,000F		25	192
	係る登	8 法附則32条9 法附則32条⑩ 上記に該当	の2第2項に該			11,000 P 11,000 P 11,00	$9 \times 1/2$	3 12 10	16 66 110
	録	課税免除 ① 法附則第32 ② 法附則第32						616 611 5	
		(所得割額の納 ③ 法第700条の ④ 法第700条の)52第2項第1	号に該当する		8, 200円 8, 200円		4	20
	網猟免	⑤ 法附則32条⑥ 法附則32条⑥ 上記に該当	の2第1項に該 の2第2項に該	核当するもの	0 *>	8, 200 8, 200 8, 200 8, 20	$3 \times 1/2$ $3 \times 1/2$	2 1 1	8 4 8
狩猟税	光許に係る登録	所得割額の納 ® 法第700条の ® 法第700条の ③ 法附則32条 ② 法附則32条 ② 上記に該当	D52第2項第1 D52第2項第2 の2第1項に該 の2第2項に該	号に該当する。 号に該当する。 该当するもの		5, 500円 5, 500円 5, 500円 5, 500円 5, 50	$3 \times 3/4$ $3 \times 1/2$ $3 \times 1/2$		
関		課税免除 ② 法附則第32 ② 法附則第32						10 10	
係	わな猟	(所得割額の納② 法第700条の③ 法第700条の③ 法附則32条の② 法附則32条② 上記に該当	052第2項第1 052第2項第2 の2第1項に該 の2第2項に該	号に該当する。 号に該当する。 该当するもの		8, 200 F 8, 200 F 8, 200 F 8, 200 F 8, 200 F	$3 \times 3/4$ $3 \times 1/2$ $3 \times 1/2$	49 6 10 33	337 25 41 271
	免許に係る登録	所得割額の納 ⑩ 法第700条の ⑪ 法第700条の ⑫ 法附則32条 ⑱ 法附則32条 ⑱ 法計則32条	052第2項第1 052第2項第2 の2第1項に該 の2第2項に該	号に該当する。 号に該当する。 该当するもの		5, 500円 5, 500円 5, 500円 5, 500円 5, 50	$3 \times 3/4$ $3 \times 1/2$ $3 \times 1/2$	1	3
	蚁	課税免除 35 法附則第32 36 法附則第32	条第1項に該当			0,00	011	179 178 1	
	第係 二る 種登	③ 法第700条页 ③ 法第700条页				5, 500円 5, 500円		16	61
	- 養 - 鏡 - 猟 - 免	39 法附則第32 4	条第1項に該当 条第2項に該当	áするもの áするもの				4	0
	許に	④ 法附則32条④ 法附則32条④ 上記に該当	の2第2項に該			5, 500円 5, 500円 5, 50	$\times 1/2$	1 1 10	3 3 55
	1	~ 43	Ø	合	計			1, 173	3, 971

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

「一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
区分	数 量 · 件 数
引 取 数 量 ① 課税対象とならない数量 ② 差 引 ①-② ③	589,961 キロリットル 165,598 424,363 3,812 129 3,941 420,422
の分 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	2, 897 [1, 348] 2, 897 [1, 348] 1, 549 421, 971
数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数	件 18 14 44 133 287 44 151 301

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
 - 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、 税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される 軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局 長通達)に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
 - 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和4年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む。)を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

l		区		分		免 軽 油	数量	みな	すま	課税	引取	課税	普通	徴収	通告処:	分・告発	
l				Л		使 用 者 等		件数	税	. 額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
1		,					キロリットル			千円		千円		千円		千円	
ı	法第百四十四条の	輸			出												
ı	E .	課		税	済	49	57, 215										
ı	四 条	W/K						l									
ı	の 五		小	計	A	49	57, 215										
ı	法第百四十四 条の六	石	油化学	型 製 品 集	見 造 業												
ı	***																
ı		/船			舟白	2, 335	38, 736	3		69							
ı	法	1	衛隊	(機械		6	418										
ı	附	鉄 ì	道 事 業	又は軌	道事業	6	5, 232										
ı	則	農		業	等	6, 556	19, 429			67							
ı	第	林		業	等	73	5, 224										
ı	1	セメント事	製品製造業	(生コンクリート製造	業を除く)	11	180										
ı	+		コンク	-	製造業	1	13										
ı		鉱	物の	掘採	事業	51	12, 593										
ı	条	を鉱	び・さいバ	土 エ エ 、ラ ス 集	事業	1	78 35										
ı	0 {	港	湾	・ ノ ヘ ま		5	1, 461										
ı	1 1	倉	15	庫	· 未	5	140										
ı	=	貨	物利	用運送	事業	1	1										
ı	0	鉄	道貨	物積	卸業	_	_										
ı	t	航	空 運 送	<u> </u>	こス業	5	34										
1	第	廃	棄物	処 理	事 業	11	152										
ı	弗	木	材	加二		30	595										
ı	-	木	材、	市場		2	15										
ı	項	バ・	ー ク た			1	151										
┨		索	道 小	事 計	業	10	226			136							
					В	9, 110	84, 713	5		130							
1	法附則第十	-			C D												
ı	アメリカ名			市八垻民 床	E	3	23, 670										
1	外国公館等			ラー関係	F		20, 370										
ı		合	計		+C+D+E+F	9, 162	165, 598	5		136							
I	1							l	1								

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
 - 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
 - 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
 - 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
 - 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

11 徴収状況 に関する調

		調	定額	納	期内	収 入	額	滞	納額	① -	- 2	滞	呐 額	3 0	うち整	理	額
			1)				2				3	任	意	徴 収	4	差 押 徤	女 収 ⑤
	区 分	/sl			左のうち		左のうち	141 141	左のうち徴収猶予		左 の う ち 徴収猶予等	141 141	左のうち徴収猶予		左 の う ち 徴収猶予等	任 意	納税
		件数	税の額	件数	証紙徴収に係るもの	税額	証紙徴収に係るもの	件数	徴収猶予 等 係るもの	税額	徴収猶予等に係るもの	件数	徴収猶予 等 係るもの	税額	徴収猶予等 に係るもの	件数	税額
	,		千円			千円	千円			千円	千円			千円	千円		千円
	法人県民税	32, 055	2, 715, 315	27, 905		2, 574, 294		4, 150		141, 021		3, 935		134, 097		18	1,306
現	法人事業税	17, 640	27, 291, 016	15, 293		26, 676, 383		2, 347		614, 633		2, 267		585, 785		19	12, 162
年	個人事業税	12, 141	1, 041, 487	10,850		936, 152		1, 291		105, 335		1, 192		88, 401		2	50
	不動産取得税	15, 323	1, 862, 361	14, 186		1, 757, 351		1, 137		105, 010		1,064		95, 294			
課	自動車税環境性能割	19, 113	888, 964	19, 112	12, 230	888, 948	570, 500	1		16							
税	自 動 車 税 種 別 割	505, 117	16, 246, 042	447, 408	21, 788	14, 928, 181	375, 846	57, 709		1, 317, 861		56, 103		1, 258, 979		65	2, 598
化	軽油引取税	1, 887	13, 545, 264	1,520		7, 730, 166		367	236	5, 815, 098	5, 315, 932	367	236	5, 815, 098	5, 315, 932		
分	その他の県税	11, 354	23, 246, 521	11, 321		23, 237, 733		33		8, 788		33		8, 788			
	計 A	614, 630	86, 836, 970	547, 595	34, 018	78, 729, 208	946, 346	67, 035	236	8, 107, 762	5, 315, 932	64, 961	236	7, 986, 442	5, 315, 932	104	16, 116
滞糸	操越分B	3, 587	360, 036					3, 587		360, 036		1, 384		236, 452		75	4, 305
合	計 A + B	618, 217	87, 197, 006	547, 595	34, 018	78, 729, 208	946, 346	70, 622	236	8, 467, 798	5, 315, 932	66, 345	236	8, 222, 894	5, 315, 932	179	20, 421

			うち整理済額 徴 収 ⑤		入 計 4+5	⑥のうち還	付未済額	欠損	処 分	l	未 済 額 +⑦-8
	区 分	滞納処	分 徴 収		6		7		8		9
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	<u> </u>		千円		千円		千円	l .	千円		千円
	法人県民税	26	475	31, 884	2, 710, 172			15	349	156	4, 794
現	法人事業税	9	296	17, 588	27, 274, 626					52	16, 390
年	個人事業税	9	1,008	12, 053	1, 025, 611					88	15, 876
l	不動産取得税	6	548	15, 256	1, 853, 193					67	9, 168
課	自動車税環境性能割			19, 112	888, 948					1	16
税	自 動 車 税 種 別 割	192	7, 797	503, 768	16, 197, 555			4	114	1, 345	48, 373
化化	軽油引取税			1, 887	13, 545, 264						
分	その他の県税			11, 354	23, 246, 521						
	計 A	242	10, 124	612, 902	86, 741, 890			19	463	1, 709	94, 617
滞糸	内繰越分B	155	13, 025	1, 614	253, 782			245	12, 277	1, 728	93, 977
合	計 A + B	397	23, 149	614, 516	86, 995, 672			264	12, 740	3, 437	188, 594

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和4年5月末日現在により記載した。
 - 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2 期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件と し、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業 税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものに ついてそれぞれ1件として記載した。
 - 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
 - 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
 - 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
 - 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
 - 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求 又は参加差押による徴収額を記載した。

12 整理未済額の内訳

	Þ	<u> </u>	分	ì		件数	税額
							千円
財	産	差	押	額	1	108	8, 851
換	価	猶	予	額	2	49	21, 177
滞	納処	分の	停	止 額	3	20	2, 662
徴	収	猶	予	額	4	12	3, 696
徴	収	嘱	託	額	(5)		
交	付	要	求	額	6	80	2, 487
6	のうち	参 加 差	押に	係るす	5 0		292
分	納	誓	約	額	7		
そ		D		他	8	3, 168	149, 721
		計				3, 437	188, 594

⁽注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額												
区 分	過 疎 法	企業立地法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半島振興法	原 発 地 域 振 興 法	地域再生法	計						
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
事業税													
法人	13, 311				2, 224		15, 535						
不動産取得税	5, 095		34, 277	1, 976	8, 409		49, 757						
固定資産税(特例分)													
計	18, 406		34, 277	1, 976	10, 633		65, 292						

^{2 「}財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

14 地 方 税 に 関 す る 争 訟 に 関 す る 調

(1) 不服申立て

区分	要 処	理 件	数	処 理 済 件 数	翌年度への繰越
Z ,	前年度からの繰越	本年度発生	合 計	却 下 棄 却 一部取消 全部取消 取 下 合 計	立十及一切保险
個 人事 業 自主決定分 就					
課 不動産取得税		1	1		1
軽油引取税					
その他の税					
徴収					
上 記 以 外					
合 計		1	1		1

(2) 訴 訟

(Z)	그래 선물	前年度末	当該年度中	計	(I))の事(牛発生	年度別	小内訳		当該年度中		(4)	の完結	事由別	小内訳		当該年度末	(5)の{	系属審級	別内訳
区	分	係属件数	発 生 件 数 ②	0 1 0	27以前	l	29	30	元	2	の完結件数	取下	却下			一部敗訴	敗訴	係属件数 ③-④ ⑤	1 案		
賦	、個 人 非自主決定分 事 (自主決定分 税																				
	不動産取得税軽油引取税																				
	その他の税																				
徴 収																					
そ	の他		1	1														1	1		
	슴 計		1	1														1	1		

15 犯 則 事 件 に 関 す る 調

			度から越件数	犯	則摘発	通	告 処	分	通告	履行	告 直	告 発	発 通告不履	不	問	通知処分	時効完成		度 へ の 件 数	
	丛 分	処 分 未 済	•	件	数	件数	左 の 脱税額	通告額	件数	履行額	件数	左 の	行による 告発件数	件数	左 の 脱税額	件数	件 数			行済
National Process	区 分 (法144条の22 にす	の繰	越件数		Ι ± Φ		告 左脱 千	1	件数	I	直	告 発 左 税 イ の額	通告不履 行による					繰 越	件 数	
合	(両罰規定による行) 為者に対するもの 計 (両罰規定による行) 為者に対するもの																			

16 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区	分	延滞金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件	数	6, 183	968
金	額	82,713 千円	5,120 千円

(2) 過少申告加算金等

	区 分				過/	少申	告加算金	不申	告加算金	重力	加算金	合	計
			分		件	数	金額	件 数	金額	件数	金額	件 数	金額
							千円		千円		千円		千円
法	人	事	業	税		50	257	72	810	209	12, 613	331	13, 680
ゴ	ルフ	場	利用	税								0	0
軽	油	引	取	税		20	25	1	3			21	28
そ		の		他		3	10	8	26			11	36
		計				73	292	81	839	209	12, 613	363	13, 744

17 徴税費に関する調(累年比較)

(単位:千円)

人 (件) 手 (力) 税 (力) 務 (力) 特 (力) 月 (力) 1,312 (293,943) 1,312 (284, (309, (208, (2	, 839
税収入 調 定 額 (ロ) 186,395,263 144,854, 収 入 額 (ハ) 184,260,899 142,930, (人 職 員 給 586,861 575, 諸 程 過 勤 務 手 当 25,820 24, 手 税 務 特 別 手 当 1,312 1, 件 当 そ の 他 の 手 当 293,943 284, 小 子 の 他 の 人 件 費 213,630 208, 計 1,121,566 1,093, 旅 費 6,553 7, (費	136 147, 671, 560 148, 191, 472 153, 932, 42 147 145, 874, 817 146, 191, 197 152, 435, 84 137 586, 097 580, 183 596, 82
収 入 額 (ハ) 184, 260, 899 142, 930, (人 職 員 給 586, 861 575, 諸 超 過 勤 務 手 当 25, 820 24,	, 479
横 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	, 357 586, 097 580, 183 596, 82
A	
人 (件) 手 (利) (税) (税) (税) (財) (月)	, 592 26, 876 22, 161 23, 34
事 税 務 特 別 手 当 1,312 1, 312 293,943 284, 309, 4 3 309,	
専 小 計 321,075 309,208,208,208,300 その他の人件費 213,630 208,1,121,566 1,093,565 旅 費 6,553 7,55 需 無 費 54,221 59,5651 通信運搬費 55,651 54,54,54	, 204 1, 078 842 74
費 その他の人件費 213,630 208, 1,121,566 計 1,121,566 1,093, 1,121,566 旅 費 6,553 7, 5,53 需 無 無 54,221 59, 55,651 通信運搬費 55,651 54, 54, 54, 54, 54, 54, 56, 651	, 097 290, 645 293, 583 294, 50
(数) その他の人件費 213,630 1,093, (数) 計 6,553 7, (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (大) (大) (大)	, 893 318, 599 316, 586 318, 5 <u>9</u>
微 旅 費 6,553 7, 需 無 用 費 54,221 59, 通 信 運 搬 費 55,651 54,	384 207, 647 217, 047 205, 21
微 無 無 用 費 54,221 59, 通 信 運 搬 費 55,651 54,	, 634
無	,078 6,245 1,902 1,98
通信運搬費55,651 54,	585 64,829 61,642 63,64
田	, 752 53, 662 51, 003 50, 68
	, 789 201 186 15
せ そ の 他 44,056 45,	, 082 45, 142 44, 020 47, 49
計 157,977 163,	, 208 163, 834 156, 851 161, 94
税 / 個人県民税徴収取扱費 1,875,592 1,879,	, 191 1, 888, 143 1, 893, 613 1, 885, 59
微 微 納 税 義 務 者 数 分 1,818,090 1,818,	, 251
I →	689 455 391 44
収 訳 そ の 他 56,538 60,	, 251 65, 649 66, 348 69, 82
費 取 地方消費税徴収取扱費 217,913 80,	,003 90,902 87,076 81,31
	, 796 2, 791 2, 699 2, 71
	, 152 343, 131 328, 472 327, 20
等 解 油 引 取 税 333,712 341,	150
し	, 152 343, 131 328, 472 327, 20
計 2,432,242 2,305,	, 152 343, 131 328, 472 327, 20 , 142 2, 196 2, 130 1, 93
合計 (二) 3,718,338 3,569,	, 142 2, 196 2, 130 1, 93

区	分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	()	%	%	%	%	%
	対 予 算 額 (ニ) (イ)	2.02	2.50	2.48	2. 48	2. 36
税収入に対する 徴税費の割合	対 調 定 額 (二)	1.99	2. 46	2. 44	2. 42	2. 33
	対 収 入 額 (二)	2. 02	2. 50	2. 47	2. 45	2. 35
	(吏 員	人 172	人 170	人 169	人 166	人 171
	その他					
₩ 徴税 吏員等数 <	更 員 そ の 他 計 (ホ)	172	170	169	166	171
	に 時職員	9	9	10	10	9
徴税 吏員 1 人	当たり徴税額 (ハ)(ホ)	千円 1,071,284	千円 840, 768	千円 863, 165	千円 880,670	千円 891, 438
	(人件費(含旅費)	6, 559	6, 475	6, 619	6, 721	6, 565
 徴税吏員1人 当たり徴税費	物件費(含徵収取扱費等)	15, 059	14, 520	14, 740	14, 885	14, 390
	計 <u>(二)</u> (本)	21, 618	20, 995	21, 358	21, 606	20, 955
県税	部 等 数	6	6	6	6	6

- (注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数によった。ただし、臨時職員については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。
 - 2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。
 - 3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び臨時職員等のため支出した人件費等を記載した。

18 税務機構に関する調

事務別税務職員配置数

	177777	7 1707	7J 774 27		•								
				総務	関係	直税	関係	間税	関係	徴収	関係	合	計
区			分	吏員等	会計年度 任用職員等								
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
本			庁	17	1	3		1		1		22	1
事	務	所	等	25		55	1	15	1	54	6	149	8
	i	Ħ		42	1	58	1	16	1	55	6	171	9